

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
社会的養護下の子ども等への自立支援のあり方に関する調査研究
事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社

目次

1. 事業概要.....	1
(1) 背景と目的.....	1
(2) 実施内容.....	2
(3) 検討委員会の設置概要.....	5
(4) 結果の公表方法.....	7
2. 調査結果.....	8
(1) 自治体向け質問紙調査.....	8
(2) 児童自立生活援助事業者向け実態把握調査.....	44
(3) 社会的養護自立支援拠点事業者向け実態把握調査.....	65
(4) ヒアリング調査.....	91
3. 考察.....	100
(1) リサーチクエスチョン1について（社会的養護自立支援拠点事業における アウトリーチとして、誰がどのように自立支援を必要とする人を支援に繋いでい るか）.....	100
(2) リサーチクエスチョン2について（児童自立生活援助事業及び社会的養護自 立支援拠点事業において、どのような自立支援が行われているか）.....	104
(3) リサーチクエスチョン3について（社会的養護下のこども等について事業と しての支援が終了できないケースにおいて、その要因はなにか）.....	109
(4) リサーチクエスチョン4について（社会的養護下のこども等について事業と しての支援が終了できたケースにおいて、その要因はなにか）.....	110
(5) その他（「支援の終了」「自立」の考え方について）.....	111
4. 総論.....	112
付録.....	113
付録 質問紙調査 調査票.....	113

1. 事業概要

本章では、本事業の実施背景、目的及び具体的な事業の実施内容等について記載する。

(1) 背景と目的

①背景

令和4年改正児童福祉法においては、社会的養護経験者等の実情把握及び自立に必要な援助が、新たに都道府県の業務として法律上位置付けられ、併せて、「児童自立生活援助事業」について、実施場所及び対象年齢の弾力化が図られたほか、虐待経験等がありながら公的支援につながっていなかった者も含め、生活、就労及び自立に関する相談支援や、措置解除者等の相互交流の場の提供等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設された。

これを踏まえ、令和6年3月には、社会的養護経験者等への支援を行う際の参考とすることを目的として、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」が策定された一方で、これらの事業の実施状況や支援内容については、地域間及び事業所間で差異が生じている可能性があり、令和6年4月1日に施行された令和4年改正児童福祉法の改正内容の影響についても十分に把握する必要がある。

このため、年齢、進路先及び自立の段階に応じた自立支援の実態や課題を明らかにすることが求められている。

②目的

前記①の背景を踏まえ、本事業は、社会的養護下のこども等に対する自立支援の一層の充実を図ることを目的として実施するものである。

具体的には、質問紙調査及びヒアリング調査を通じて、年齢、進路先及び自立の段階に応じた支援の実施状況や支援内容の実態を把握するとともに、支援の提供体制、関係機関との連携状況、利用状況及び利用上の課題等について整理・分析を行う。

併せて、地域間及び事業所間における取組の差異や先進的な取組事例等を把握し、現行制度の運用状況及び令和4年改正児童福祉法の施行による影響も踏まえつつ、今後の効果的かつ持続可能な自立支援のあり方について検討を行い、これらを通じて、社会的養護経験者等への支援の質の向上及び均てん化に資する基礎的知見を得ることを目指すものである。

(2) 実施内容

社会的養護下のこども等への自立支援のあり方に関する調査研究として、主に下記3つの事項を実施する。

図表 1 事業実施概要

項目	概要
検討委員会の設置	<ul style="list-style-type: none">• 本事業の事業方針、実態把握調査の調査項目及び調査結果を踏まえた考察の検討を行うための検討委員会を設置
実態把握調査の実施	<ul style="list-style-type: none">• 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）、児童自立生活援助事業者、社会的養護自立支援拠点事業者及び当事者（事業の利用者及び元利用者）に対し、実態を把握し、課題を抽出するための調査を実施<ul style="list-style-type: none">➤ 質問紙調査<ul style="list-style-type: none">◇ 都道府県等、児童自立生活援助事業者及び社会的養護自立支援拠点事業者向けに質問紙調査を実施◇ 両事業における自立支援についての取組状況を把握するとともに課題を抽出➤ ヒアリング調査<ul style="list-style-type: none">◇ 実態把握調査等により把握した情報を深掘するため、都道府県等、児童自立生活援助事業者、社会的養護自立支援拠点事業者及び当事者（事業の利用者及び元利用者）向けにヒアリング調査を実施◇ 支援者及び支援を利用する者の両面から、社会的養護下のこども等への自立支援について、取組状況や課題、効果的な自立支援等を把握
実態把握調査の分析	<ul style="list-style-type: none">• 各実態把握調査について、自立支援の実施に関する現状及び課題を明らかにした上で分析を行い、今後の施策を検討するための基礎資料とする

また、本事業において明らかにすべき課題を具体化し、実態把握調査の実施および分析を体系的に進めるとともに、自立支援の実態を把握し、今後の効果的な支援方法等を検討することを目的として、予め以下のリサーチクエストを設定し、実態調査を行った。

図表 2 リサーチクエスト

リサーチクエスト	各リサーチクエストの設定目的
<p>1 社会的養護自立支援拠点事業におけるアウトリーチとして、誰がどのように自立支援を必要とする人を支援に繋いでいるか</p>	<p>措置解除者及びこれまで公的支援へ繋がらなかった者等について、どのような経路・契機により社会的養護自立支援拠点事業へとつながったのかを明らかにする。特に、社会的養護自立支援拠点事業の支援対象となっているこれまで公的支援に繋がらなかった者へのアウトリーチの方法について把握する。</p>
<p>2 児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業において、どのような自立支援が行われているか</p>	<p>社会的養護下のこども等の状態に応じた支援の実態を明らかにする。障害の有無や年齢等を含む利用者の属性及び提供されている支援内容を中心に、支援実態の収集・分析を通じて現状を把握する。</p>
<p>3 社会的養護下のこども等について事業としての支援が終了できないケースにおいて、その要因はなにか ※本事業では、児童自立生活援助事業の場合は退所、社会的養護自立支援拠点事業の場合は自立支援計画の目標を達成した状態を支援の終了とする</p>	<p>社会的養護下のこども等が支援の終了に向けて抱えている課題や、自立の阻害要因等を把握する。</p>
<p>4 社会的養護下のこども等について事業としての支援を終了できたケースにおいて、その要因はなにか</p>	<p>社会的養護下のこども等に対して効果的な支援の内容を把握する。 特に、支援を終了した当事者にヒアリングを行うことで、効果的であった自立支援の内容を当事者目線からも把握する。</p>

なお、本事業は下記のスケジュールで実施する。

図表 3 事業実施スケジュール

	事業全体	検討委員会	実態把握調査	ヒアリング調査
令和7年 7月				
8月		↑ 委員事前 説明 ↓	↑ 実態把握調査 調査設計 ↓	
9月			↑ 調査修正 ↓	
10月		★第1回 委員会	↑ アンケート 調査実査 ↓	↑
11月			↑ 集計・分析 ↓	↑ ヒアリング 実施・取り まとめ ↓
令和8年 1月	↑ 報告書案 作成 ↓	★第2回 委員会	↑ 委員会の 議論を踏 まえた追 加の分析 ↓	
2月		★第3回 委員会		
3月	↑ 報告書案 修正 ↓			

(3) 検討委員会の設置概要

本事業では、有識者から助言を得るための検討委員会を設置し、本事業の事業方針、実態把握調査の調査項目及び調査結果を踏まえた施策の検討について議論した。

① 検討委員会委員・事務局体制

検討委員会委員、オブザーバー及び事務局体制は図表 4 から図表 6 のとおりである。なお、座長には指名により林浩康氏が就任した。

図表 4 検討委員会委員

氏名	所属
石川 浩子	一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 本部理事
浦田 雅夫	京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授
影山 孝	東京都児童相談センター 児童相談専門員
眞保 和彦	公益財団法人全国里親会 副会長
内藤 直人	全国自立援助ホーム協議会 調査研究委員長
林 恵子	認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル 理事長
林 浩康	日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授
福本 啓介	あすなろサポートステーション 所長
ブローハン 聡	一般社団法人コンパスナビ 代表理事
松崎 剛	全国児童養護施設協議会 副会長
薬師寺 真	岡山県 倉敷児童相談所 所長

(50 音順、敬称略)

図表 5 オブザーバー

氏名	所属
後藤 博規	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 課長補佐
胡内 敦司	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 企画調整官 兼 課長補佐
岩瀬 豊明	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 課長補佐
篠原 修二	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 社会的養護専門官
榎本 亮	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 指導係 係長

図表 6 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
当新 卓也	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
池田 真由	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
堀内 美南	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト

② 検討委員会開催概要

検討委員会の実施状況は図表 7 のとおりである。なお、全 3 回の検討委員会はすべてオンラインでの開催とした。

図表 7 検討委員会議題

開催日	主な議題
第 1 回 令和 7 年 10 月 2 日	<ul style="list-style-type: none">• 事業概要の説明• リサーチクエスチョンの設定• 質問紙調査（3 種）の設問の検討・確定• ヒアリング調査（4 種）の設問の検討・確定• ヒアリング調査対象の検討
第 2 回 令和 8 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none">• 質問紙調査（3 種）調査結果の報告• ヒアリング調査（4 種）調査結果の中間報告（ヒアリング完了分を報告）• 調査結果を踏まえた仮説の中間検証、意見交換• 事業報告書骨子の検討
第 3 回 令和 8 年 2 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">• ヒアリング調査 調査結果の最終報告• 調査結果を踏まえたリサーチクエスチョンへの解のとりまとめ• 事業報告書案の検討

（４）結果の公表方法

本事業の成果物は PwC コンサルティング合同会社の公式サイトにて公開予定。

2. 調査結果

本章では、本事業で実施した実態把握調査の結果について記載する。

(1) 自治体向け質問紙調査

① 調査概要

調査目的

都道府県等における児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業や、社会的養護自立支援実態把握調査の実施状況等を把握するとともに、事業の展開に係る課題を明らかにする。

調査対象

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（悉皆、計 83 か所）を対象とする。

調査方法

こども家庭庁を通じて都道府県等に調査票を配布する。調査票は、web アンケート票で作成する。

調査項目

具体的な調査項目は、図表 8 のとおりである（詳細は付録に記載）。

図表 8 主な調査項目（自治体向け実態把握調査）

①自治体向け質問紙調査	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 自治体名 担当部署
児童自立生活援助事業について	<ul style="list-style-type: none"> 事業の利用対象者 事業の申込人数・受入人数 児童自立生活援助事業について、どのようなニーズがあるか 措置解除者等への事業の案内方法 児童相談所と児童自立生活援助事業所の連携内容 自立支援について、当事者がどのような状態であれば、支援を終結できる（退所できる）と判断しているか（判断指標）
社会的養護自立支援拠点事業について	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施有無 事業の利用者数 管内の事業者数の過不足 社会的養護自立支援拠点事業について、どのようなニーズがあるか 措置解除者等への事業の案内方法 これまで公的支援に繋がらなかった者への周知方法
社会的養護自立支援実態把握調査について	<ul style="list-style-type: none"> 調査の実施有無 調査内容の検討方法 自立支援の体制評価の実施方法 <p>※本調査において「社会的養護自立支援実態把握調査」とは、国の社会的養護自立支援実態把握事業又は自治体の独自事業として実施した調査とする。</p>
社会的養護自立支援協議会について	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護自立支援協議会の設置有無 設置無の場合の理由 社会的養護自立支援協議会の構成員

①自治体向け質問紙調査	
	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護自立支援協議会の開催頻度 <p>※本調査において「社会的養護自立支援協議会」とは、国の社会的養護自立支援実態把握事業として設置している、社会的養護自立支援協議会とする。</p>

②回答数

自治体向け質問紙調査の回答数及び回答率は以下のとおりである。

図表 9 回収状況（自治体向け実態把握調査）

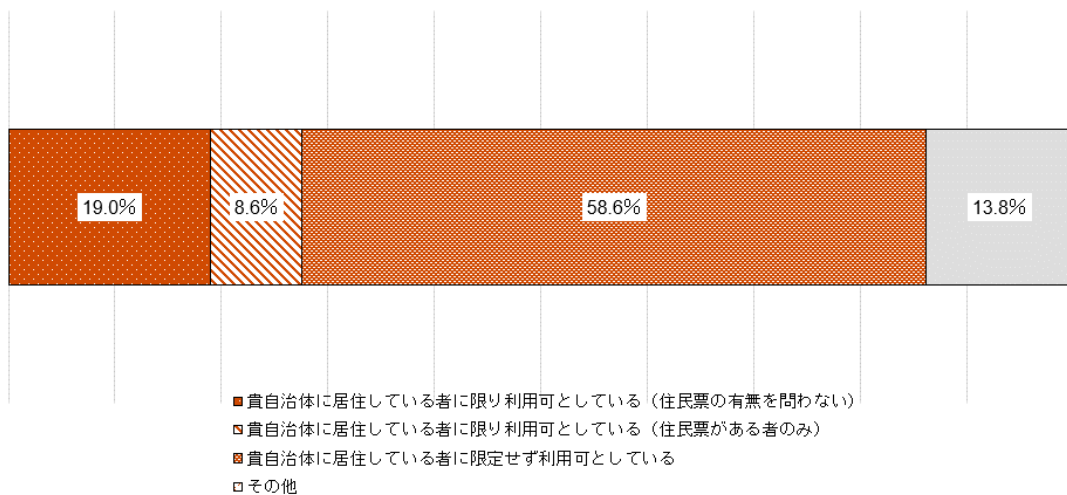
調査対象数	83 か所
有効回答数	58 か所
有効回答率	69.9%

以下に各設問に関する具体的な調査結果を示す。

児童自立生活援助事業（I型）の利用対象とする者

児童自立生活援助事業（I型）の利用対象とする者について、「自治体に居住している者に限定せず利用可としている」が最多の 58.6%、「自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票の有無を問わない）」が次点の 19.0%であった。また、「その他」については、全体の 13.8%（8件）であったが、「原則、自治体に居住している者に限り利用可（住民票の有無を問わない）」としているが、自治体内の施設に措置されていた児童である場合には、利用対象としている。（2件）や、「児童自立生活援助事業（I型）を実施していない。」（1件）などといった回答であった。

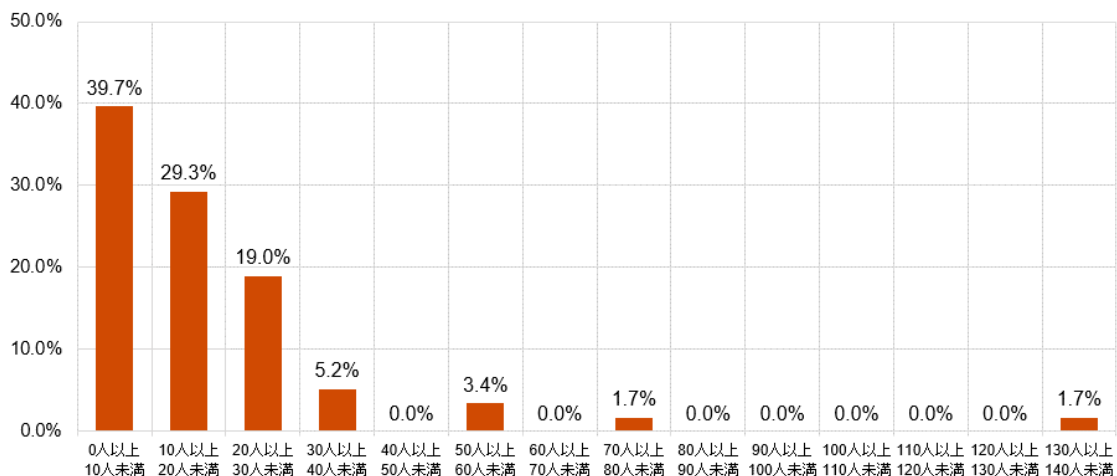
図表 10 児童自立生活援助事業（I型）の利用対象とする者（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（I型）の申込み人数（延べ）

令和6年度中の児童自立生活援助事業（I型）の申込人数について、「0人以上10人未満」が最多の39.7%、「10人以上20人未満」が次点の29.3%であった。

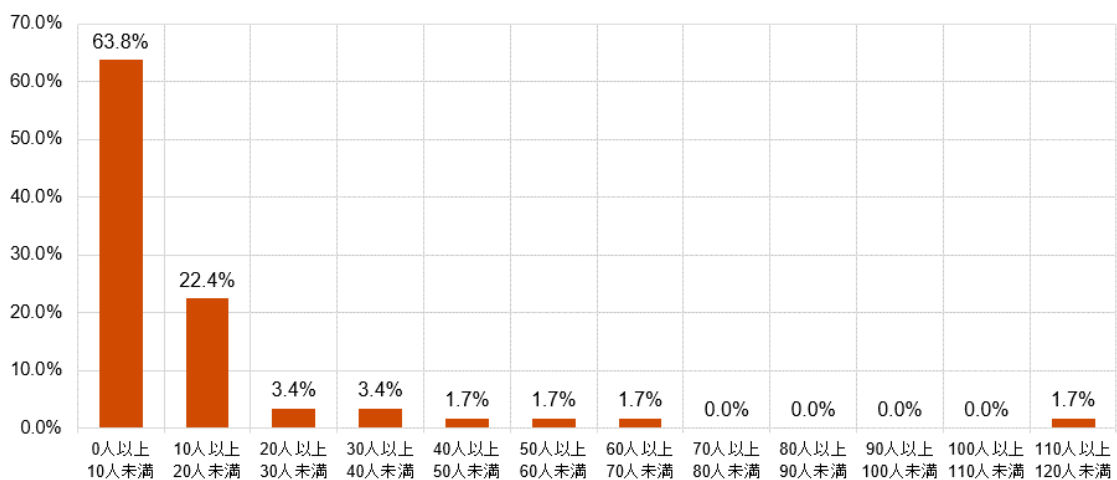
図表 11 児童自立生活援助事業（I型）への申込み人数（R6年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（I型）の申込み人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の児童自立生活援助事業（I型）の申込人数について、「0人以上10人未満」が最多の63.8%、「10人以上20人未満」が次点の22.4%であった。

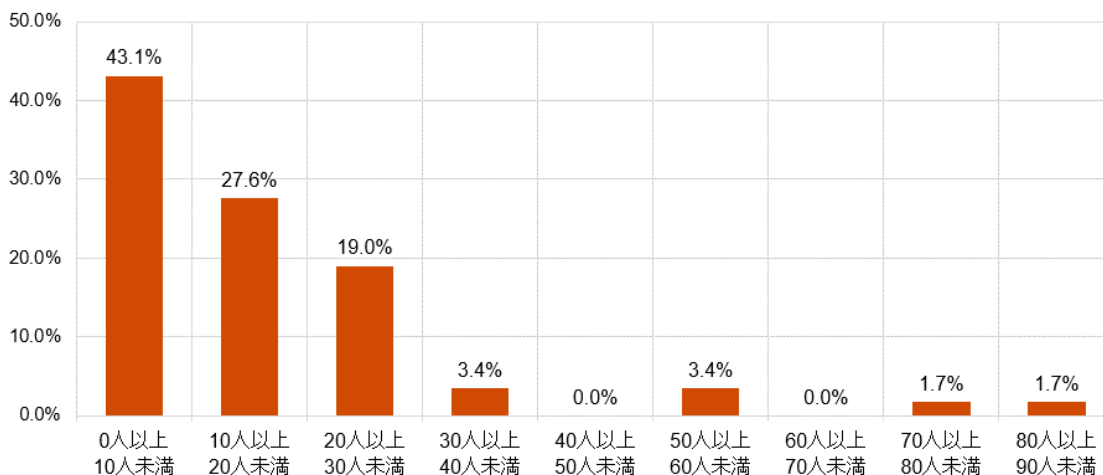
図表 12 児童自立生活援助事業（I型）への申込み人数（R7年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（I型）の受入人数（延べ）

令和6年度中の児童自立生活援助事業（I型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上10人未満」が最多の43.1%、「10人以上20人未満」が次点の27.6%であった。

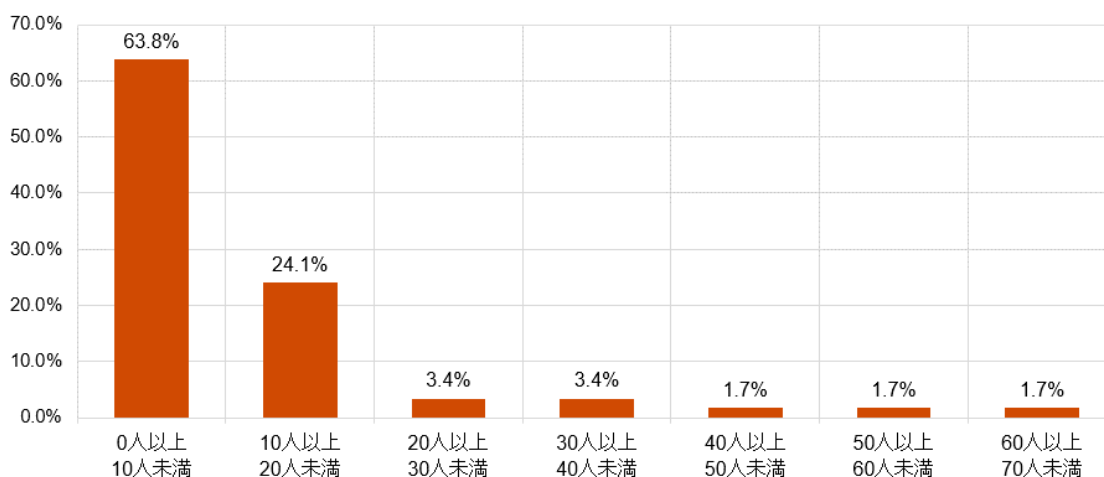
図表 13 児童自立生活援助事業（I型）で実際に受け入れた人数（R6年度中）
(n=58、単一回答)



児童自立生活援助事業（I型）の受入人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の児童自立生活援助事業（I型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上10人未満」が最多の63.8%、「10人以上20人未満」が次点の24.1%であった。

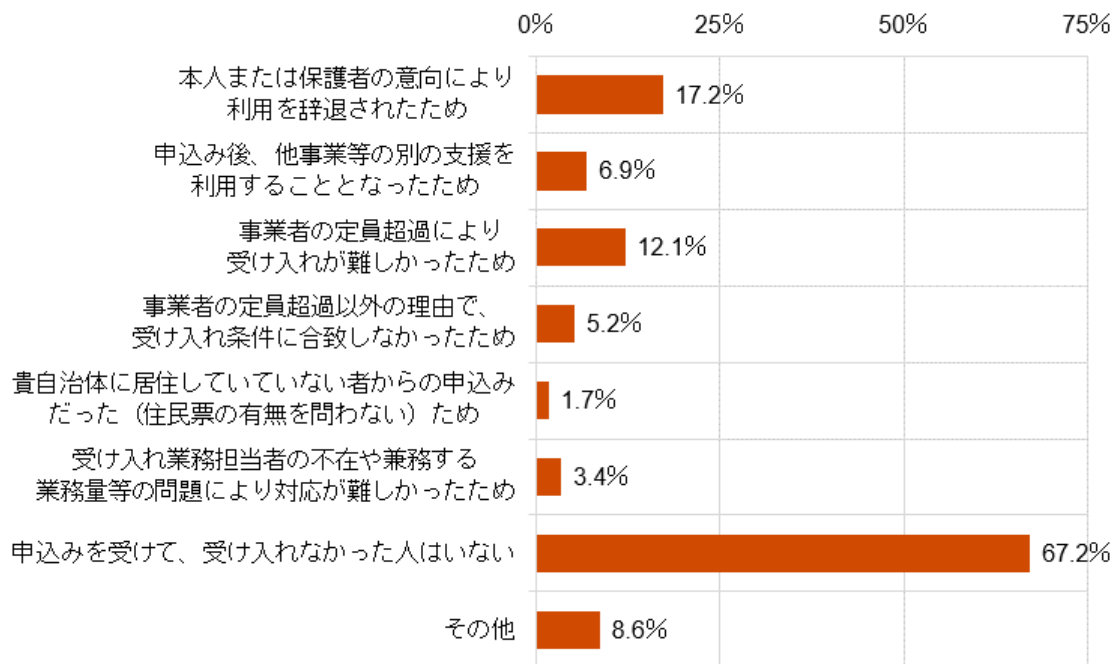
図表 14 児童自立生活援助事業（I型）で実際に受け入れた人数（R7年度中）
(n=58、単一回答)



児童自立生活援助事業（I型）の申込みがあったが受け入れなかった理由

児童自立生活援助事業（I型）への申込みを受けたが、受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合の理由について、「本人または保護者の意向により利用を辞退されたため」が最多の17.2%、「事業者の定員超過により受け入れが難しかったため」が次点の12.1%であった。なお、「申込みを受けて、受け入れなかった人はいない」と回答した都道府県等は全体の67.2%であった。また、「その他」については、全体の8.6%（5件）であったが、「他の自治体にて利用開始となった。」（1件）や、「児童自立生活援助事業（I型）を実施していない。」（1件）などといった回答であった。

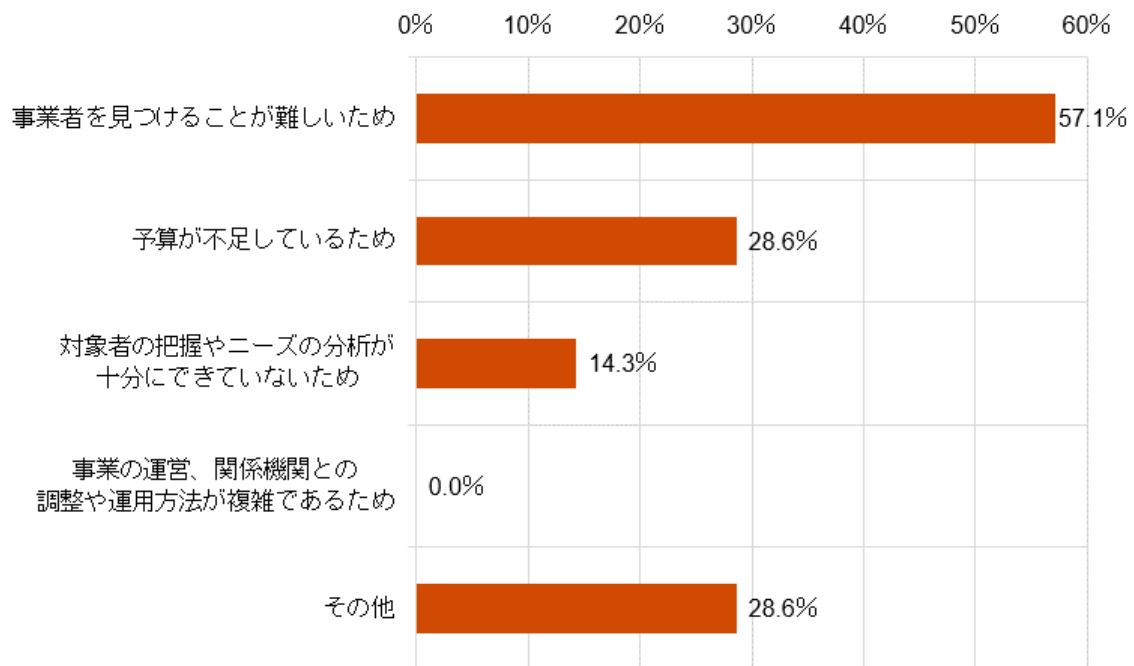
図表 15 受け入れなかった人がいる場合の理由（n=58、複数回答）



児童自立生活援助事業（I型）の事業者数を増やすことが困難な理由

児童自立生活援助事業（I型）への申込みを受けたが、定員超過により受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がある場合、事業者数を増やすことが困難である理由について、「事業者を見つけることが難しいため」が最多の57.1%であった。また、「その他」については、全体の28.6%（2件）であったが、「事業者の質を担保する要件が示されなければ、増加させる方向性は見いだせない。」（1件）や、「事業者数は十分であるが、タイミングによって定員超過による受け入れ不可となる場合がある。」（1件）といった回答であった。

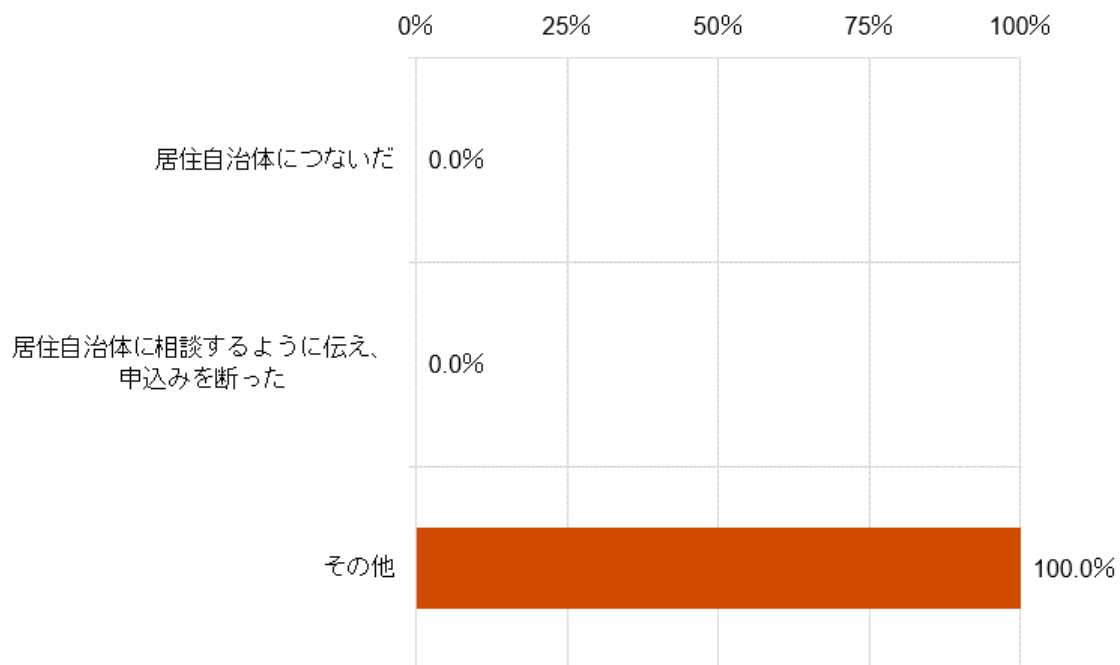
図表 16 定員超過により受け入れなかった人がある場合の事業者数を増やすことが困難な理由
(n=7、複数回答)



児童自立生活援助事業（I型）における居住者以外からの申込みへの対応

都道府県等に居住していないためI型への申込みを受け入れなかった者がいる場合、どのような対応を行ったかについて、回答は「その他」1件のみであった。具体的には、「県外居住者でも受け入れ可能な事業所へつないだ。」といった回答であった。

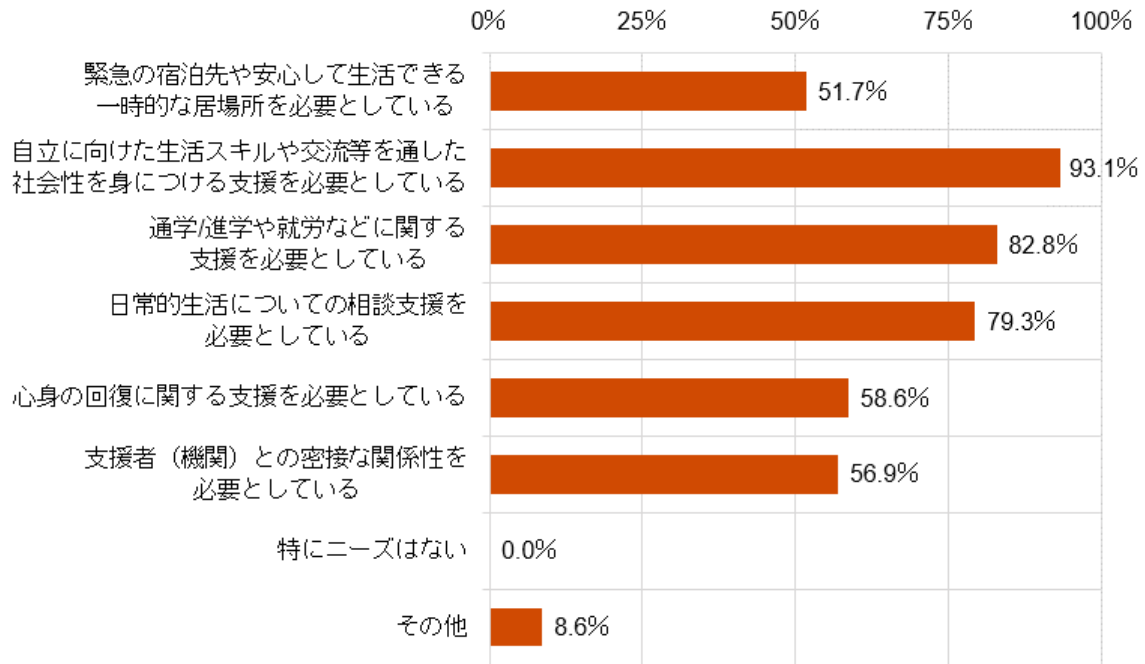
図表 17 申込みを受け入れなかった者がいる場合の対応（n=1、複数回答）



児童自立生活援助事業（I型）のニーズ

児童自立生活援助事業（I型）において考えられるニーズについて、「自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている」が最多の93.1%、「通学/進学や就労などに関する支援を必要としている」が次点の82.8%であった。また、「その他」については、全体の8.6%（5件）であったが、「金銭管理を必要としている。」（1件）や、「家庭以外の居住先を必要としている。」（1件）などといった回答があった。

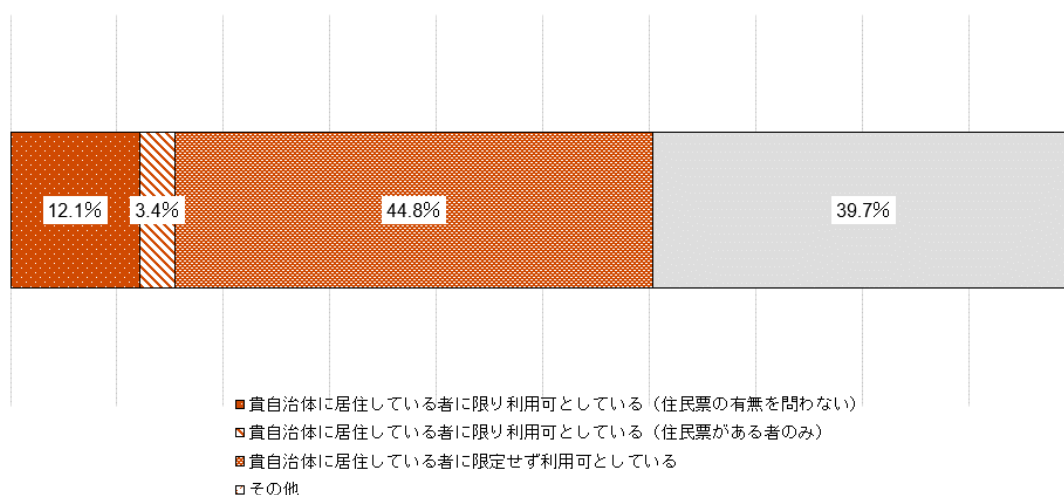
図表 18 児童自立生活援助事業（I型）のニーズ
(n=58、複数回答)



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の利用対象とする者

児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の利用対象とする者について、「自治体に居住している者に限定せず利用可としている」が最多の 44.8%、「自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票の有無を問わない）」が次点の 12.1%であった。また、「その他」については、全体の 39.7%（23 件）であったが、「児童自立生活援助事業（Ⅱ型）を実施していない。」（12 件）や、「原則、自治体に居住している者に限り利用可（住民票の有無を問わない）としているが、自治体内の施設に措置されていた児童である場合には、利用対象としている。」（2 件）、「児童自立生活援助事業（Ⅱ型）を実施している当該施設の退所者に利用対象を限定している。」（2 件）などといった回答であった。

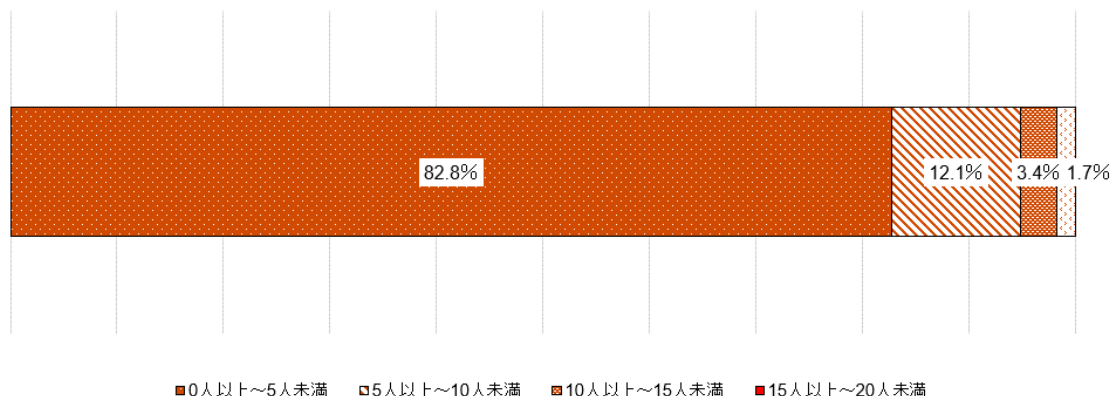
図表 19 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の利用対象とする者（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込み人数（延べ）

令和 6 年度中の児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込み人数について、「0 人以上 5 人未満」が最多の 32.8%、「5 人以上 10 人未満」が次点の 12.1%であった。

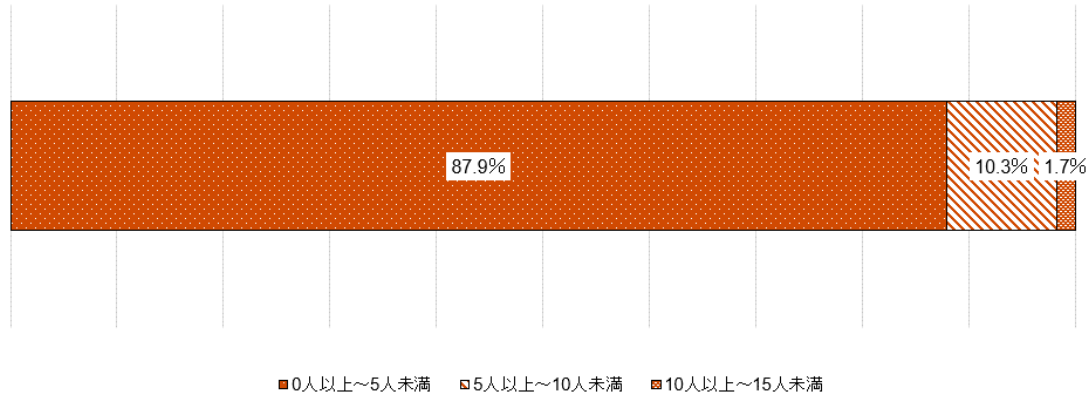
図表 20 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込み人数（R6 年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込み人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上5人未満」が最多の87.9%、「5人以上10人未満」が次点の10.3%であった。

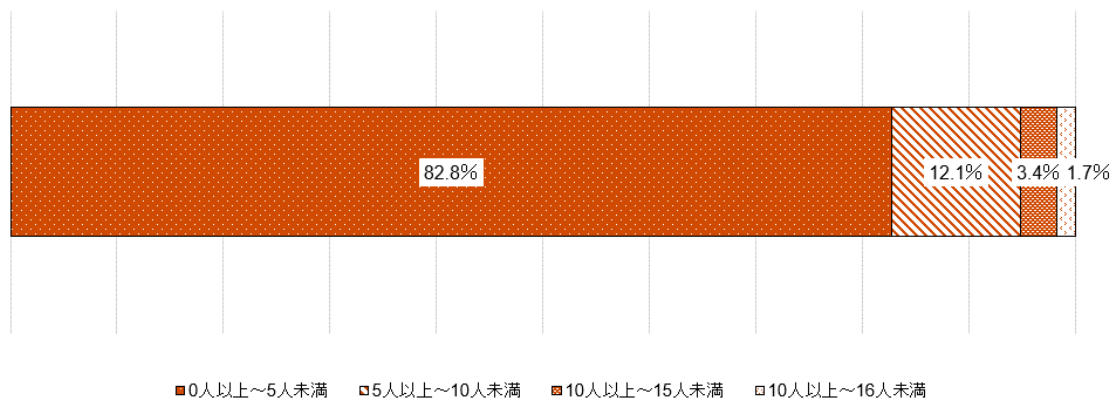
図表 21 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込み人数（R7年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の受入人数（延べ）

令和6年度中の児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上5人未満」が最多の82.8%、「5人以上10人未満」が次点の12.1%であった。

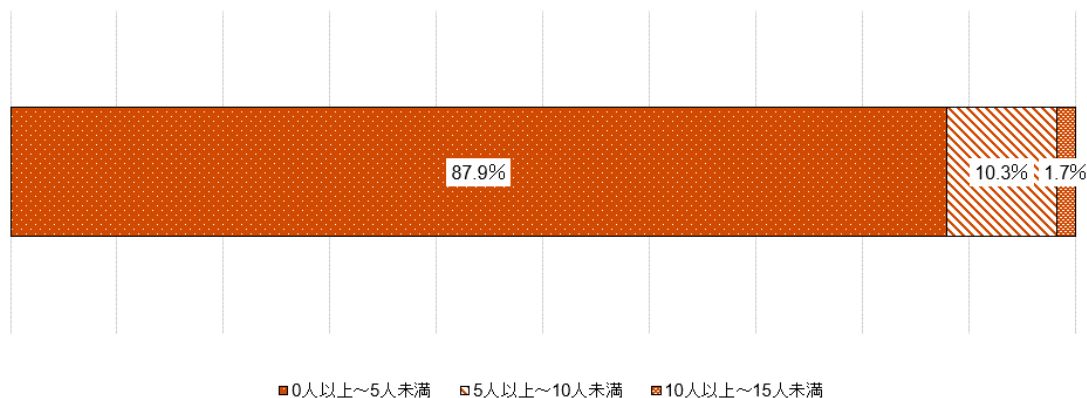
図表 22 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）で実際に受け入れた人数（R6年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の受入人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上5人未満」が最多の87.9%、「5人以上10人未満」が次点の10.3%であった。

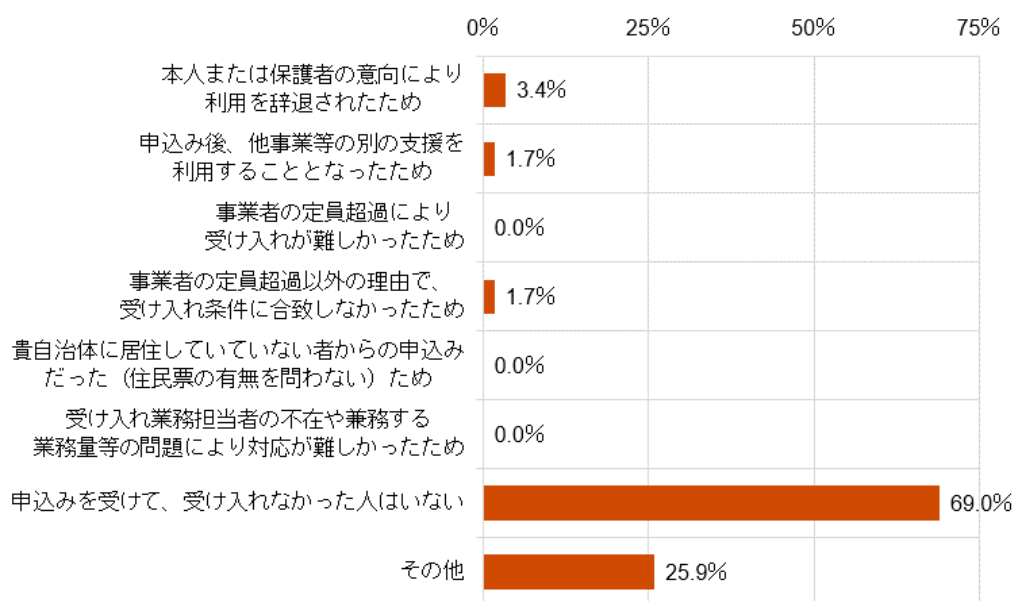
図表 23 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）で実際に受け入れた人数（R7年度中）
(n=58、単一回答)



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の申込みがあったが受け入れなかった理由

児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込みを受けたが、受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合の理由について、「本人または保護者の意向により利用を辞退されたため」が最多の3.4%であった。なお、「申込みを受けて、受け入れなかった人はいない」と回答した都道府県等は全体の69.0%であった。また、「その他」と回答した都道府県等は、全体の25.9%（15件）であったが、「申込実績がない。」（8件）や、「児童自立生活援助事業（Ⅱ型）を実施していない。」（7件）といった回答であった。

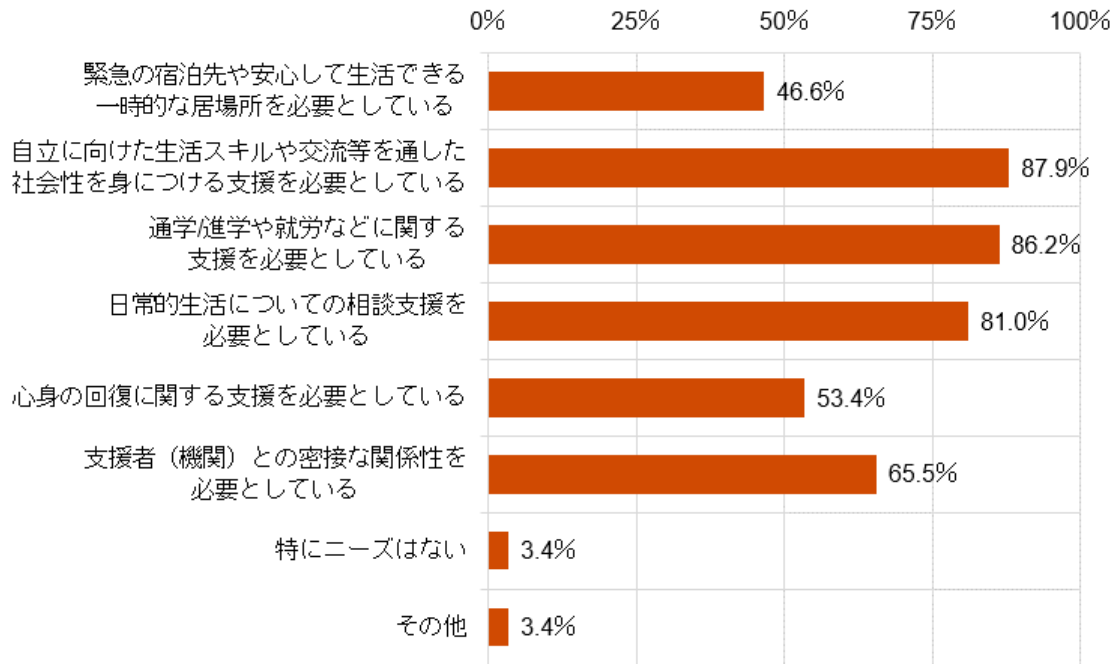
図表 24 申込みを受けたが受け入れなかった人がいる場合の理由（n=58、複数回答）



児童自立生活援助事業（Ⅱ型）のニーズ

児童自立生活援助事業（Ⅱ型）において考えられるニーズについて、「自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている」が最多の87.9%、「通学/進学や就労などに関する支援を必要としている」が次点の86.2%であった。また、「その他」については、全体の3.4%（2件）であったが、「児童自立生活援助事業（Ⅱ型）を実施していない。」（1件）や「不明」（1件）といった回答であった。

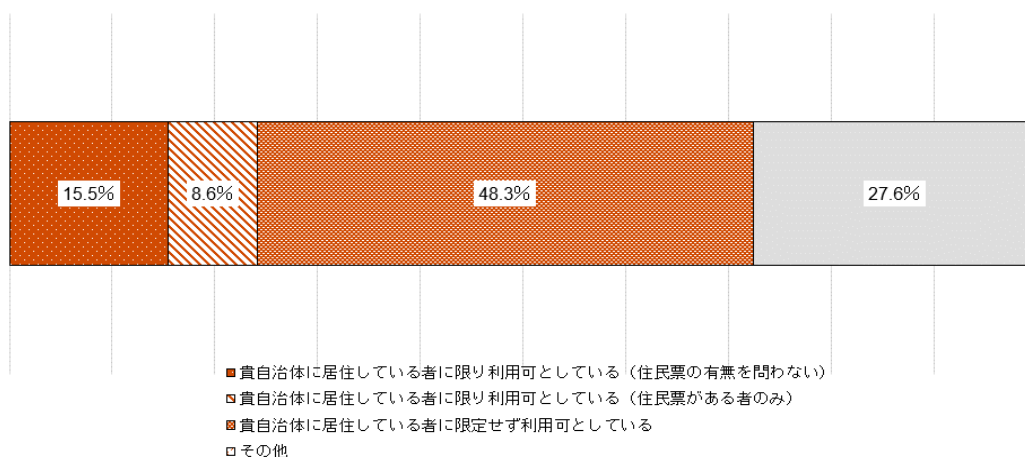
図表 25 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）のニーズ
(n=58、複数回答)



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の利用対象とする者

児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の利用対象とする者について、「自治体に居住している者に限定せず利用可としている」が最多の 48.3%、「自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票の有無を問わない）」が次点の 15.5%であった。また、「その他」については、全体の 27.6%（16 件）であったが、「児童自立生活援助事業（Ⅲ型）を実施していない。」（6 件）や、「原則、自治体に居住している者に限り利用可（住民票の有無を問わない）としているが、自治体内の施設に措置されていた児童である場合には、利用対象としている。」（2 件）、「児童自立生活援助事業（Ⅲ型）を実施している当該里親・ファミリーホームの退所者に利用対象を限定している。」（2 件）などといった回答であった。

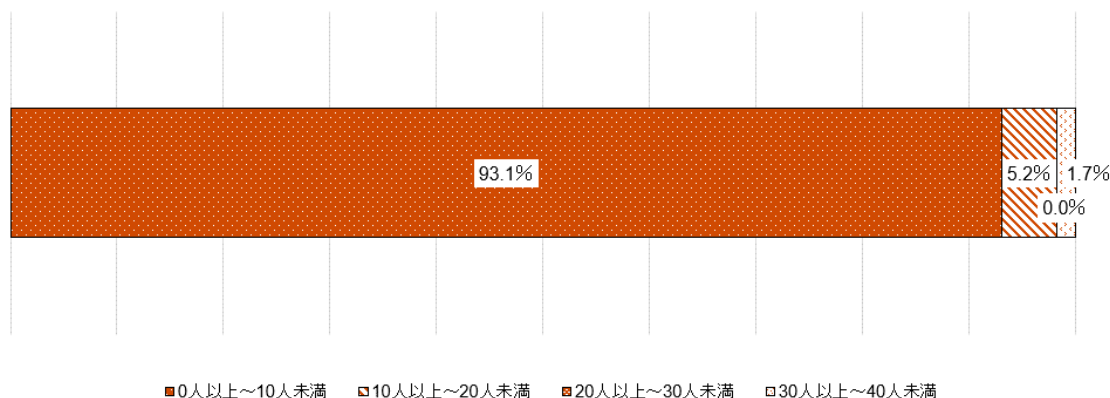
図表 26 児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の利用対象とする者（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込み人数（延べ）

令和 6 年度中の児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込み人数について、「0 人以上 10 人未満」が最多の 93.1%、「10 人以上 20 人未満」が次点の 5.2%であった。

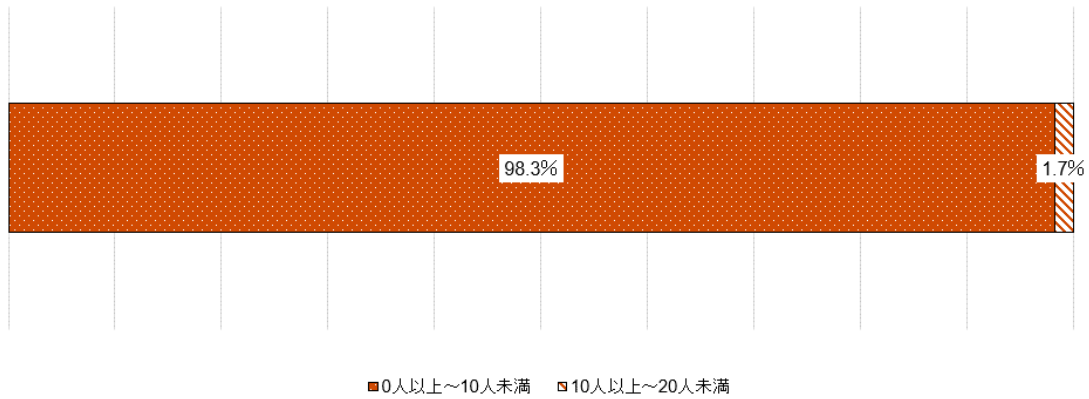
図表 27 児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込み人数（R6 年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込み人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上10人未満」が最多の98.3%であった。

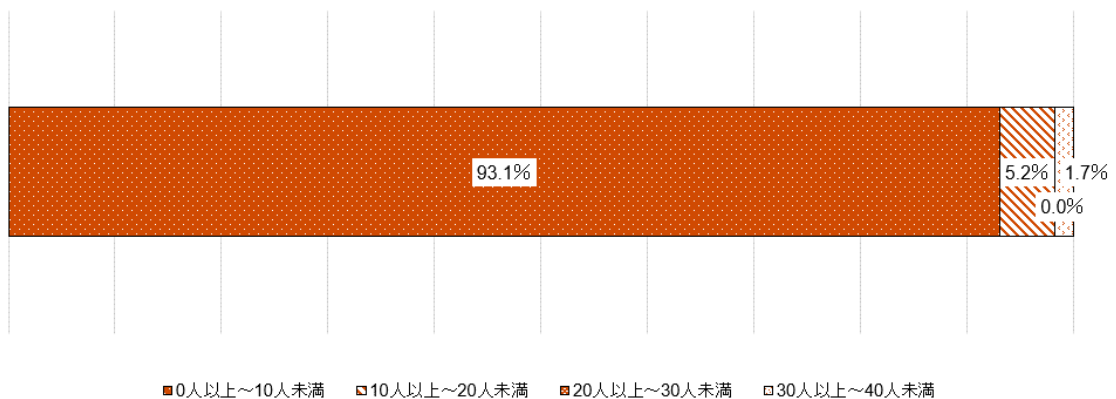
図表 28 児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込み人数（R7年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の受入人数（延べ）

令和6年度中の児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上10人未満」が最多の93.1%、「10人以上20人未満」が次点の5.2%であった。

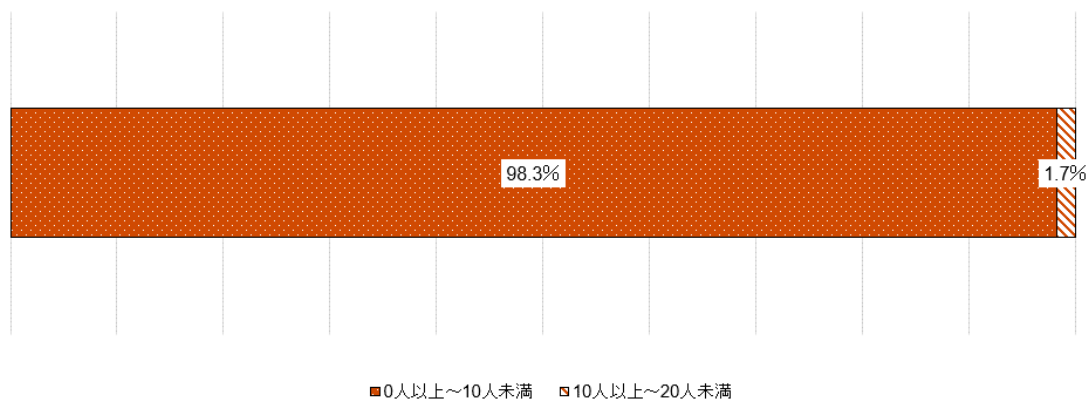
図表 29 児童自立生活援助事業（Ⅲ型）で実際に受け入れた人数（R6年度中）（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の受入人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込みを受けて実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数について、「0人以上10人未満」が最多の98.3%であった。

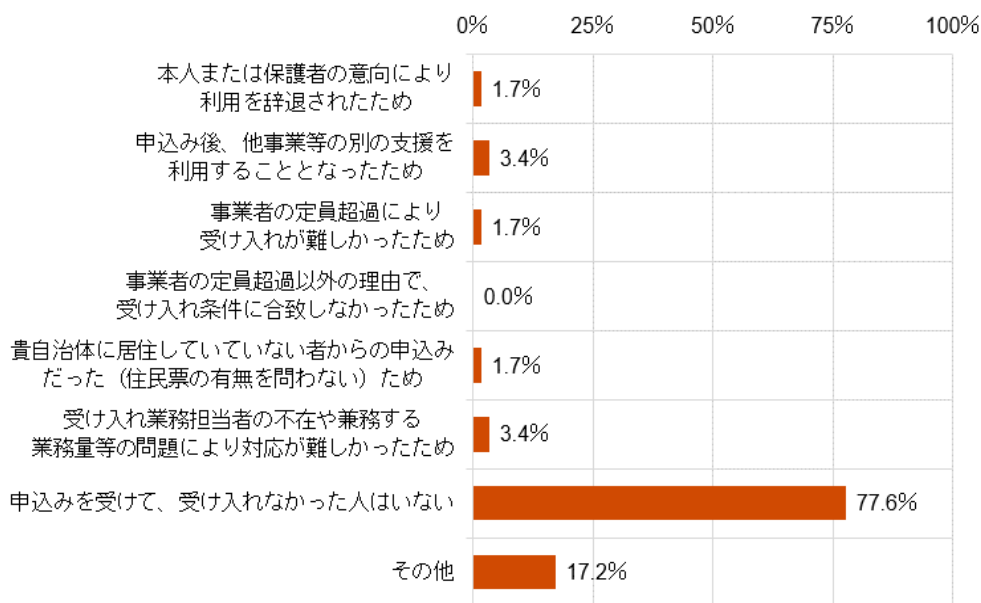
図表 30 児童自立生活援助事業（Ⅲ型）で実際に受け入れた人数（R7年度中）
（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の申込みがあったが受け入れなかった理由

児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込みを受けたが、受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合の理由について、「申込み後、他事業等の別の支援を利用することとなったため」及び「受け入れ業務担当者の不在や兼務する業務量等の問題により対応が難しかったため」が最多の3.4%であった。なお、「申込みを受けて、受け入れなかった人はいない」と回答した都道府県等は全体の77.6%であった。また、「その他」と回答した都道府県等は、全体の17.2%（10件）であったが、「児童自立生活援助事業（Ⅲ型）を実施していない。」（6件）や、「申込実績がない。」（4件）といった回答であった。

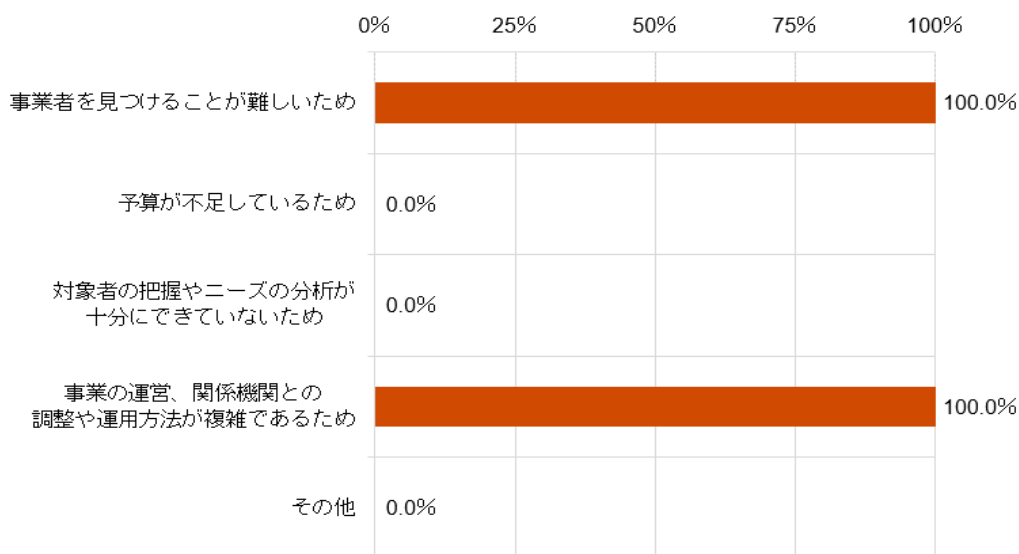
図表 31 申込みを受けたが受け入れなかった人がいる場合の理由（n=58、複数回答）



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の事業者数を増やすことが困難な理由

児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込みを受けたが、定員超過により受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がある場合、事業者数を増やすことが困難である理由について、1件の回答があり、「事業者を見つけることが難しいため」及び「事業の運営、関係機関との調整や運用方法が複雑であるため」であった。

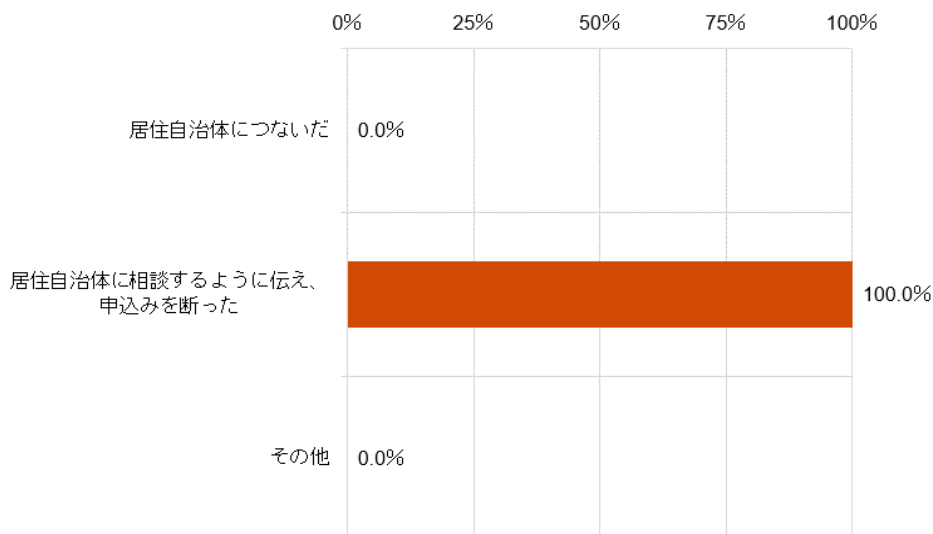
図表 32 定員超過により受け入れなかった人がいる場合の事業者数を増やすことが困難な理由
(n=1、複数回答)



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）における居住者以外からの申込みへの対応

都道府県等に居住していないためⅢ型への申込みを受け入れなかった者がいる場合、どのような対応を行ったかについて、回答は「居住自治体に相談するように伝え、申込みを断った」の1件のみであった。

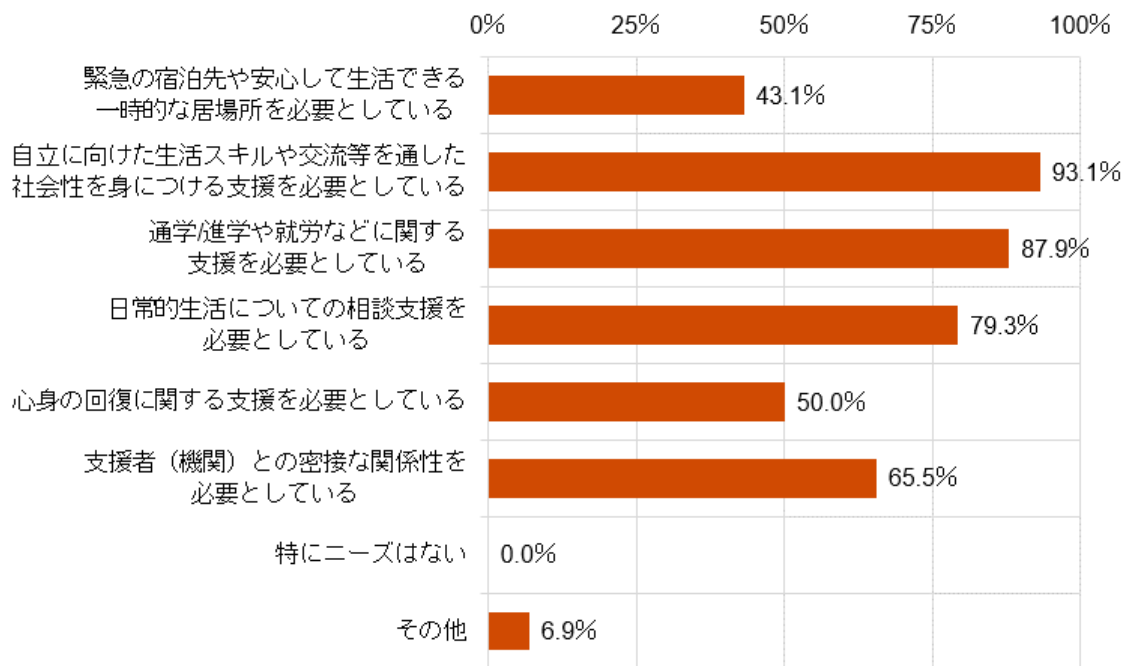
図表 33 申込みを受け入れなかった者がいる場合の対応 (n=1、複数回答)



児童自立生活援助事業（Ⅲ型）のニーズ

児童自立生活援助事業（Ⅲ型）において考えられるニーズについて、「自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている」が最多の93.1%、「通学/進学や就労などに関する支援を必要としている」が次点の87.9%であった。また、「その他」については、全体の6.9%（4件）であったが、「金銭管理を必要としている。」（1件）や、「里親やファミリーホームで委託していた児童を継続して、同じ里親等が養育できるため、児童を自立まで支援できることにニーズがある。」（1件）、「児童自立生活援助事業（Ⅲ型）を実施していない。」（1件）などといった回答があった。

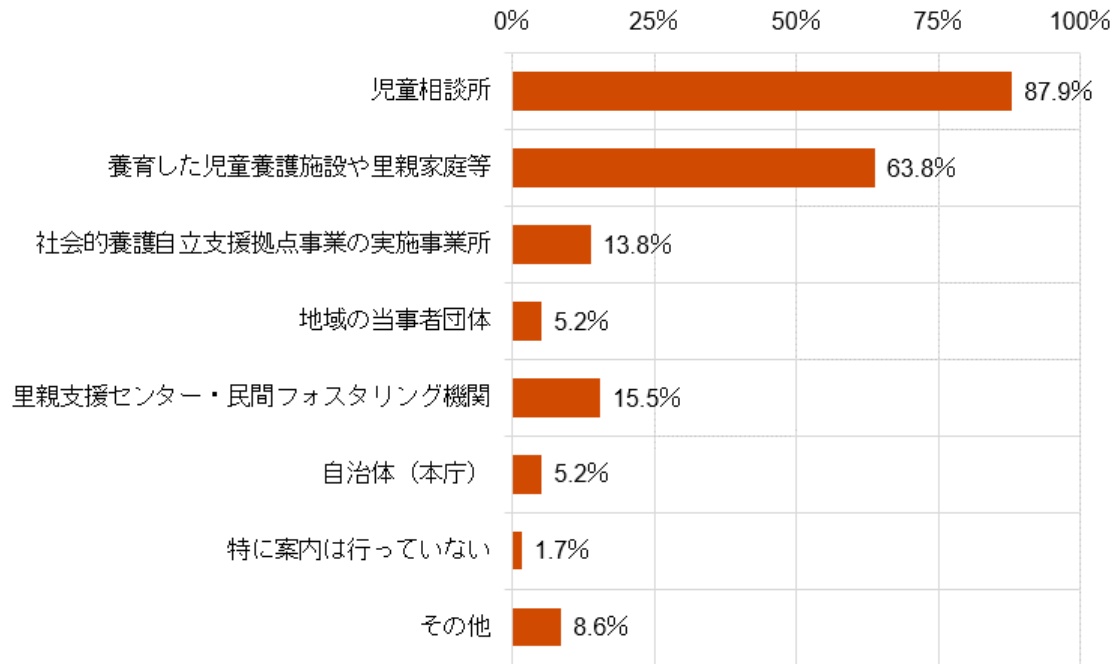
図表 34 児童自立生活援助事業（Ⅲ型）のニーズ
(n=58、複数回答)



措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内者

措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内者について、「児童相談所」が最多の 87.9%、「養育した児童養護施設や里親家庭等」が次点の 63.8%であった。また、「その他」については、全体の 8.6%（5 件）であったが、「必要があれば、児童相談所や施設等から案内をしている。」（4 件）などといった回答であった。

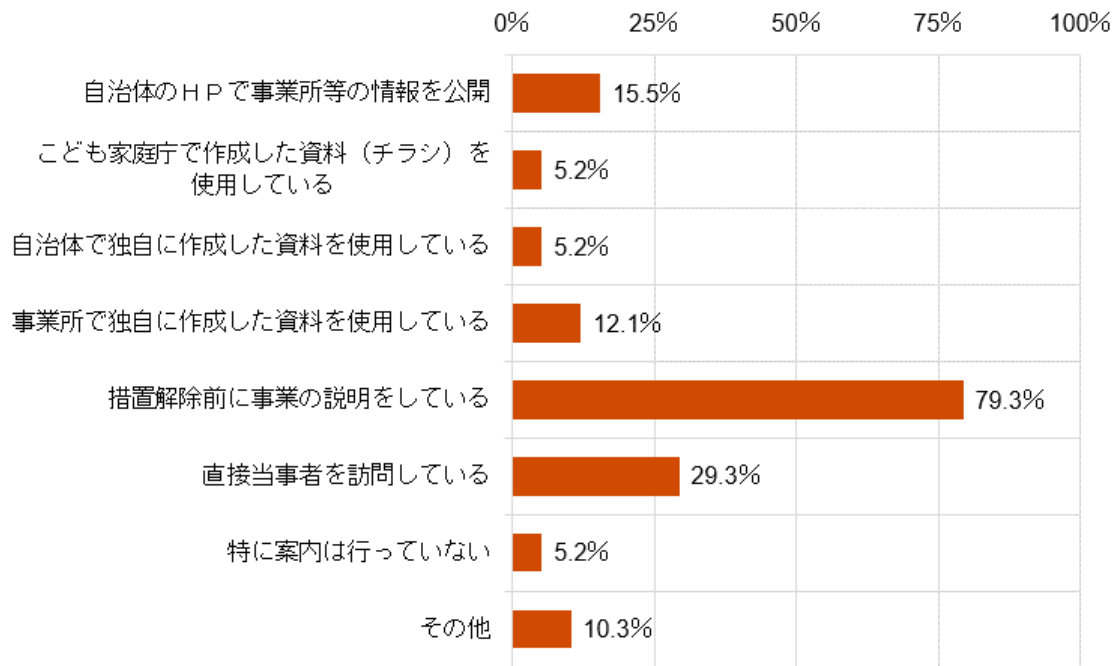
図表 35 措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内者（n=58、複数回答）



措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内方法

措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内方法について、「措置解除前に事業の説明をしている」が最多の79.3%、「直接当事者を訪問している」が次点の29.3%であった。また、「その他」については、全体の10.3%（6件）であったが、「必要があれば、児童相談所や施設等から案内をしている。」（4件）や、「措置解除者等からの相談に応じて情報提供している。」（1件）などといった回答であった。

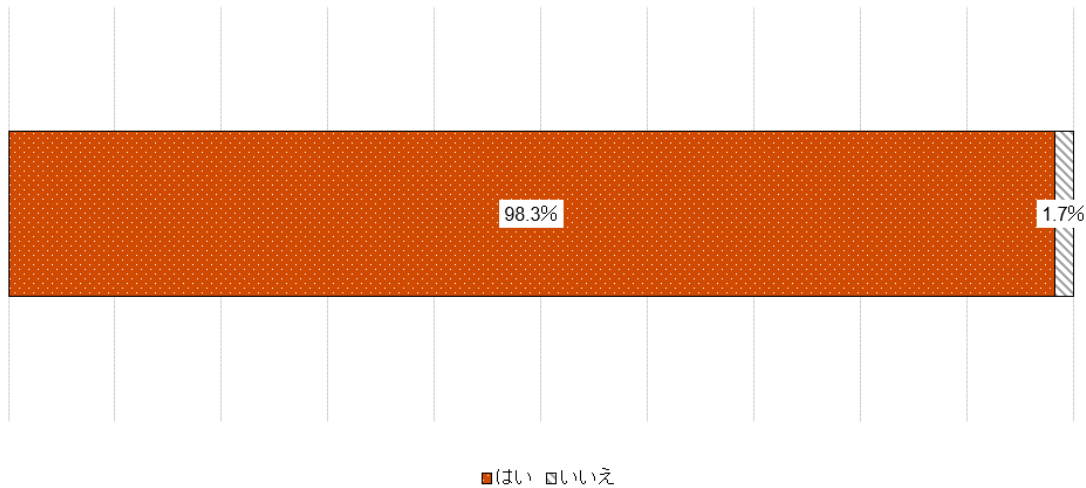
図表 36 措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内方法
(n=58、複数回答)



児童自立生活援助事業の利用中の様子の把握有無

児童自立生活援助事業の利用中の様子の把握有無について、児童相談所が事業所と連携して把握している（「はい」と回答した）都道府県等は98.3%、把握していない（「いいえ」と回答した）都道府県等は1.7%であった。

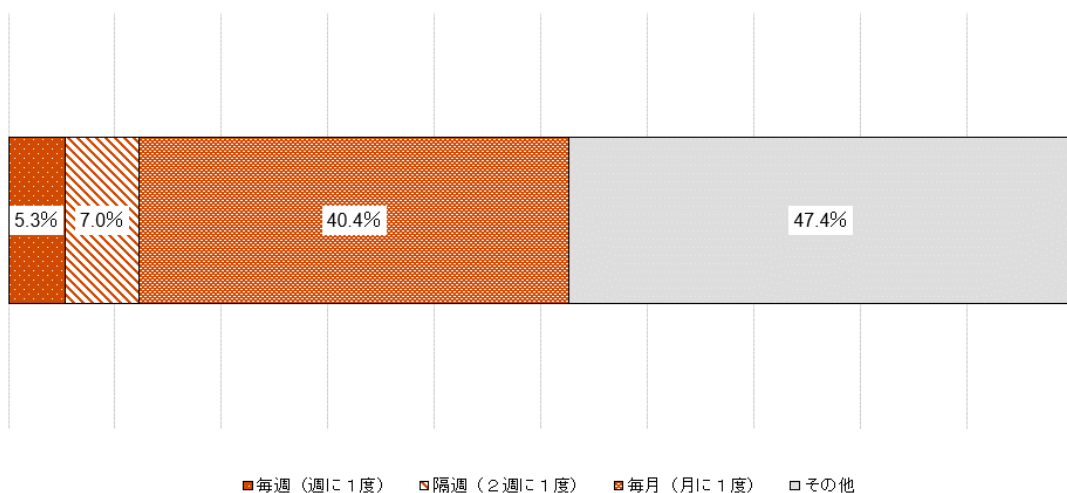
図表 37 児童自立生活援助事業所の利用中の様子の把握有無（n=58、単一回答）



児童自立生活援助事業利用中の連携頻度

児童自立生活援助事業の利用中の様子を把握している場合の連携頻度について、「毎月（月に1度）」が最多の40.4%であった。また、「その他」については、全体の47.4%（27件）であったが、「必要に応じて」（18件）や、「3か月に1度」（5件）などといった回答であった。

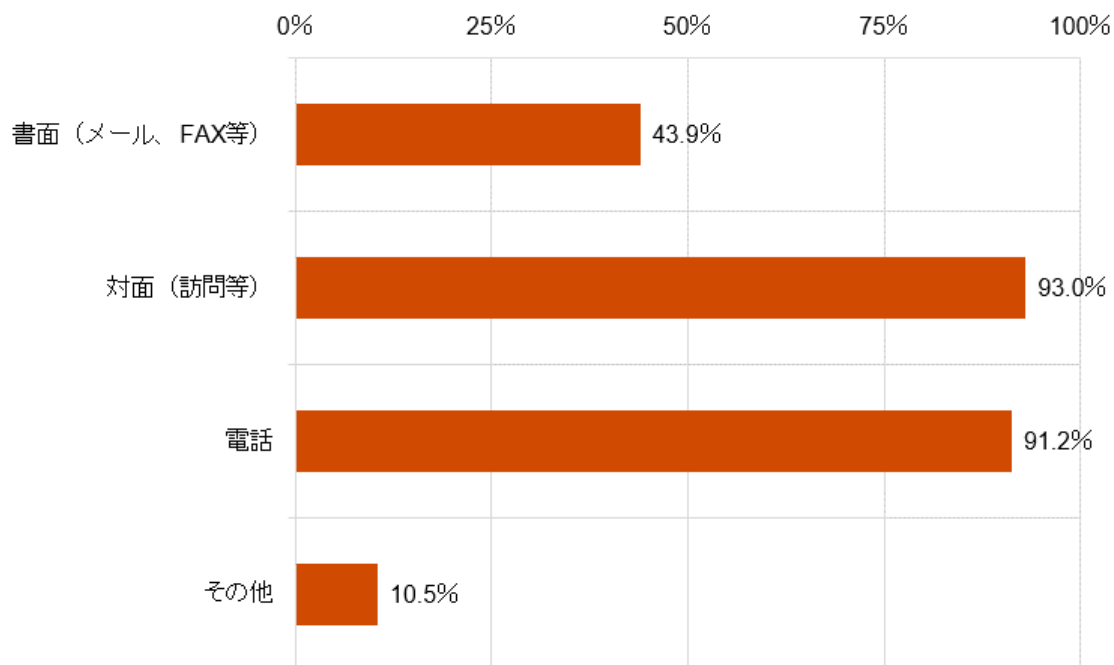
図表 38 連携頻度（n=57、単一回答）



児童自立生活援助事業利用中の連携方法

児童自立生活援助事業の利用中の様子を把握している場合の連携方法について、「対面（訪問等）」が最多の93.0%、「電話」が次点の91.2%であった。また、「その他」については、全体の10.5%（6件）であったが、「オンライン」（2件）などといった回答であった。

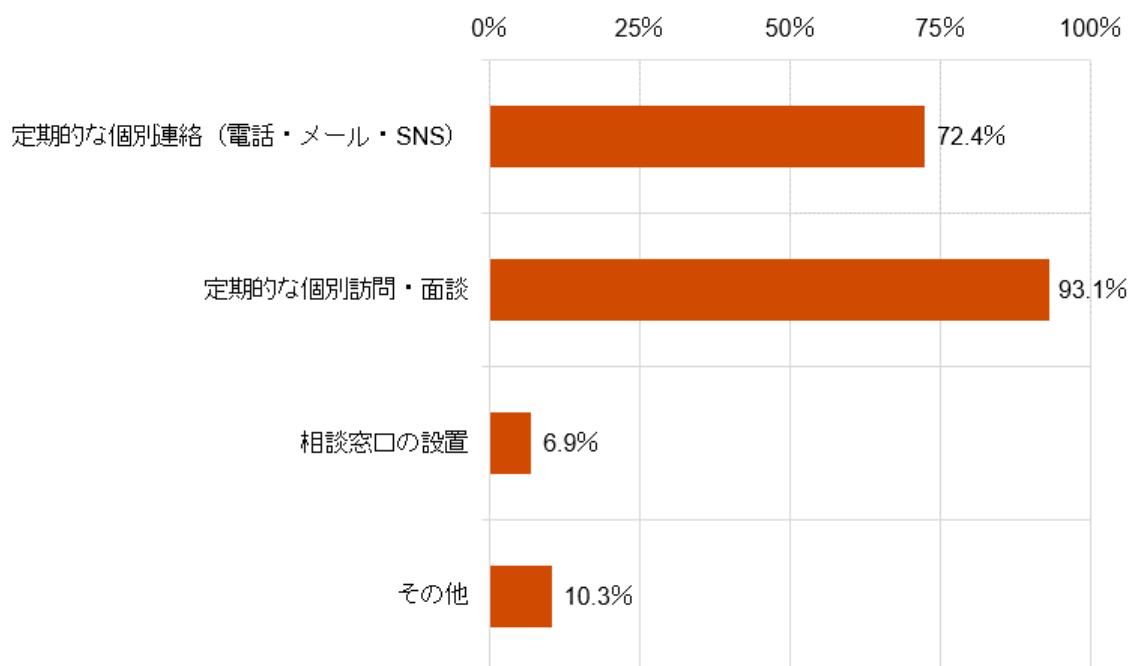
図表 39 連携方法（n=58、複数回答）



自立生活援助事業利用中のフォローアップ方法

児童自立生活援助事業の利用中のフォローアップ方法について、「定期的な個別訪問・面談」が最多の 93.1%、「定期的な個別連絡（電話・メール・SNS）」が次点の 72.4%であった。また、「その他」については、全体の 10.3%（6 件）であったが、「不定期な個別連絡・訪問・面談」（2 件）や、「概ね半年に一度、当事者を交えた支援方針の見直し会議を行い、利用終了時にはアフターフォロー体制の確認も行っている。」（1 件）などといった回答であった。

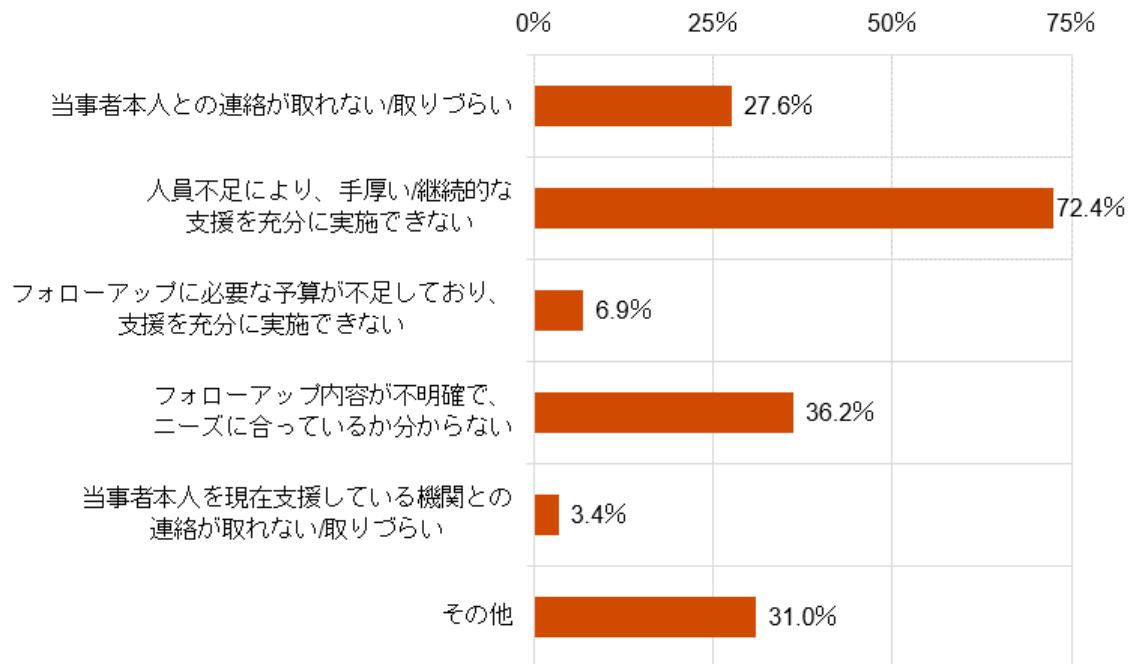
図表 40 フォローアップ方法（n=58、複数回答）



児童自立生活援助事業利用中のフォローアップに関する課題

児童自立生活援助事業の利用中のフォローアップに関する課題について、「人員不足により、手厚い/継続的な支援を十分に実施できない」が最多の72.4%、「フォローアップ内容が不明確で、ニーズに合っているか分からない」が次点の36.2%であった。また、「その他」については、全体の31.0%（18件）であったが、「事業所や児童相談所、関係機関との間で支援方針の共有や連携が難しい場合がある」（9件）や、「支援終了の目安時期の設定やフォローアップの範囲など、事業終了のタイミングの判断が難しい。」（5件）などといった回答であった。

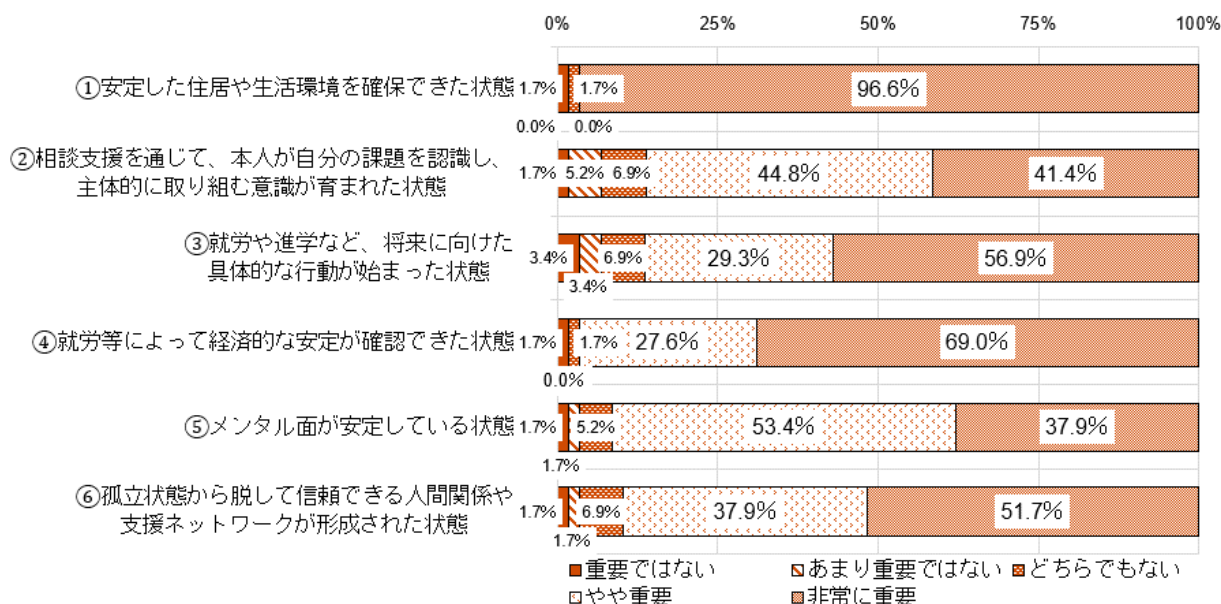
図表 41 フォローアップの課題（n=58、複数回答）



児童自立生活援助事業における支援終結の判断指標

児童自立生活援助事業における支援終結の判断指標について、「非常に重要」とする指標として「安定した住居や生活環境を確保できた状態」が最多の 96.6%、「就労等によって経済的な安定が確認できた状態」が次点の 69.0%であった。また、設問以外の判断指標としては、「生活のためのスキルや環境が得られた状態」（7件）や、「本人の意向に基づき判断」（6件）などといった回答があった。

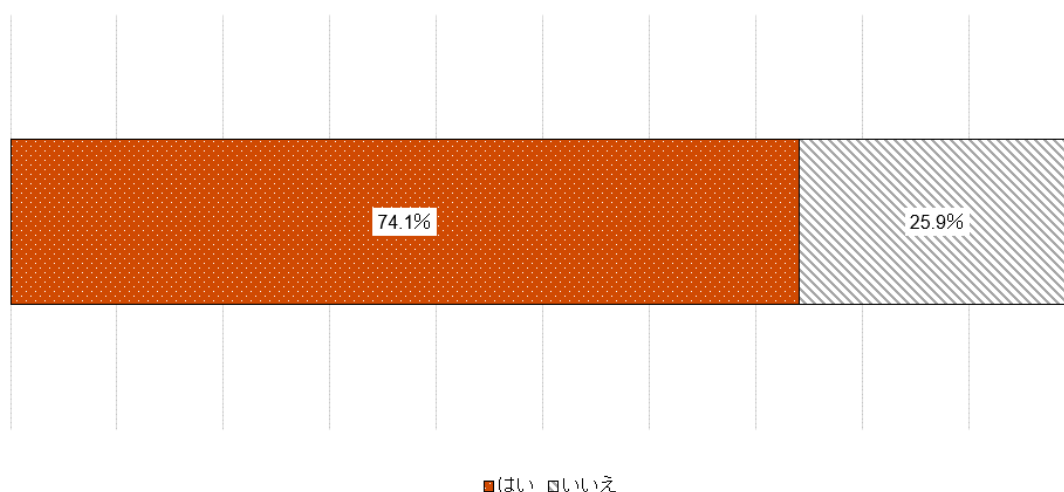
図表 42 支援終結の判断指標 (n=58)



社会的養護自立支援拠点事業の実施有無

社会的養護自立支援拠点事業の実施有無について、実施している（「はい」と回答した）都道府県等は 74.1%、実施していない（「いいえ」と回答した）都道府県等は 25.9%であった。

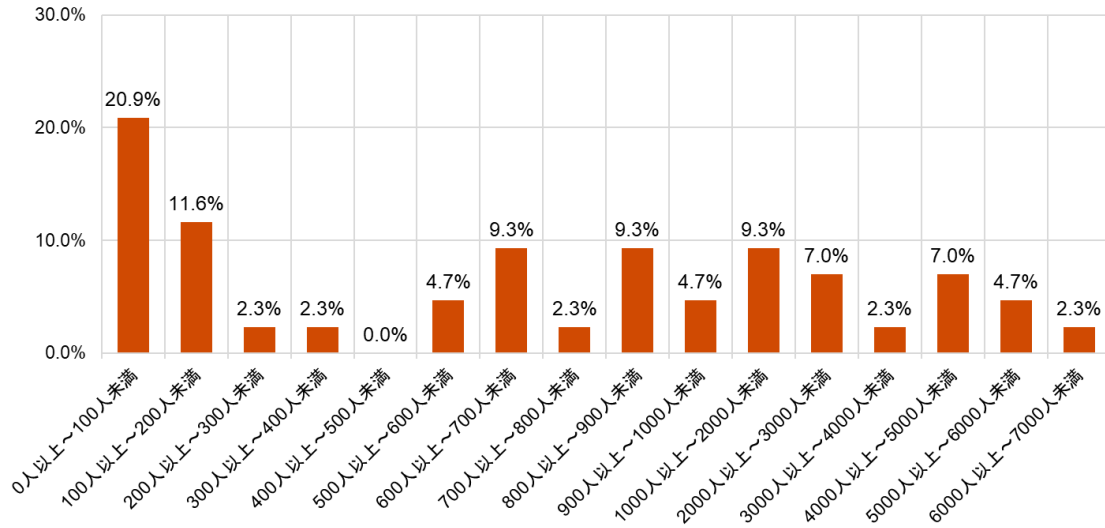
図表 43 社会的養護自立支援拠点事業の実施有無 (n=58、単一回答)



社会的養護自立支援拠点事業の利用人数（延べ）

令和6年度中の社会的養護自立支援拠点事業の利用者数について、「0人以上100人未満」が最多の20.9%であった。

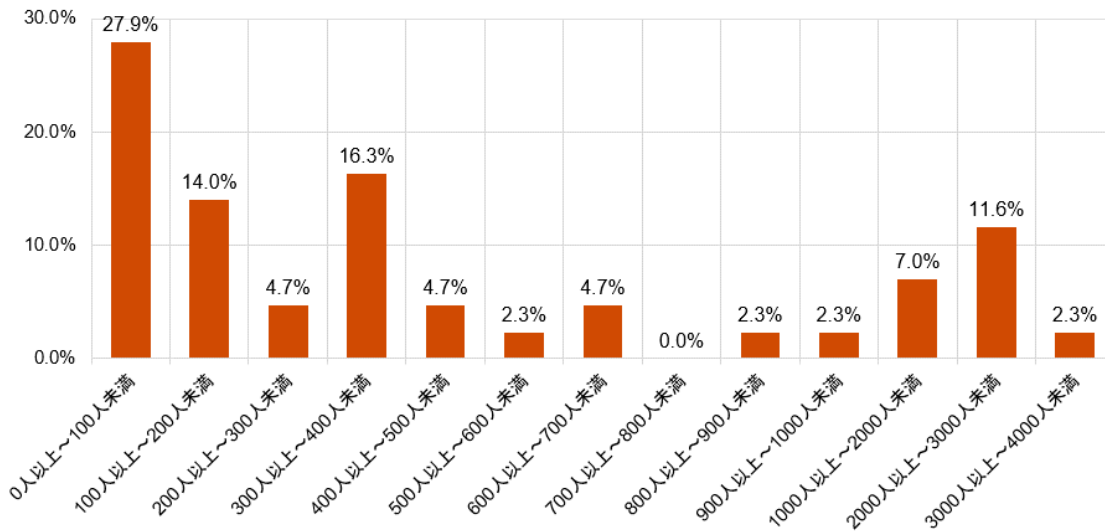
図表 44 社会的養護自立支援拠点事業の利用者数（R6年度中）（n=43、単一回答）



社会的養護自立支援拠点事業の利用人数（延べ）

令和7年度中（2025年8月31日まで）の社会的養護自立支援拠点事業の利用者数について、「0人以上100人未満」が最多の27.9%であった。

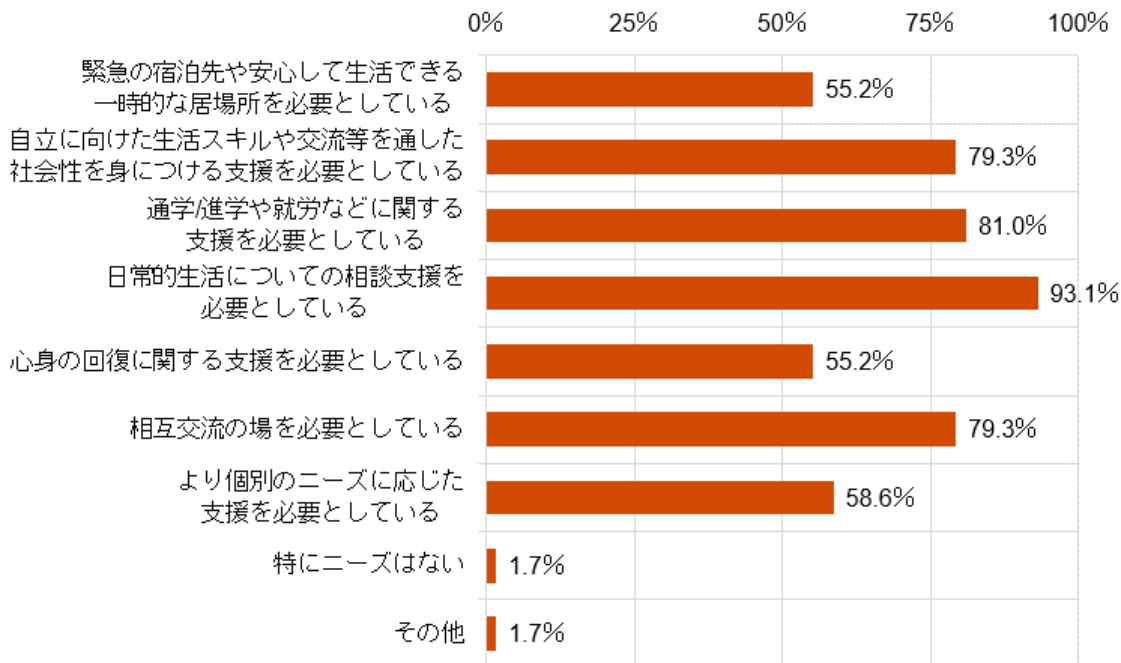
図表 45 社会的養護自立支援拠点事業の利用者数（R7年度中）（n=43、単一回答）



社会的養護自立支援拠点事業のニーズ

社会的養護自立支援拠点事業において考えられるニーズについて、「日常生活についての相談支援を必要としている」が最多の93.1%、「通学/進学や就労などに関する支援を必要としている」が次点の81.0%であった。また、「その他」については、全体の1.7%（1件）であったが、「今後、ニーズ調査を実施予定」といった回答であった。

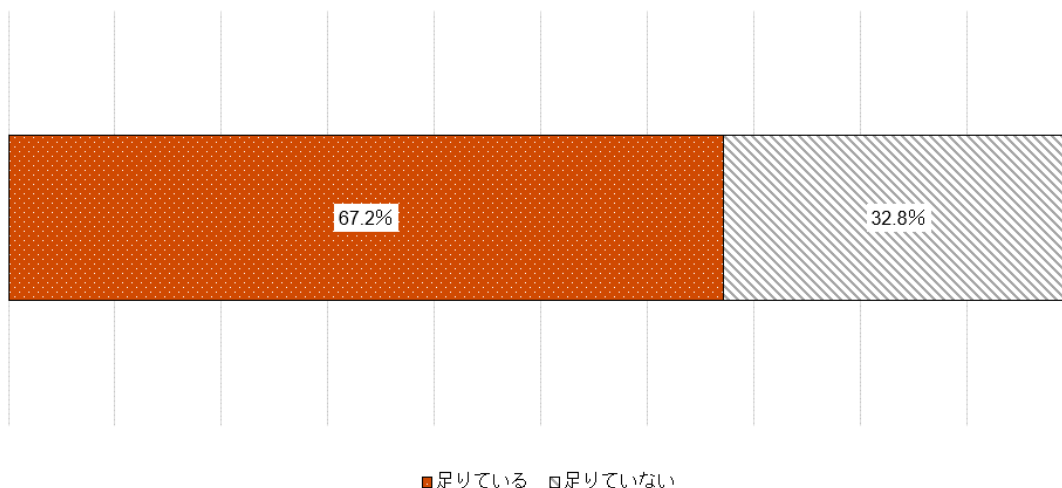
図表 46 社会的養護自立支援拠点事業のニーズ（n=58、複数回答）



社会的養護自立支援拠点事業のニーズに対する事業者数の過不足

社会的養護自立支援拠点事業のニーズに対する事業者数の過不足について、ニーズに対し、事業者数は足りていると考える（「はい」と回答した）都道府県等は67.2%、足りていない（「いいえ」と回答した）都道府県等は32.8%であった。

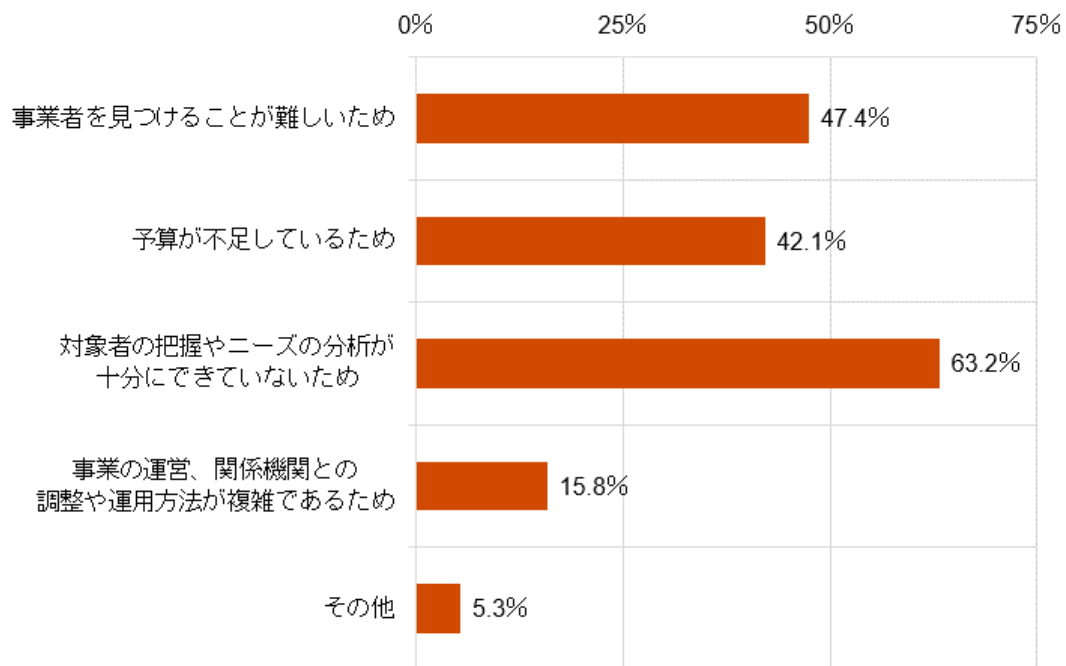
図表 47 ニーズに対する事業者数の過不足（n=58、単一回答）



社会的養護自立支援拠点事業の事業者数を増やすことが困難な理由

社会的養護自立支援拠点事業の事業者数がニーズに対し足りていないと考える場合、事業者数を増やすことが困難である理由について、「対象者の把握やニーズの分析が十分にできていないため」が最多の 63.2%、「事業者を見つけることが難しいため」が次点の 47.4%であった。また、「その他」については、全体の 5.3%（1 件）であったが、「社会的養護自立支援事業で実施してきた取組を独自事業として継続しているが、社会的養護自立支援拠点事業への移行について検討を進めている。」といった回答であった。

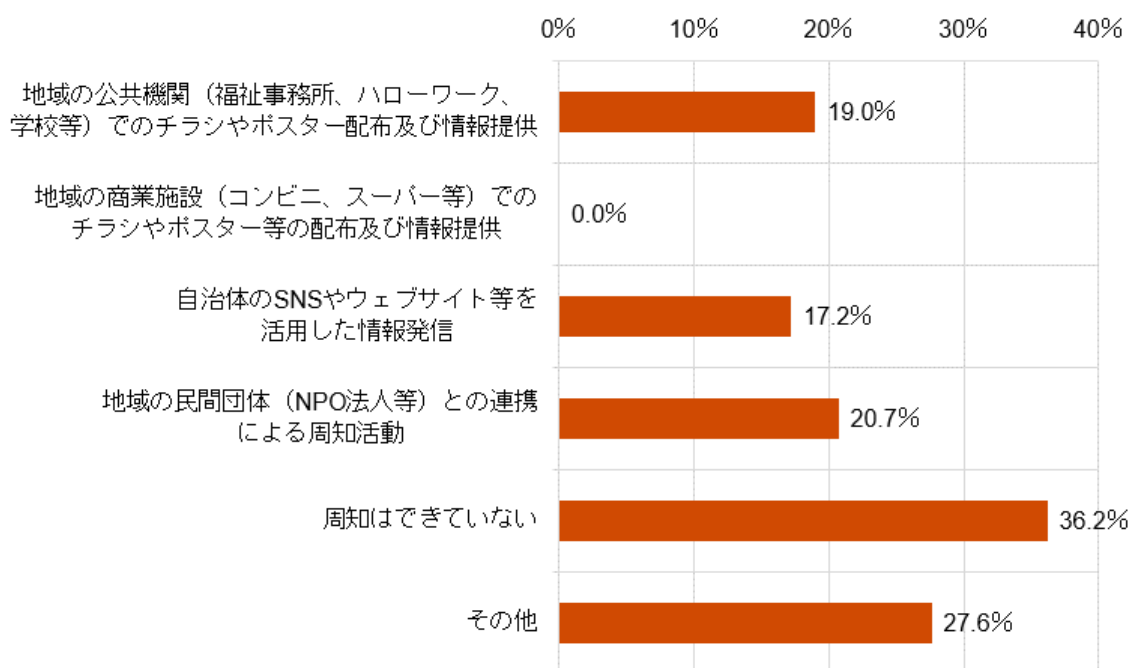
図表 48 事業者数がニーズに対し足りていないと考える場合の事業者数を増やすことが困難な理由
(n=19、複数回答)



これまで公的支援に繋がらなかった者への社会的養護自立支援拠点事業の周知方法

これまで公的支援に繋がらなかった者への社会的養護自立支援拠点事業の周知方法について、「周知はできていない」が最多の36.2%であった。また、「地域の民間団体（NPO法人等）との連携による周知活動」における具体的な内容については、「事業所のSNSやウェブサイト等を活用した情報発信」や「こども食堂等へのチラシやポスターの配布及び情報提供」などといった回答があった。なお、「その他」については、全体の27.6%（16件）であったが、「市町村等を通じた周知」（2件）や、「社会的養護自立支援拠点事業を実施していないため、案内を行っていない。」（6件）などといった回答であった。

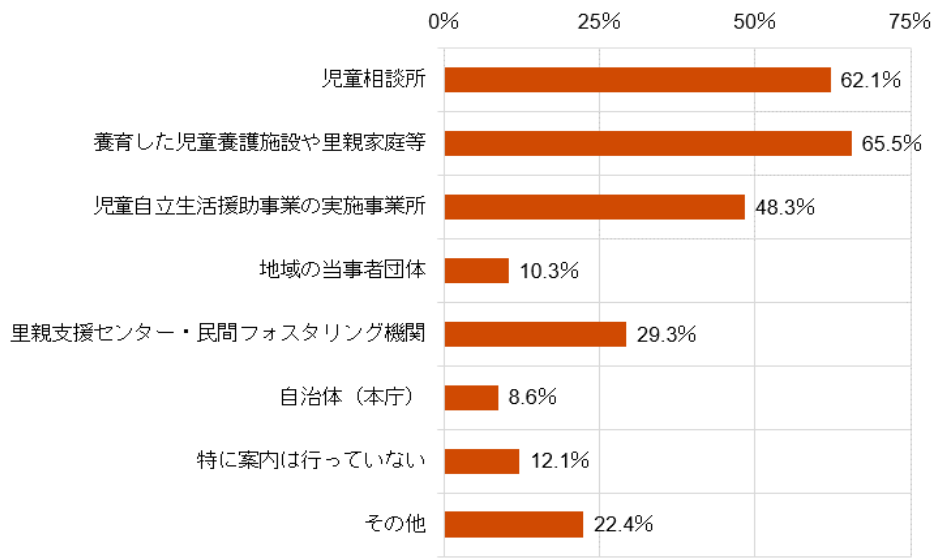
図表 49 これまで公的支援に繋がらなかった者への周知方法（n=58、複数回答）



措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内者

措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内者について、「養育した児童養護施設や里親家庭等」が最多の65.5%、「児童相談所」が次点の62.1%であった。また、「その他」については、全体の22.4%（13件）であったが、「社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所」（7件）や、「社会的養護自立支援拠点事業を実施していないため、案内を行っていない。」（6件）などといった回答であった。

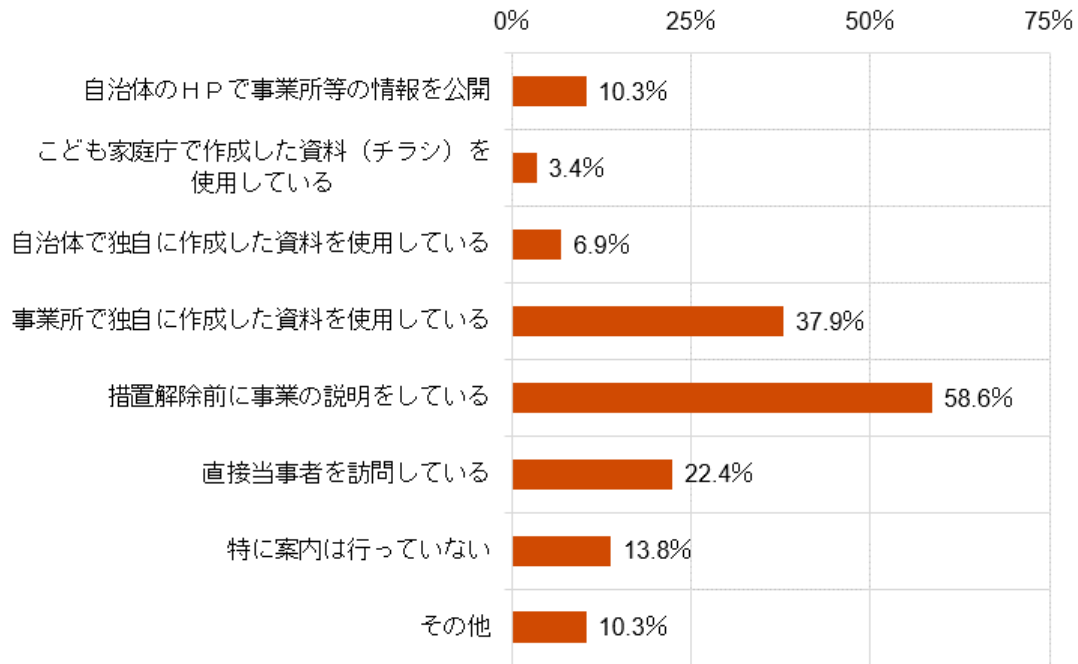
図表 50 措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内者
(n=58、複数回答)



措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法

措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法について、「措置解除前に事業の説明をしている」が最多の 58.6%、「事業所で独自に作成した資料を使用している」が次点の 37.9%であった。また、「その他」については、全体の 10.3%（6 件）であったが、「社会的養護自立支援拠点事業を実施していないため、案内を行っていない。」といった回答であった。

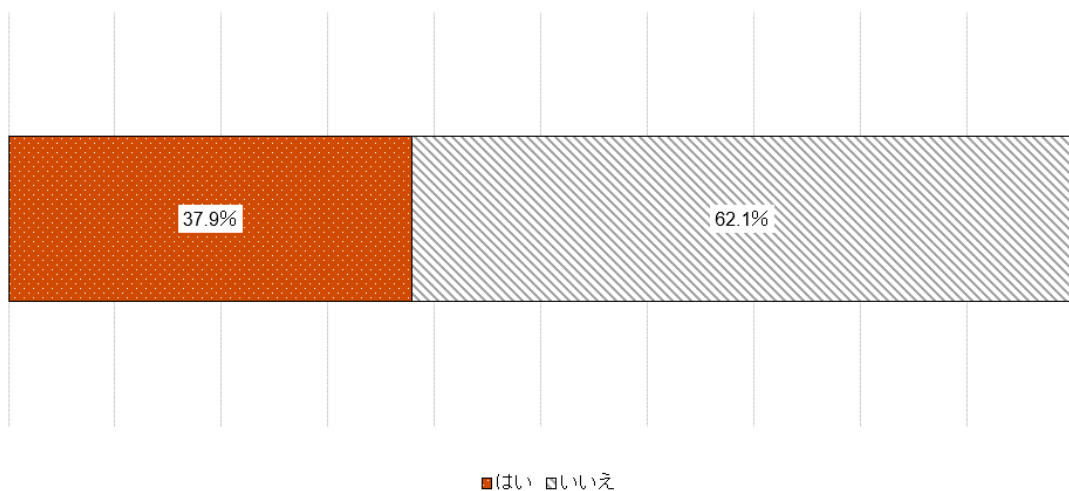
図表 51 措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法（n=58、複数回答）



実態把握調査の実施有無

実態把握調査の実施有無について、実施している（「はい」と回答した）都道府県等は 37.9%、実施していない（「いいえ」と回答した）都道府県等は 62.1%であった。

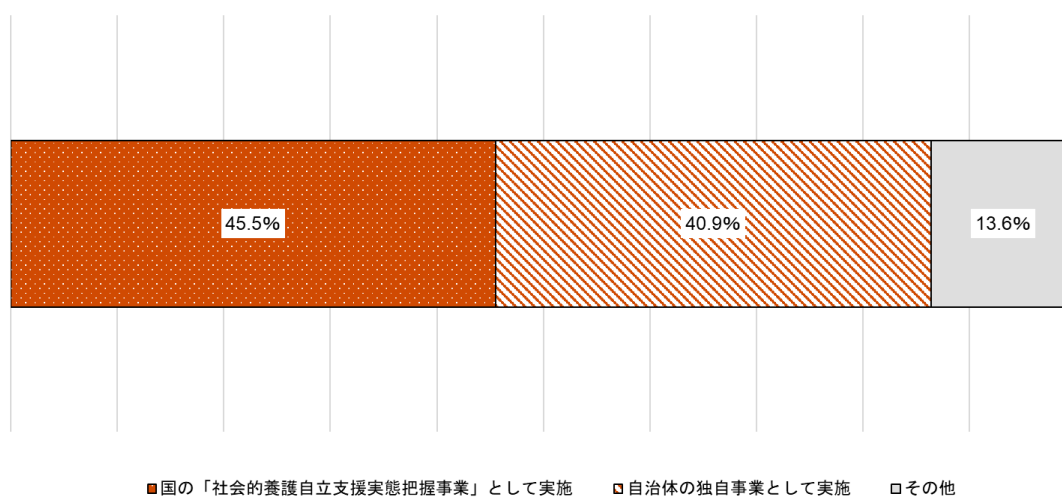
図表 52 実態把握調査の実施有無（n=58、単一回答）



実態把握調査の実施方法

実態把握調査の実施方法について、「国の「社会的養護自立支援実態把握事業」として実施」が最多の45.5%、「自治体の独自事業として実施」が次点の40.9%であった。また、「その他」については、全体の13.6%（3件）であったが、「当事者への個別インタビューを実施」や、「管内の団体が実施する調査に協力する形で実施」、「県として設置した社会的養護経験者等の実態調査WGチームによる社会的養護経験者に対する追跡調査をもって実施」といった回答であった。

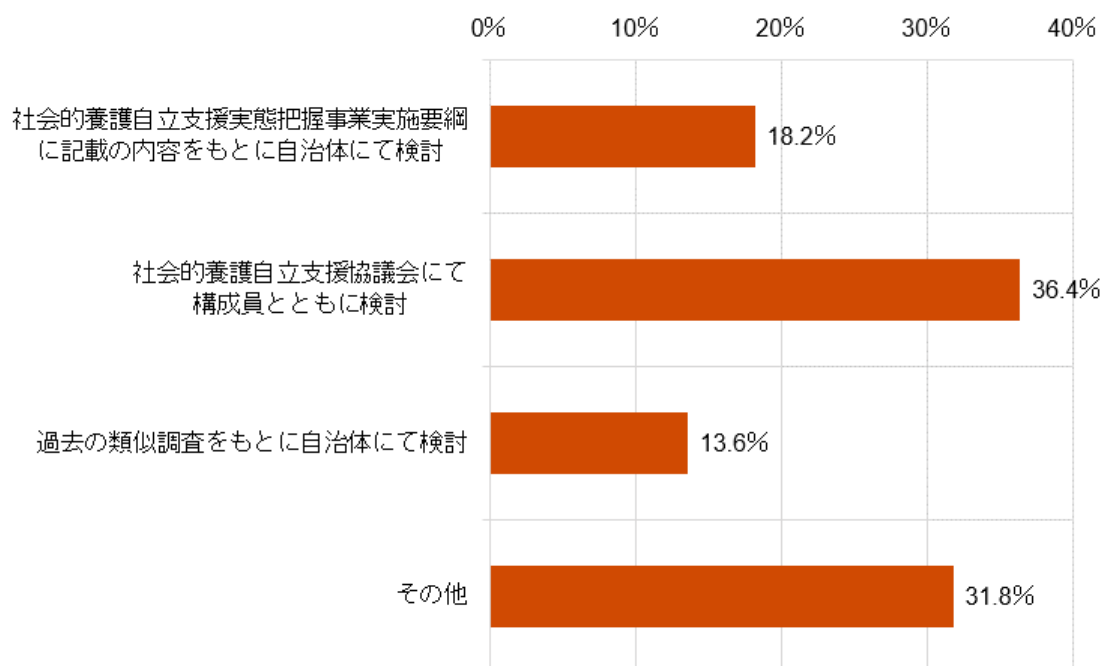
図表 53 調査の実施方法（n=22、単一回答）



実態把握調査の内容の検討方法

実態把握調査の内容の検討方法について、「社会的養護自立支援協議会にて構成員とともに検討」が最多の36.4%であった。また、「その他」については、全体の31.8%（7件）であったが、「他自治体で既に実施している調査等を参考に検討」（3件）や、「調査委託先にて検討」（1件）などといった回答であった。

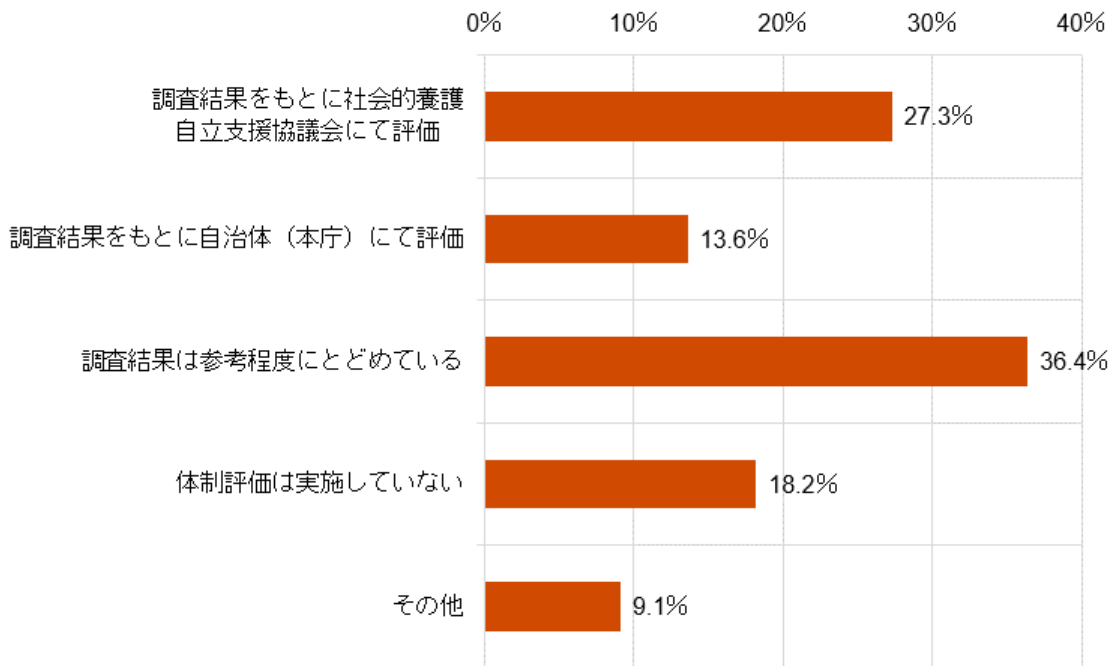
図表 54 調査内容の検討方法（n=22、複数回答）



自立支援の体制評価方法

自立支援の体制評価方法について、「調査結果は参考程度にとどめている」が最多の 36.4%、「調査結果をもとに社会的養護自立支援協議会にて評価」が次点の 27.3%であった。また、「その他」については、全体の 9.1%（2件）であったが、「(社会的養護自立支援協議会とは別の) 都道府県等で設置する合議制の会議で評価」や、「現在調査途中であり、体制評価方法については今後検討する予定」といった回答であった。

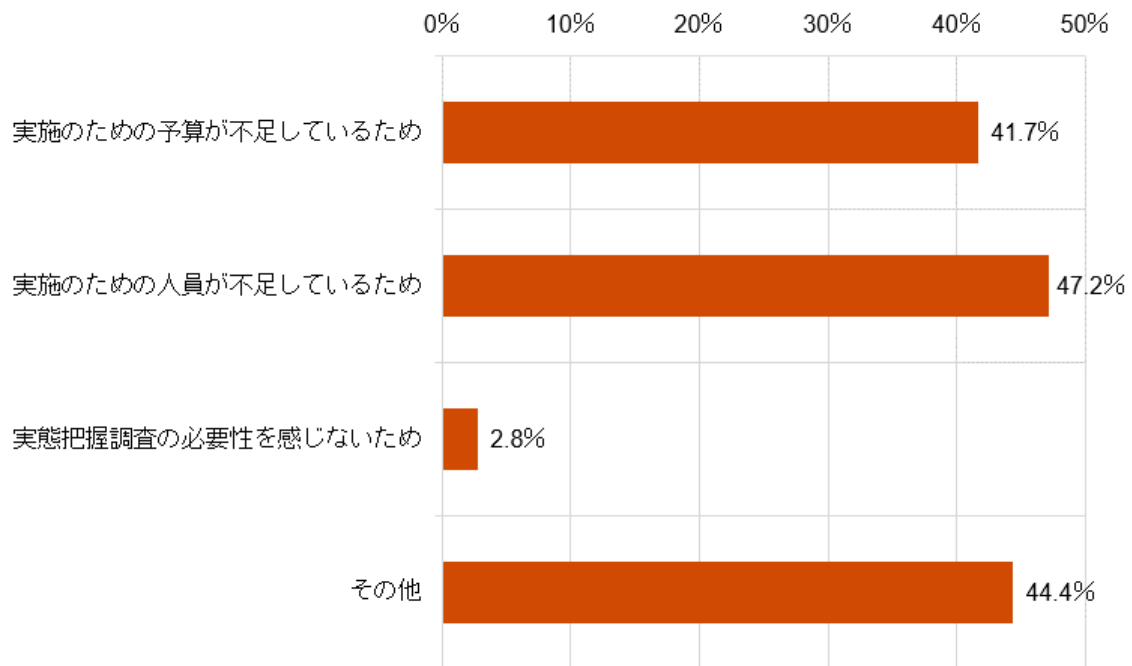
図表 55 自立支援の体制評価方法 (n=22、複数回答)



実態把握調査を実施していない理由

実態把握調査を実施していない理由について、「実施のための人員が不足しているため」が最多の47.2%であった。また、「実態把握調査の必要性を感じないため」と回答した理由としては、「別事業を通じて実態が把握されているため、追加の調査は不要と判断した」といった回答があった。なお、「その他」については、全体の44.4%（16件）であったが、「検討中」（6件）や、「実施予定」（6件）、「実施困難」（4件）といった回答であった。「実施困難」である理由としては、「措置児童数が少なく、調査の効果が限定的であるため」や、「調査範囲等の設定が難しく、対応が困難であるため」といった回答があった。

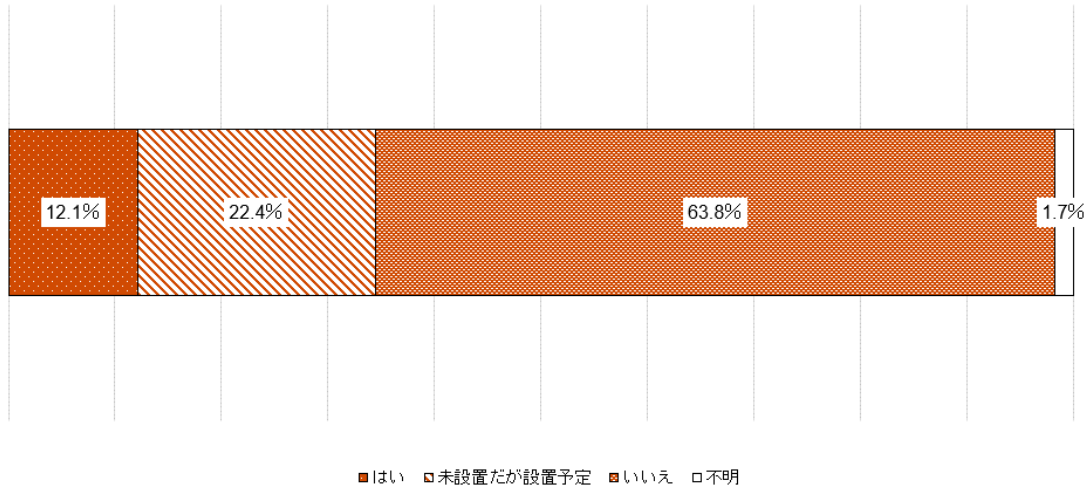
図表 56 実態把握調査を実施していない理由（n=36、複数回答）



社会的養護自立支援協議会の設置有無

社会的養護自立支援協議会の設置有無について、設置している（「はい」と回答した）都道府県等は 12.1%、設置していない（「いいえ」と回答した）都道府県等は 22.4%、「未設置だが設置予定」と回答した都道府県等は 63.8%であった。

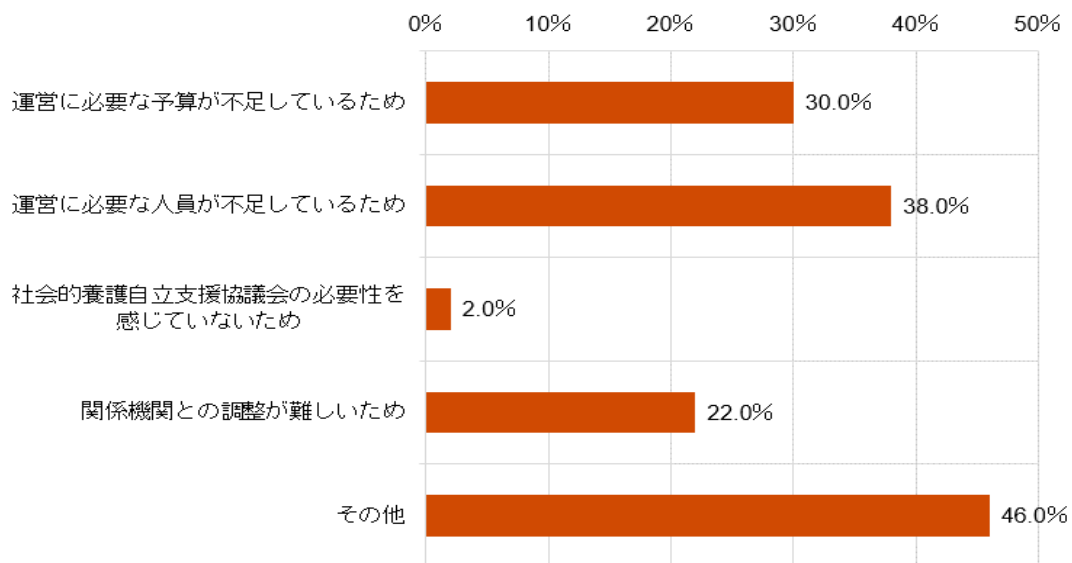
図表 57 社会的養護自立支援協議会の設置有無（n=58、単一回答）



社会的養護自立支援協議会未設置の理由

社会的養護自立支援協議会未設置の理由について、「運営に必要な人員が不足しているため」が最多の 38.0%であった。また、「その他」については、全体の 46.0%（23 件）であったが、「検討中」（11 件）や、「類似の会議を実施している」（7 件）、「検討が十分にできていない」（5 件）といった回答であった。

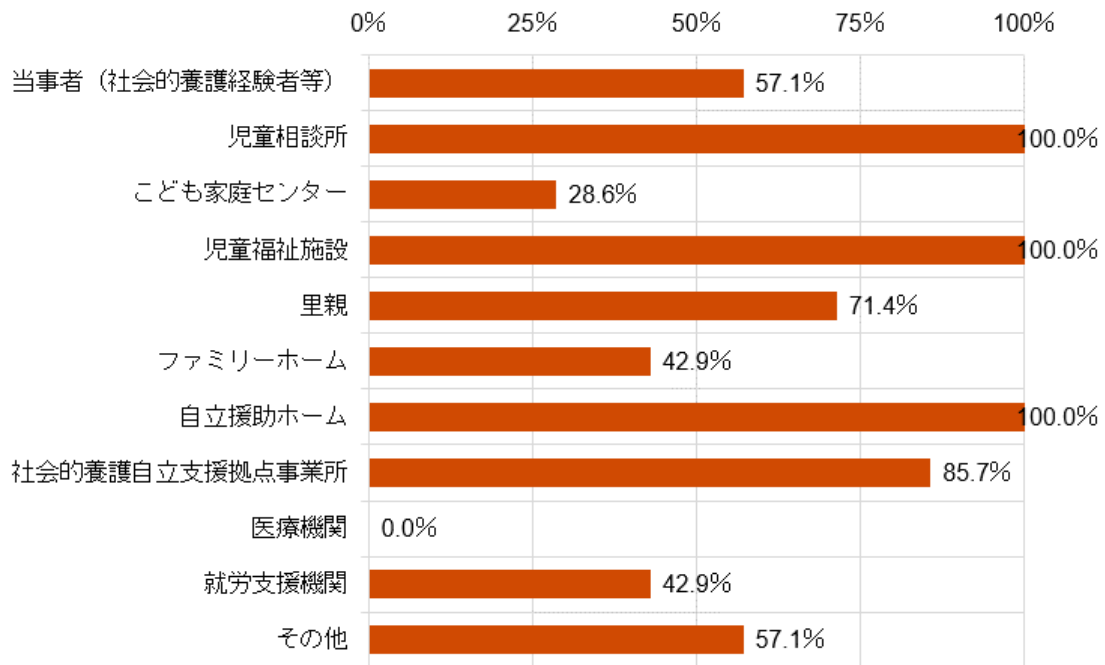
図表 58 社会的養護自立支援協議会を設置していない理由（n=50、複数回答）



社会的養護自立支援協議会の構成員

社会的養護自立支援協議会の構成員について、7件の回答があり、「児童相談所」、「児童福祉施設」、「自立援助ホーム」が最多であった。また、「その他」の内訳としては、「学識経験者」や、「教育委員会」、「弁護士」などといった回答があった。

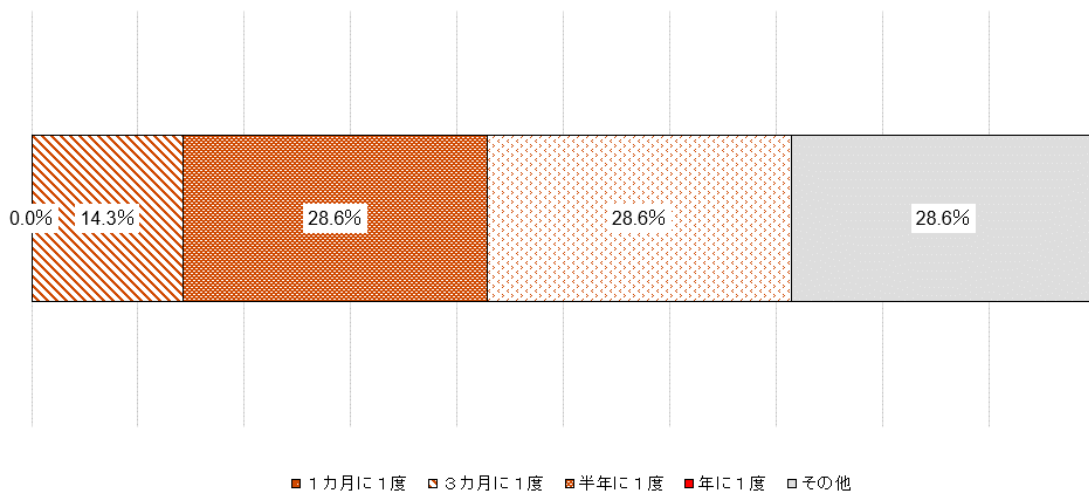
図表 59 社会的養護自立支援協議会の構成員 (n=7、複数回答)



社会的養護自立支援協議会の開催頻度

社会的養護自立支援協議会の開催頻度について、「3か月に1度」及び「年に1度」が最多の28.6%であった。また、「その他」については、全体の28.6% (2件) であったが、「4か月に1度」、「実態把握調査を行った年度に限り開催」といった回答であった。

図表 60 社会的養護自立支援協議会の開催頻度 (n=7、単一回答)



(2) 児童自立生活援助事業者向け実態把握調査

① 調査概要

調査の目的

児童自立生活援助事業における、こども等の年齢/就労・就学状況/障害状況 等のこどもの状況や入所背景等に応じた自立支援の実態、支援ニーズ、効果的な支援内容及び自立支援の課題等を明らかにする。

調査対象

児童自立生活援助事業者（悉皆、計 583 か所）

※ただし、Ⅲ型のうち、里親の居宅（里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を含む。）

において行う場合については調査の実現性を鑑みて、調査対象外とする。

※事業者数の合計については令和 7 年 4 月 1 日時点のものである。

調査方法

こども家庭庁を通じて各都道府県等に調査票を周知し、各都道府県等から対象の事業者へ周知する。調査票は、web アンケート票及びエクセルで作成する。

調査項目

具体的な調査項目は、図表 61 のとおりである（詳細は付録に記載）。

図表 61 主な調査項目（児童自立生活援助事業者向け実態把握調査）

児童自立生活援助事業者向け実態把握調査	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業種別（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型） 法人種別 所在地 人員体制 入居定員 利用者数
自立支援の内容及び支援ニーズについて	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立生活援助事業について、どのようなニーズがあるか ニーズの高い支援や、難易度の高い支援にはどのようなものがあるか 措置解除者等への事業の案内方法 自立支援計画の策定・運用における現状や課題 自立支援について、当事者がどのような状態であれば、支援を終結できる（退所できる）と判断しているか（判断指標） 対象年齢の弾力化により生じた良い変化及び課題
入居者毎の状況について（ケース票を用いて、令和 7 年 10 月 1 日時点の全ての入居者について回答）	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、性別、就学/就労の状況、障害状況等の基本情報 事業の利用期間 今後の進路の見通し 自立支援としてどのようなニーズがあるか 支援に置いて難しいと感じる内容 当該こども等が自立にあたりかかえている課題 実施している自立支援の内容 自立支援として効果的であった取組

② 回答数

児童自立生活援助事業者向け実態把握調査の回答数及び回答率は以下のとおりである。

図表 62 回収状況（児童自立生活援助事業者向け実態把握調査）

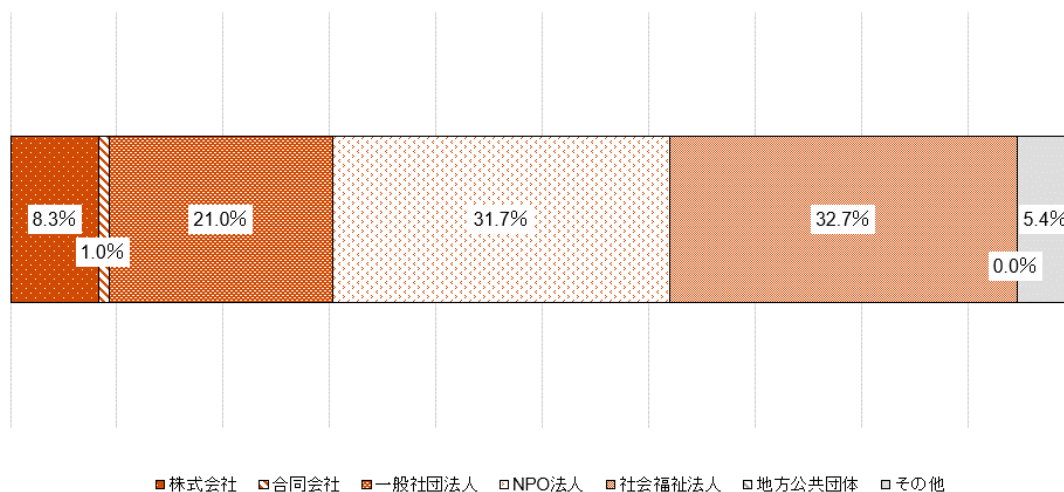
調査対象数	583 所
有効回答数	205 か所
有効回答率	35.2%
有効回答に占める 児童自立生活援助 事業Ⅰ型の内訳	69.3%（142 か所）
有効回答に占める 児童自立生活援助 事業Ⅱ型の内訳	25.9%（53 か所）
有効回答に占める 児童自立生活援助 事業Ⅲ型の内訳	4.9%（10 か所）

以下に各設問に関する具体的な調査結果を示す。

児童自立生活援助事業の法人種別

回答した児童自立生活援助事業の法人種別について、「社会福祉法人」が最多の 32.7%、「NPO 法人」が次点の 31.7%であった。また、「その他」の内訳としては、「個人（里親）」（8 件）、「公益財団法人」（1 件）、「労働者協同組合」（1 件）であった。

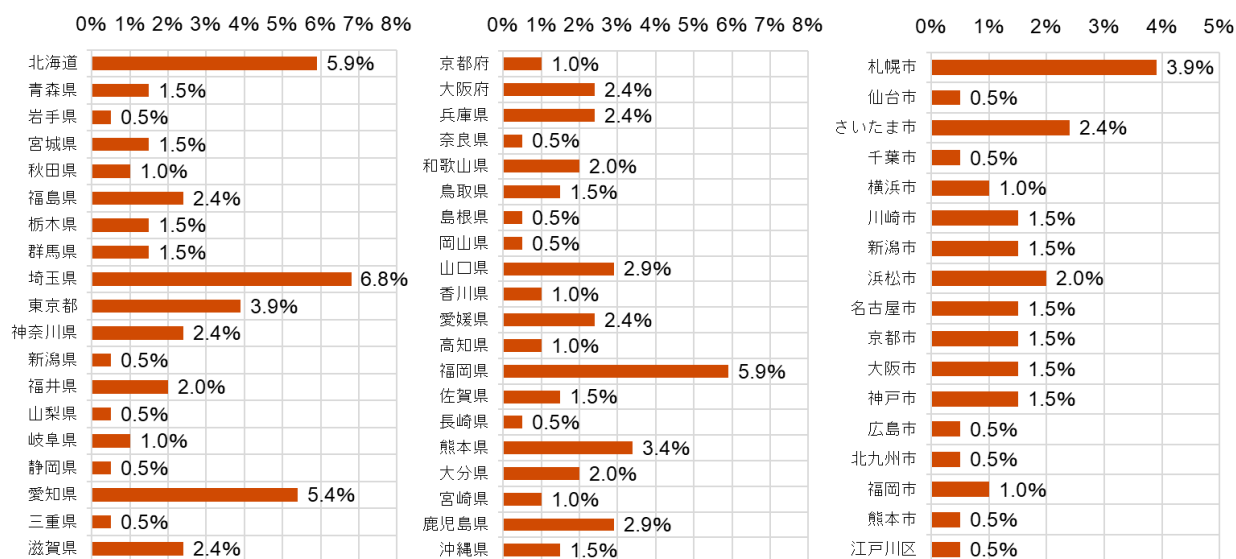
図表 63 法人種別（n=205、単一回答）



児童自立生活援助事業所の所在地

回答した児童自立生活援助事業の事業所所在地については以下のとおりであった。

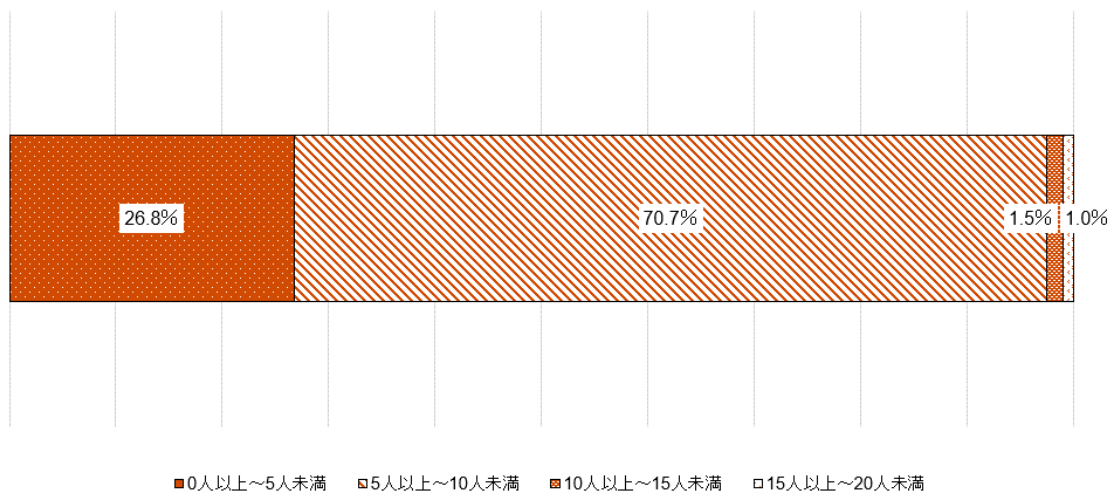
図表 64 事業所在地（都道府県等）（n=205、単一回答）



入居定員

入居定員について、「5人～10人未満」が最多で70.7%であった。

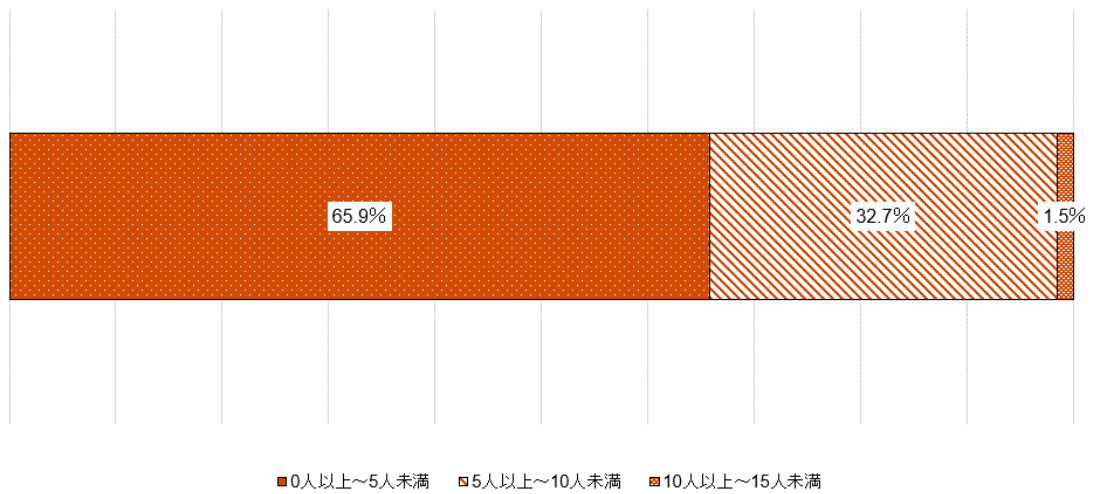
図表 65 入居定員（n=205、単一回答）



入居者数（事業所入居）※2025年8月末現在

入居者数（事業所入居）について、「0人以上～5人未満」が最多の65.9%であった。

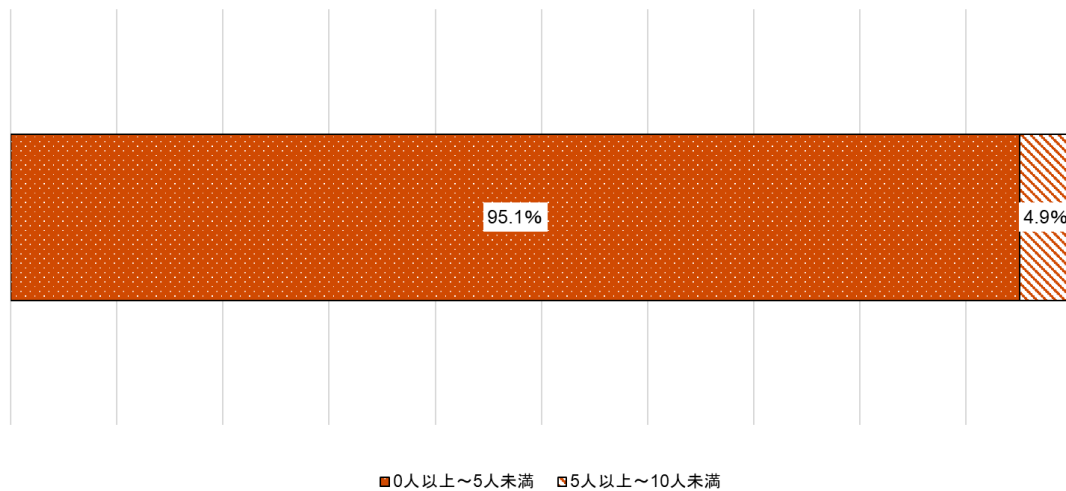
図表 66 入居者数（事業所入居）（n=205、単一回答）



入居者数（対象者の居宅）※2025年8月末現在

入居者数（対象者の居宅）について、「0人以上～5人未満」が最多の95.1%であった。

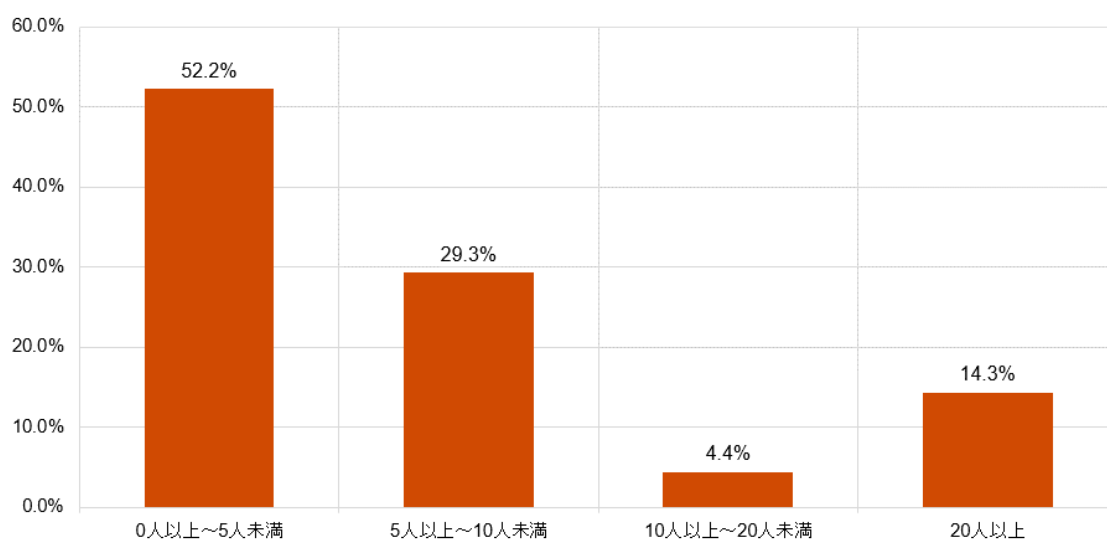
図表 67 入居者数（対象者の居宅）（n=205、単一回答）



延べ入居者数（令和6年度中）

令和6年度中の利用者数について、「0人以上～5人未満」が最多の52.2%であった。

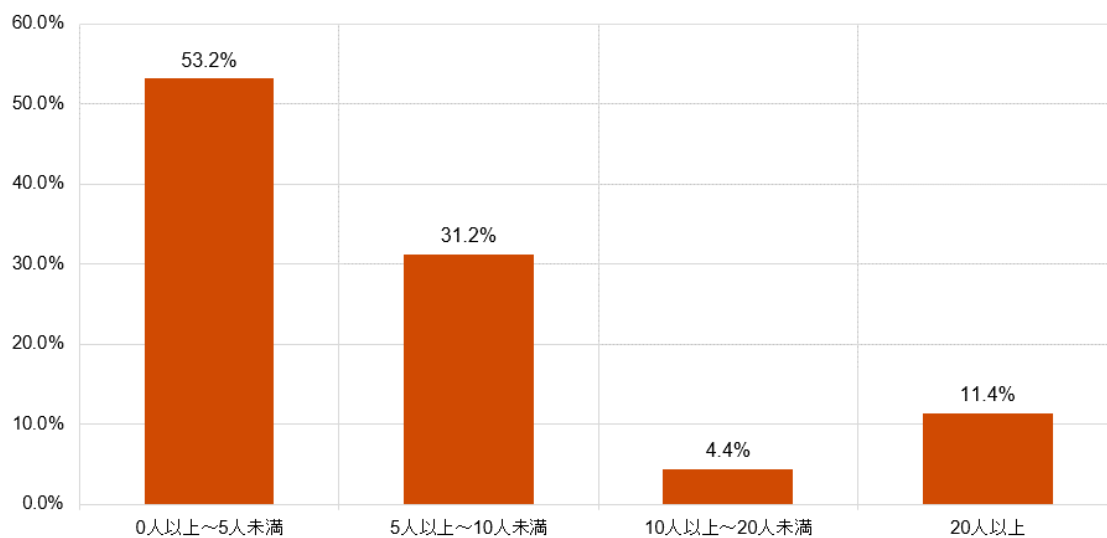
図表 68 延べ入居者数（R6年度中）（n=205、単一回答）



延べ入居者数（令和7年度中）

令和7年度中（令和7年8月31日まで）の利用者数について、「0人以上～5人未満」が最多の53.2%であった。

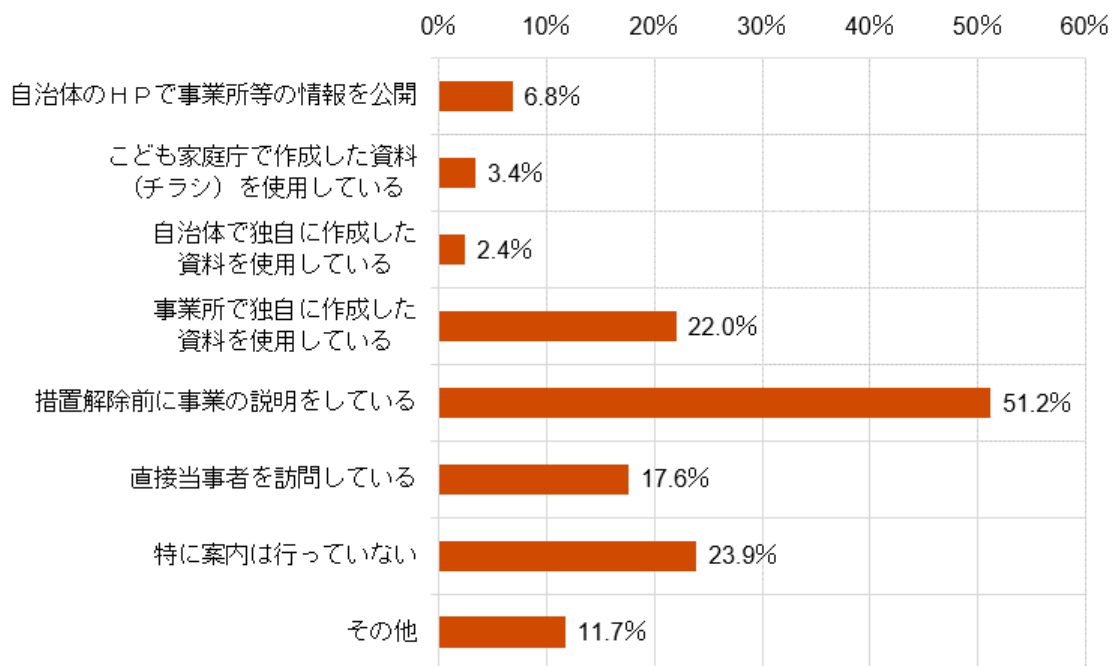
図表 69 延べ入居者数（R7年度中）（n=205、単一回答）



措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内方法

措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内方法について、「措置解除前に事業の説明をしている」が最多の 51.2%、「事業所で独自に作成した資料を使用している」が次点の 22.0%であった。また、「その他」については、全体の 11.7%（24 件）であったが、「電話・メール（SNS を含む。）」（6 件）や、「事業所のウェブサイト」（1 件）などといった回答であった。

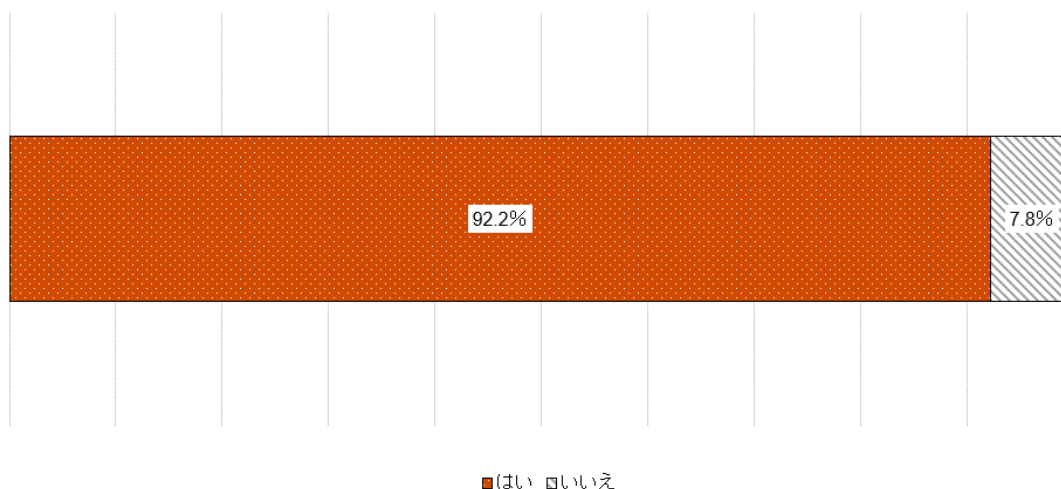
図表 70 措置解除者等への児童自立生活援助事業の案内方法（n=205、複数回答）



自立支援計画の見直し有無

自立支援計画の見直しについて、定期的に見直しをしている（「はい」と回答した）事業者は 92.2%、見直しをしていない（「いいえ」と回答した）事業者は 7.8%であった。

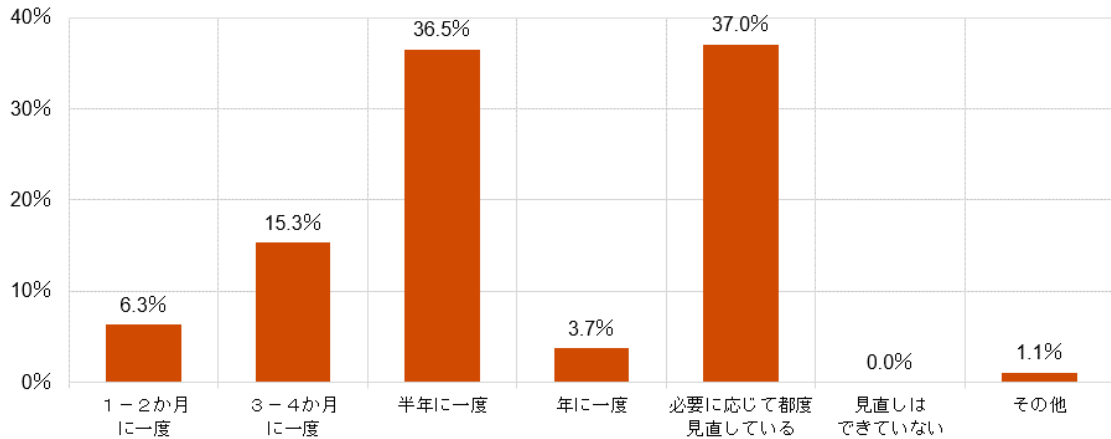
図表 71 自立支援計画の定期的な見直し有無（n=189、単一回答）



自立支援計画の見直し頻度

自立支援計画の見直し頻度について、「必要に応じて都度見直している」が最多の37.0%、「半年に一度」が次点の36.5%であった。

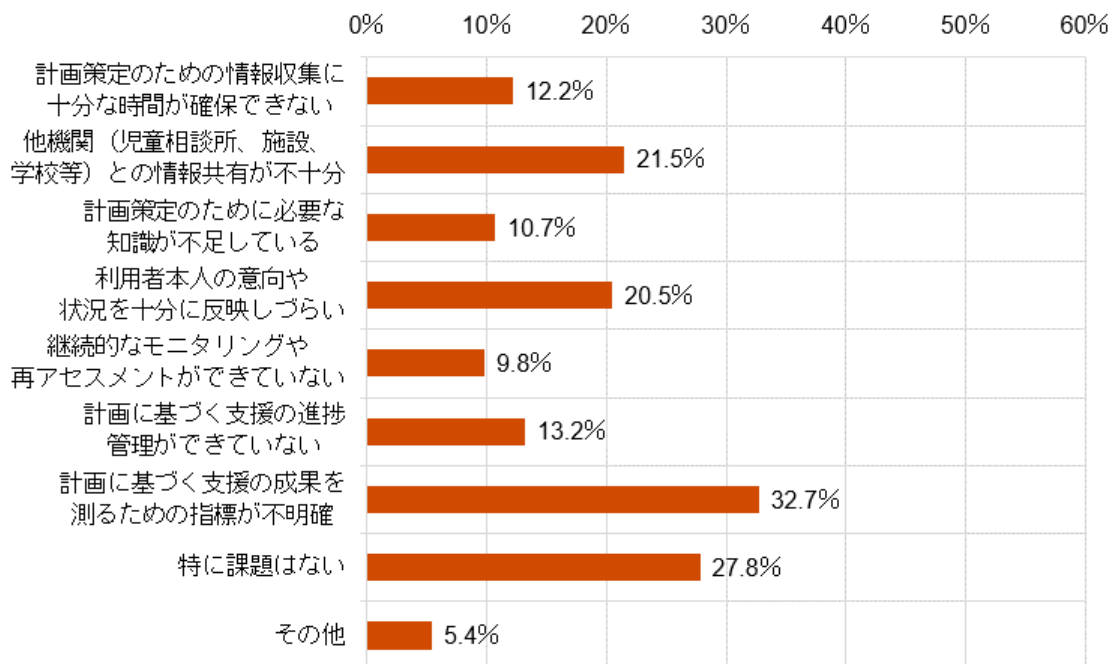
図表 72 自立支援計画の見直し頻度 (n=189、単一回答)



自立支援計画の策定及び運用上の課題

自立支援計画の策定及び運用上の課題について、「計画に基づく支援の成果を測るための指標が不明確」が最多の32.7%、「他機関（児童相談所、施設、学校等）との情報共有が不十分」が次点の21.5%であった。なお、「特に課題はない」との回答は27.8%であった。また、「その他」については、全体の5.4%（11件）であったが、「子どもシェルターである特性上、長期的な計画の策定にはなじみにくい。」（2件）や、「本人の状況が変化しやすいことから、中長期的な計画の策定が難しい。」（2件）などといった回答であった。

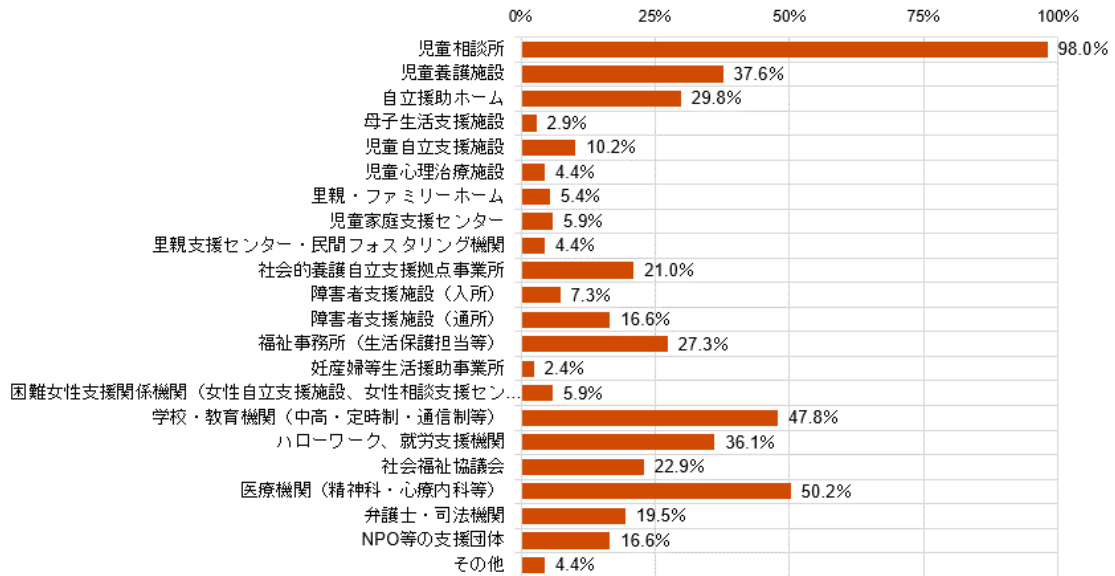
図表 73 自立支援計画を策定、運用する上での課題 (n=205、複数回答)



自立支援を行うにあたり、連携している機関

自立支援を行うにあたり、連携している機関について、「児童相談所」が最多の98.0%、「医療機関（精神科・心療内科等）」が次点の50.2%であった。また、「その他」の内訳としては、「警察」、「民生委員・児童委員」、「職場」、「市町村（児童福祉担当等）」などであった。

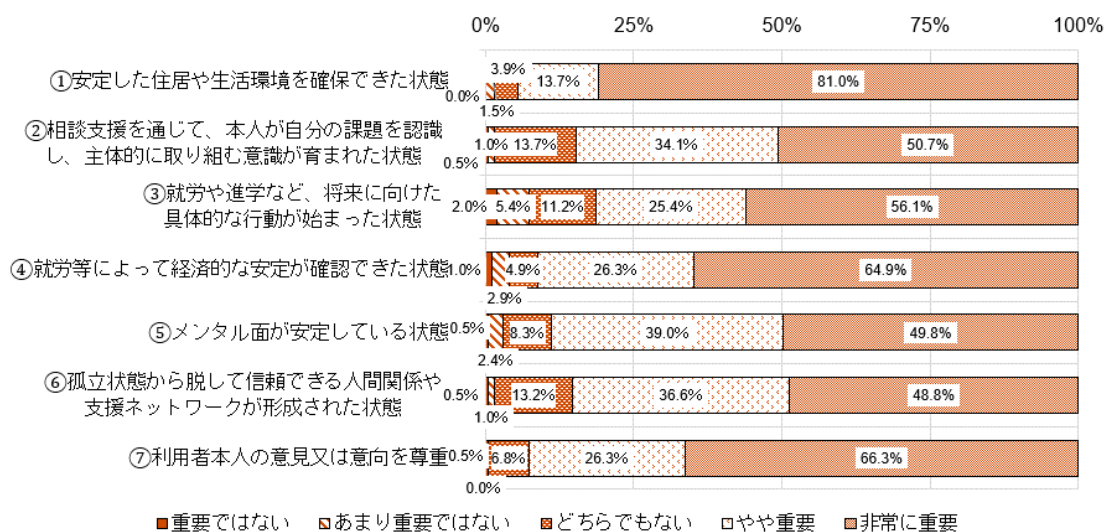
図表 74 自立支援を行うにあたっての連携している機関（n=205、複数回答）



自立支援終結の判断指標

自立支援終結の判断指標について、「非常に重要」とする指標として「安定した住居や生活環境を確保できた状態」が最多の81.0%、「利用者本人の意見又は意向を尊重」が次点の66.3%であった。また、設問以外の判断指標としては、「生活のためのスキルや環境が得られた状態」（7件）や、「必要に応じて適切に支援を求めることができる状態」（7件）などといった回答があった。

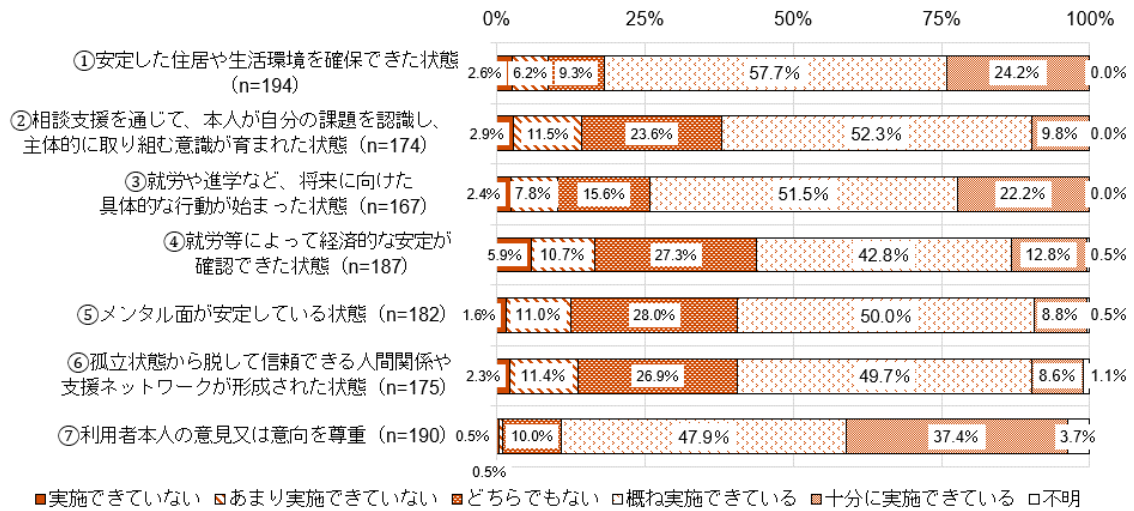
図表 75 児童自立生活援助事業における自立支援終結の判断指標（n=205）



自立支援終結の判断指標に対する支援の十分さ

「やや重要」又は「非常に重要」と回答した自立支援終結の判断指標に対し、自立支援を十分に実施できているかについて、「十分に実施できている」内容としては「利用者本人の意見又は意向を尊重」が最多の 37.4%であり、「実施できていない」内容としては「就労等によって経済的な安定が確認できた状態」が最多の 5.9%であった。

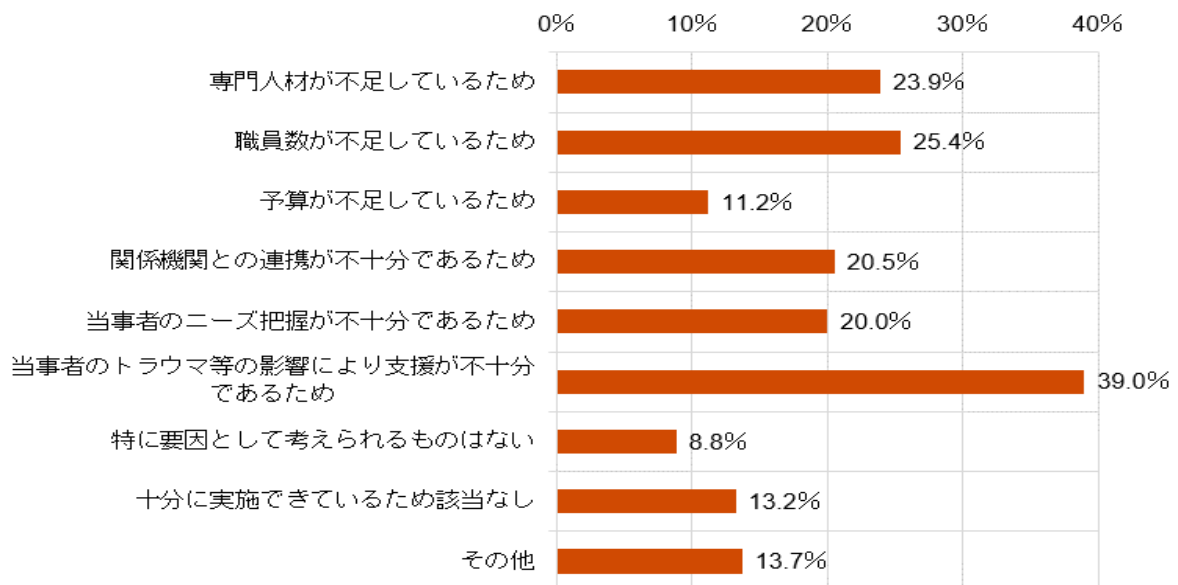
図表 76 自立支援終結の判断指標に対する支援の十分さ (n=205)



自立支援が十分に実施できていない場合の要因

自立支援が十分に実施できていない場合の要因について、「当事者のトラウマ等の影響により支援が不十分であるため」が最多の 39.0%、「職員数が不足しているため」が次点の 25.4%であった。また、「その他」については、全体の 13.7% (26 件) であったが、「本人の特性や状況に起因する課題があるため」(12 件) や、「開所して間もないため」(7 件) などといった回答であった。

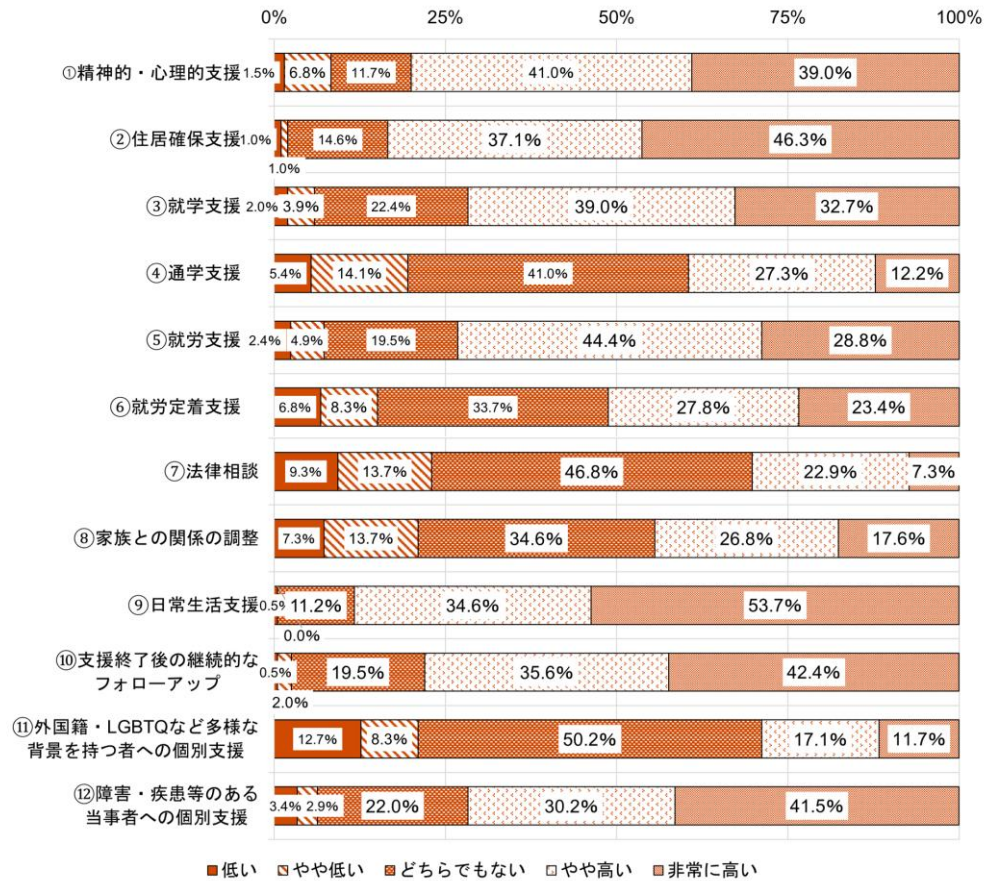
図表 77 自立支援が十分に実施できていない場合の要因 (n=205、複数回答)



支援のニーズの高さ

支援のニーズの高さについて、「非常に高い」とする支援として「日常生活支援」が最多の 53.7%、「住居確保支援」が次点の 46.3%であった。

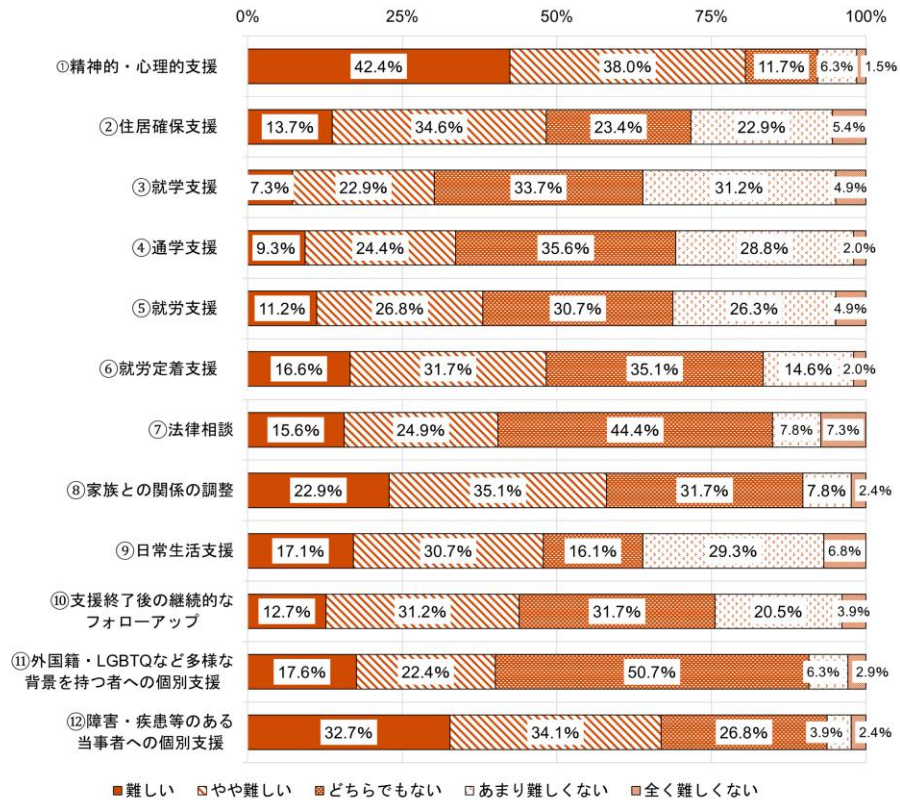
図表 78 支援のニーズの高さ (n=205)



支援の難易度の高さ

支援の難易度の高さについて、「難しい」とする支援として「精神的・心理的支援」が最多の42.4%、「障害・疾患等のある当事者への個別支援」が次点の32.7%であった。

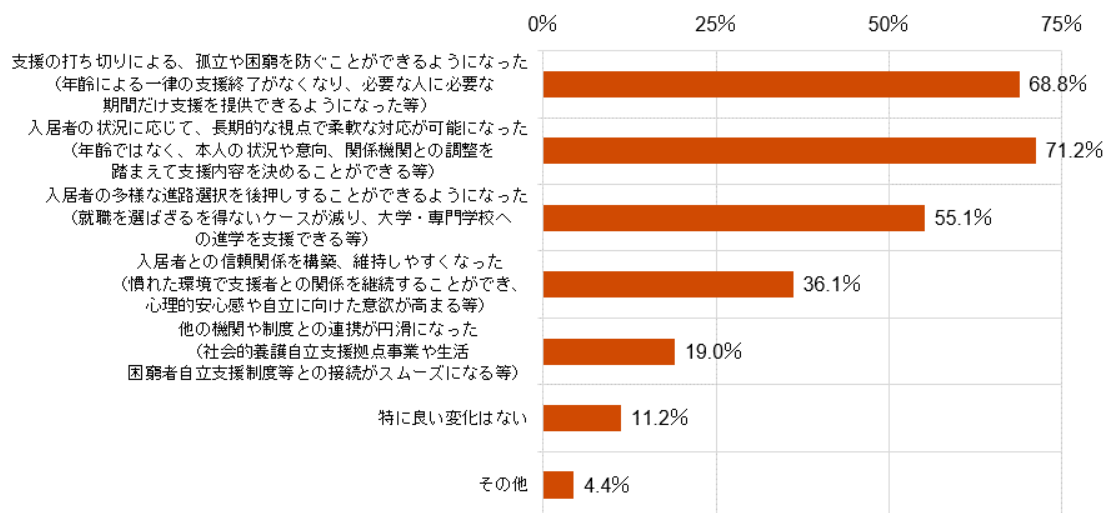
図表 79 支援の難易度 (n=205)



児童自立生活援助事業の対象年齢の弾力化による良い変化

児童自立生活援助事業の対象年齢の弾力化による良い変化について、「入居者の状況に応じて、長期的な視点で柔軟な対応が可能になった（年齢ではなく、本人の状況や意向、関係機関との調整を踏まえて支援内容を決めることができる等）」が最多の71.2%、「支援の打ち切りによる、孤立や困窮を防ぐことができるようになった（年齢による一律の支援終了がなくなり、必要な人に必要な期間だけ支援を提供できるようになった等）」が次点の68.8%であった。

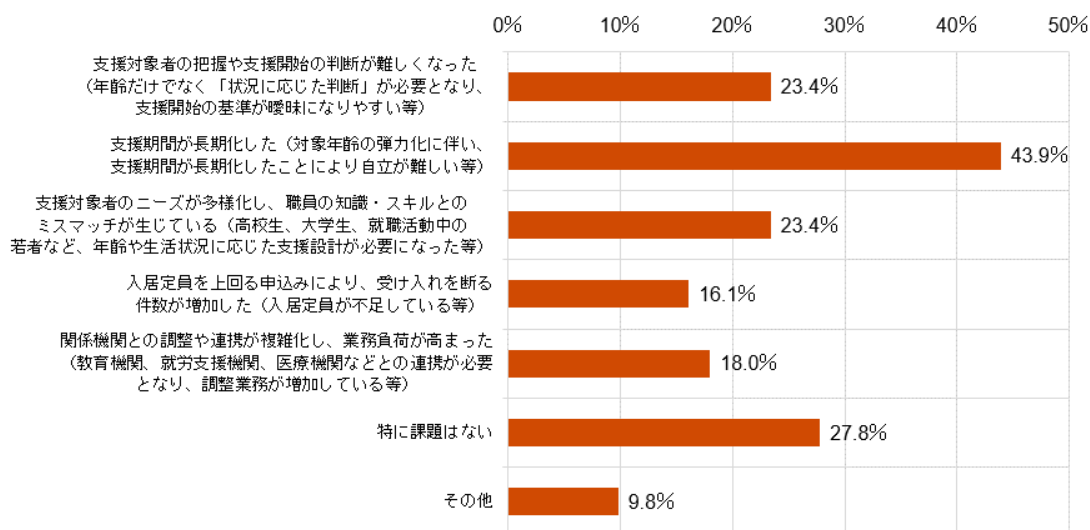
図表 80 対象年齢の弾力化による良い変化（n=205、複数回答）



児童自立生活援助事業の対象年齢の弾力化による課題

児童自立生活援助事業の対象年齢の弾力化による課題について、「支援期間が長期化した（対象年齢の弾力化に伴い、支援期間が長期化したことにより自立が難しい等）」が最多の43.9%であった。また、「特に課題はない」との回答は27.8%であった。

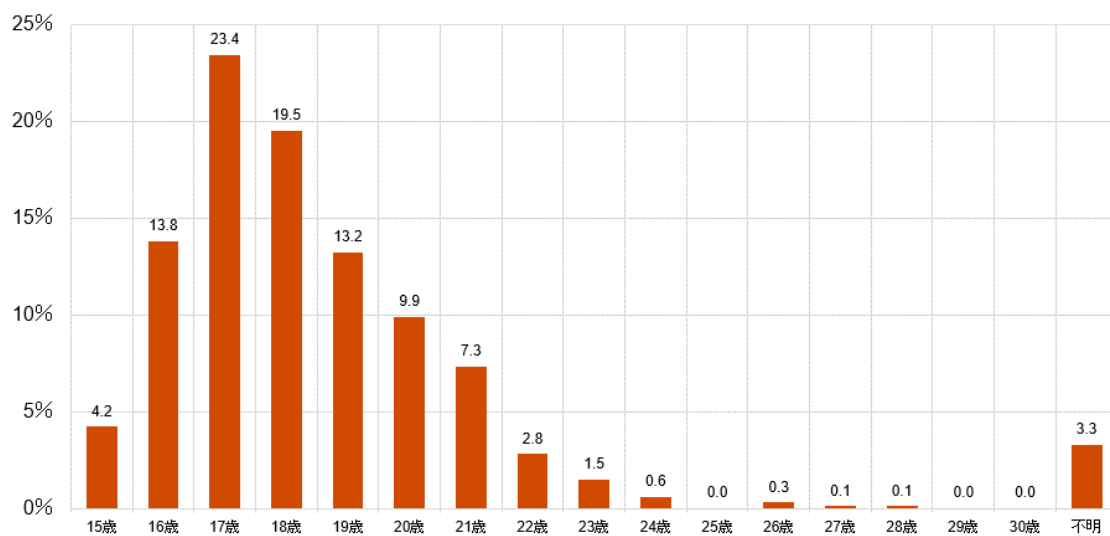
図表 81 対象年齢の弾力化による課題（n=205、複数回答）



利用者の年齢

利用者の年齢について、「17歳」が最多の23.4%であった。

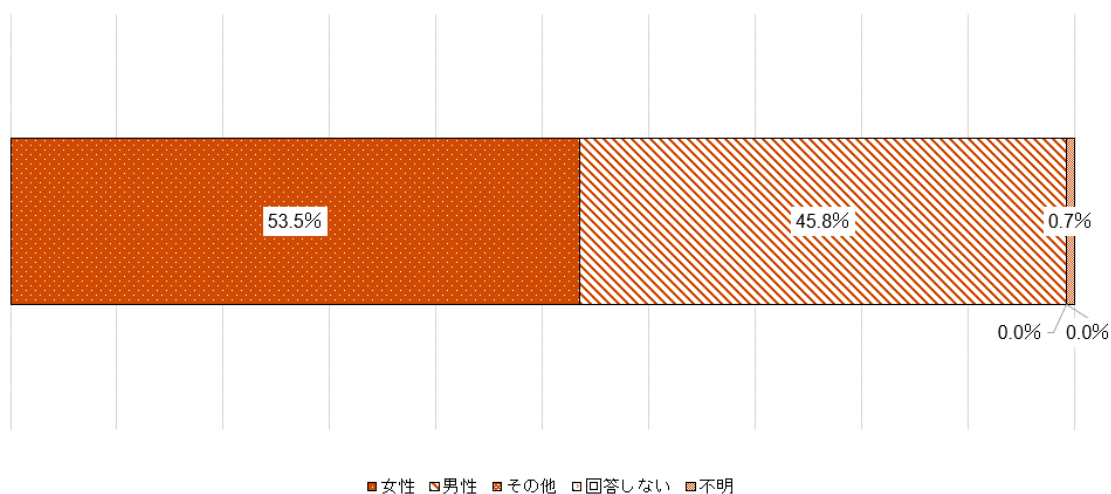
図表 82 年齢 (n=688、単一回答)



利用者の性別

利用者の性別について、「女性」が53.5%、「男性」が45.8%であった。

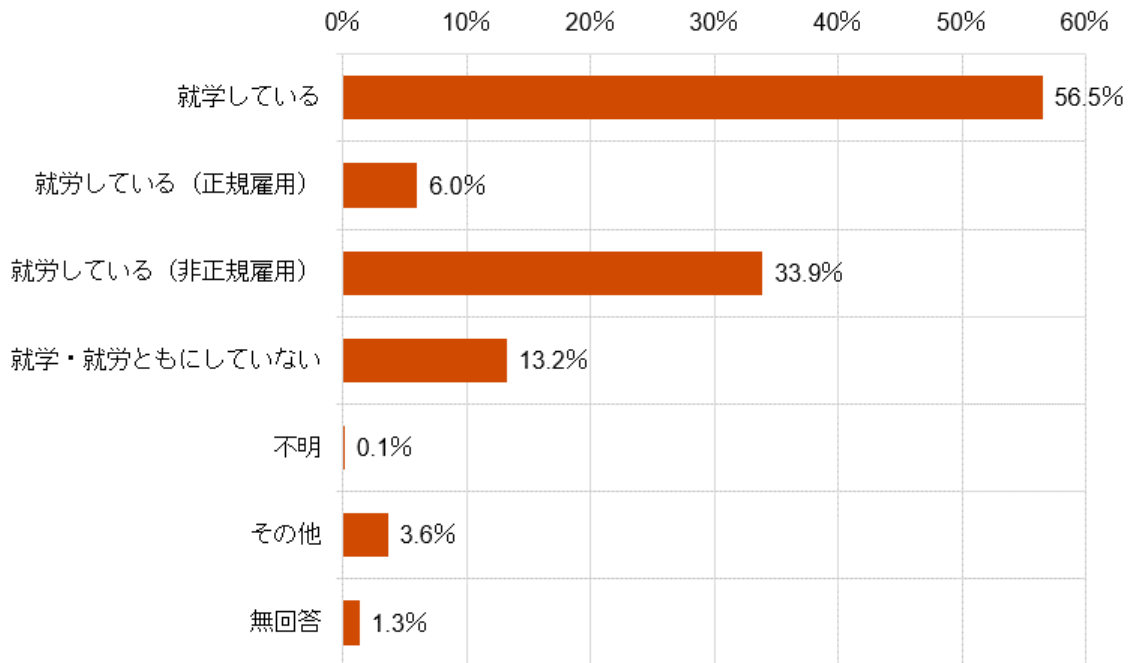
図表 83 性別 (n=688、単一回答)



利用者の就学/就業状況

利用者の就学/就業状況について、「就学している」が最多の 56.5%、「就労している（非正規雇用）」が次点の 33.9%であった。

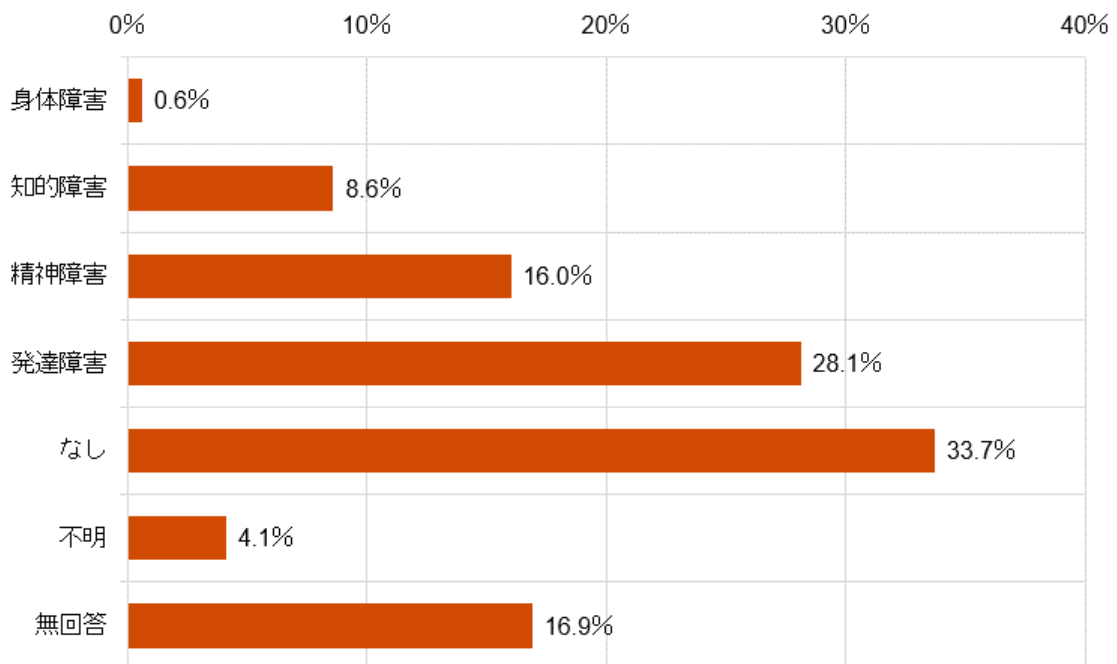
図表 84 就学/就業状況（n=688、複数回答）



利用者の障害の状況

利用者の障害の状況について、「なし」が最多の 33.7%、「発達障害」が次点の 28.1%であった。

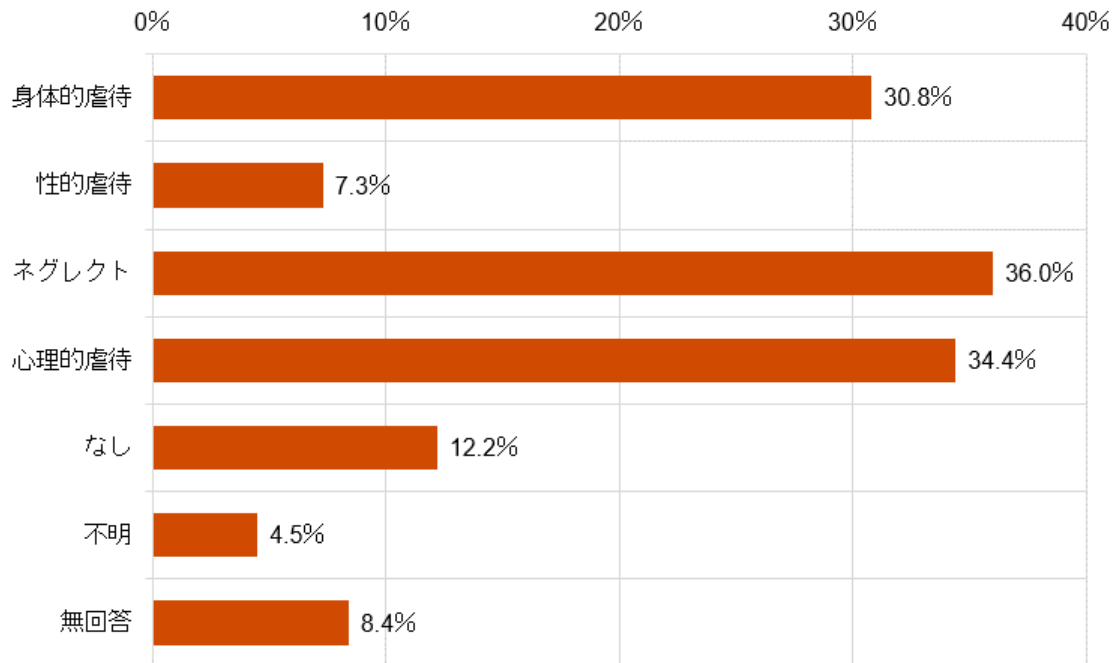
図表 85 障害の状況（n=688、複数回答）



利用者の被虐待経験

利用者の被虐待経験について、「ネグレクト」が最多の36.0%、「心理的虐待」が次点の34.4%であった。

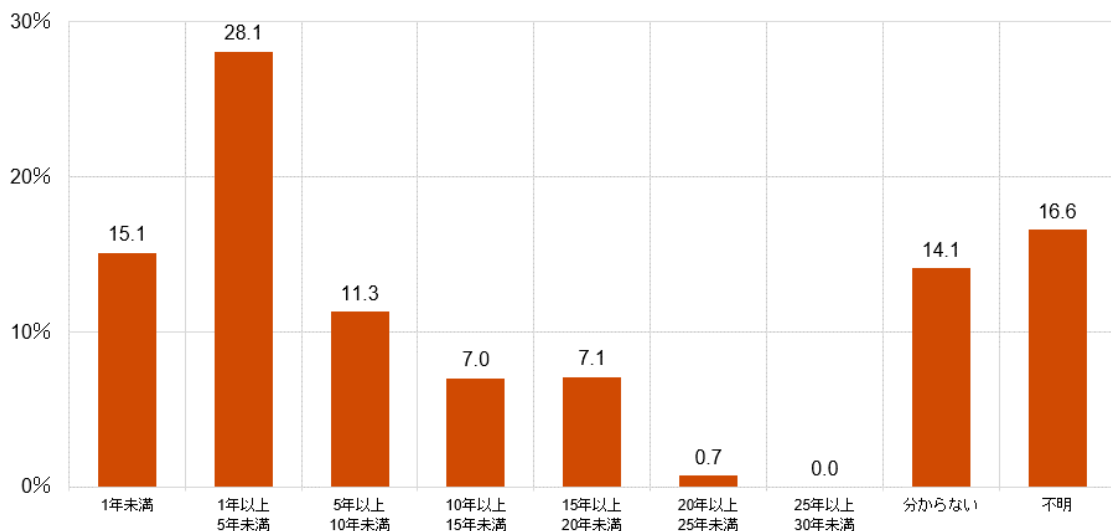
図表 86 被虐待経験 (n=688、複数回答)



利用者の社会的養護の合計入所期間

利用者の社会的養護の合計入所期間について、「1年以上5年未満」が最多の28.1%であった。

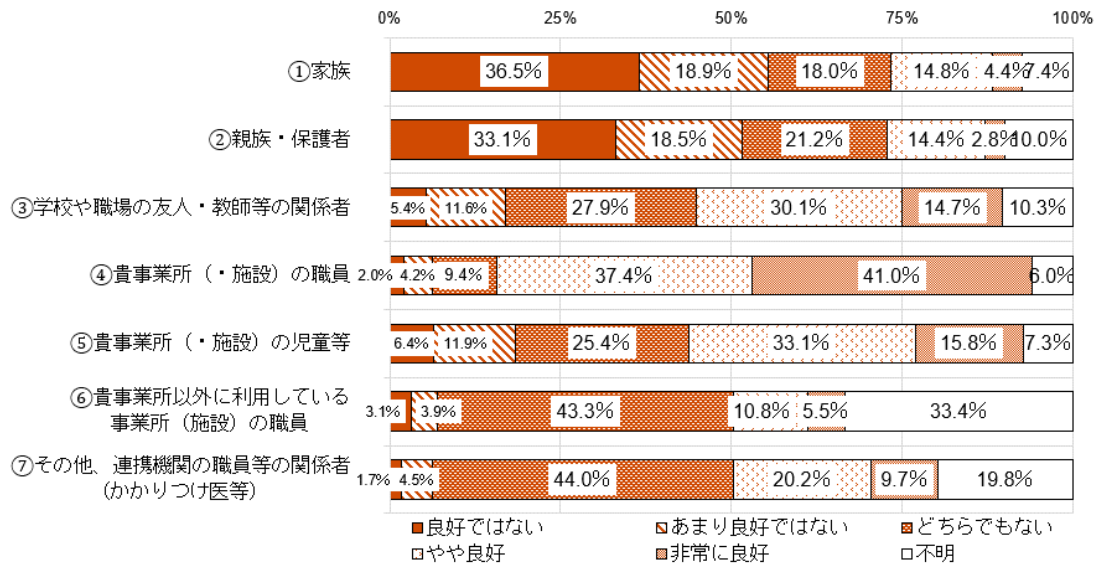
図表 87 社会的養護の合計入所期間 (n=688、単一回答)



利用者の周囲の人々との人間関係

利用者の周囲の人々との人間関係について、「非常に良好」との回答は「貴事業所（・施設）の職員」が最多の41.0%であり、「良好ではない」との回答は「家族」が最多の36.5%であった。

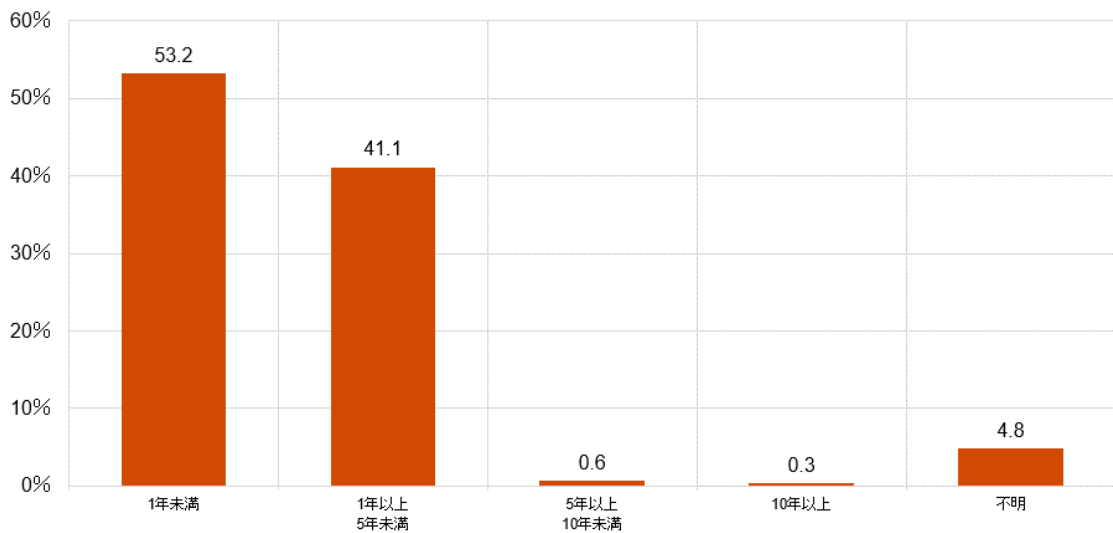
図表 88 周囲の人々との人間関係 (n=688)



利用者の事業利用期間

利用者の事業利用期間について、「1年未満」が最多の53.2%であった。

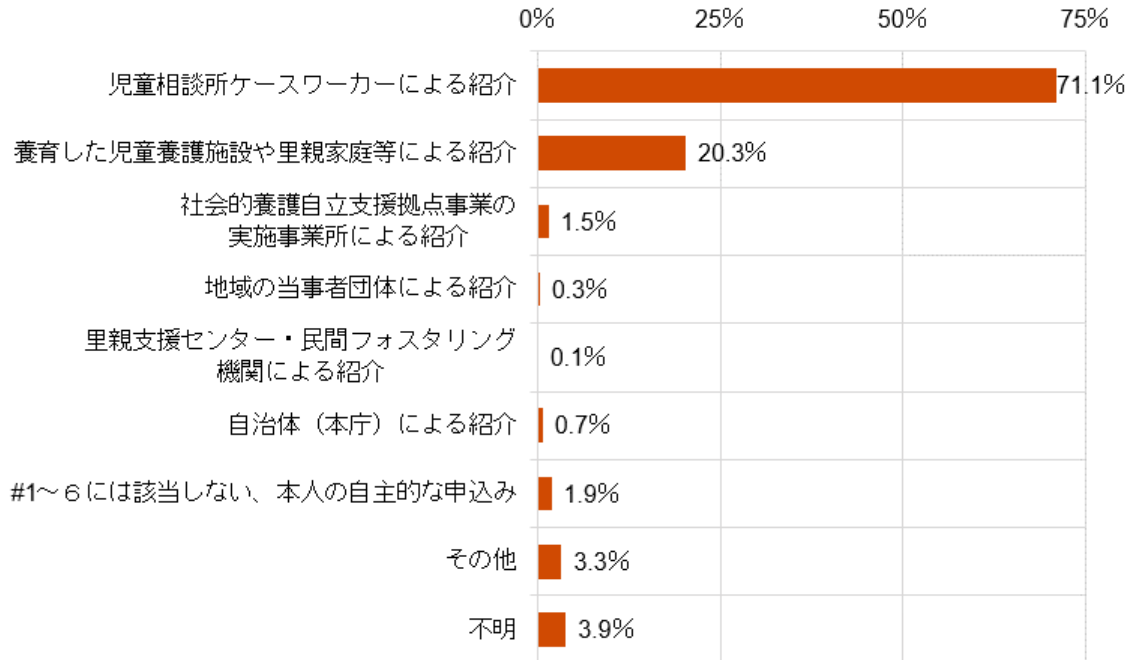
図表 89 事業利用期間 (単位：年) (n=688、単一回答)



利用者の事業利用開始の経緯

利用者の事業利用開始の経緯について、「児童相談所ケースワーカーによる紹介」が最多の71.1%、「養育した児童養護施設や里親家庭等による紹介」が次点の20.3%であった。

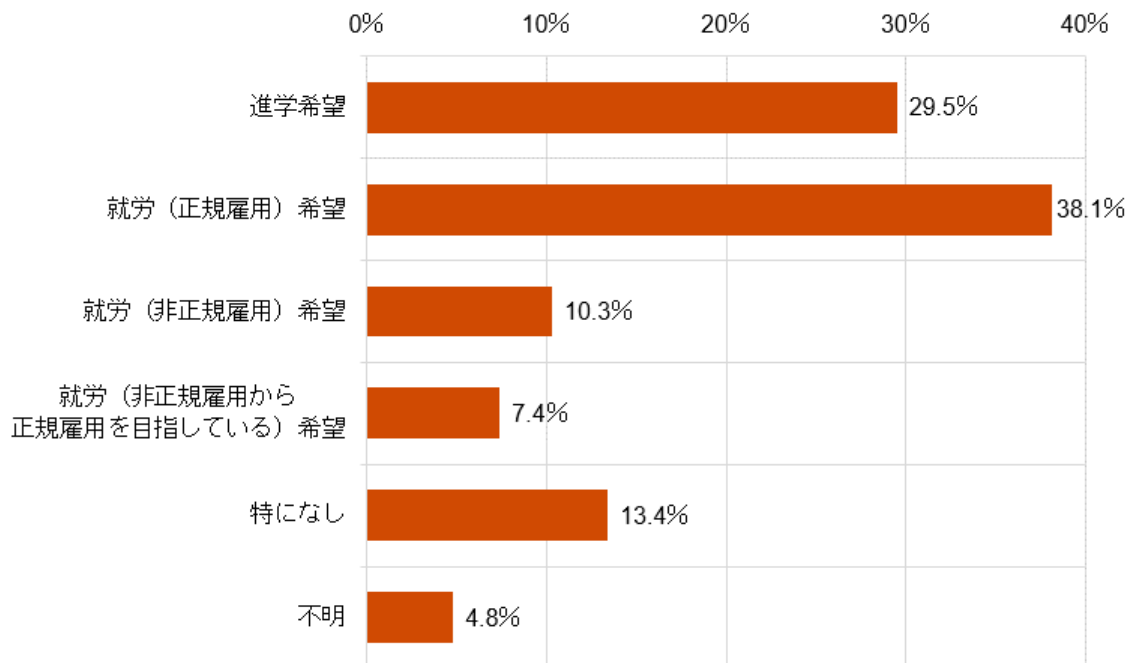
図表 90 事業利用開始の経緯 (n=688、複数回答)



利用者の今後の進路の見通し

利用者の今後の進路の見通しについて、「就労（正規雇用）希望」が最多の38.1%、「進学希望」が次点の29.5%であった。

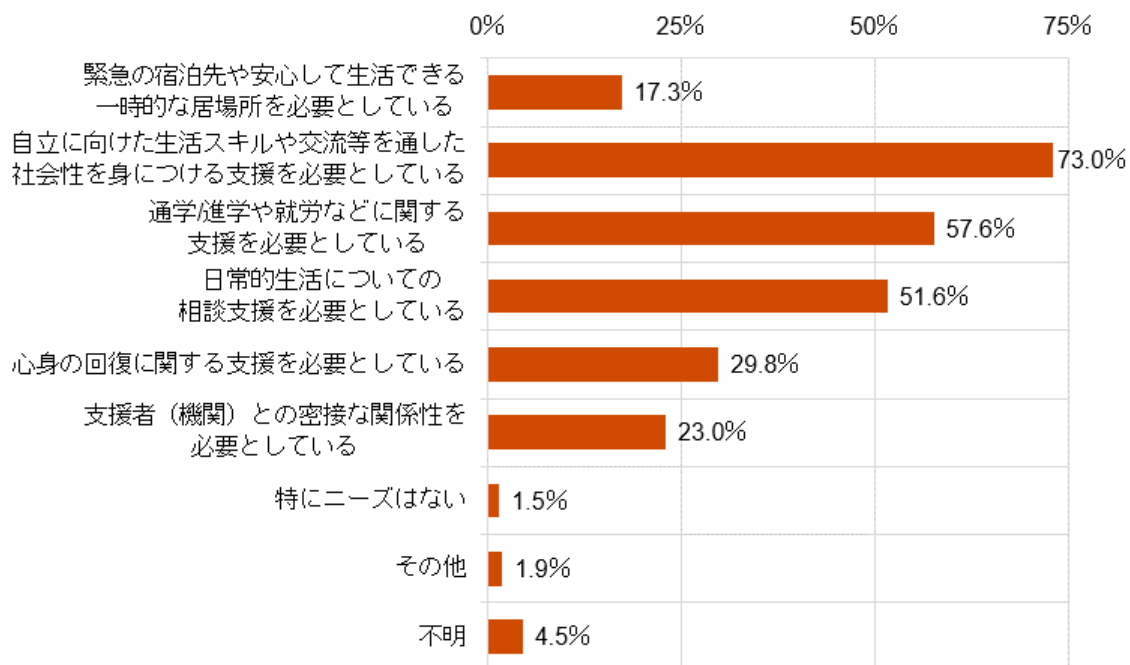
図表 91 今後の進路の見通し (n=688、複数回答)



各利用者の自立支援のニーズ

各利用者の自立支援のニーズについて、「自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている」が最多の73.0%、「通学/進学や就労などに関する支援を必要としている」が次点の57.6%であった。

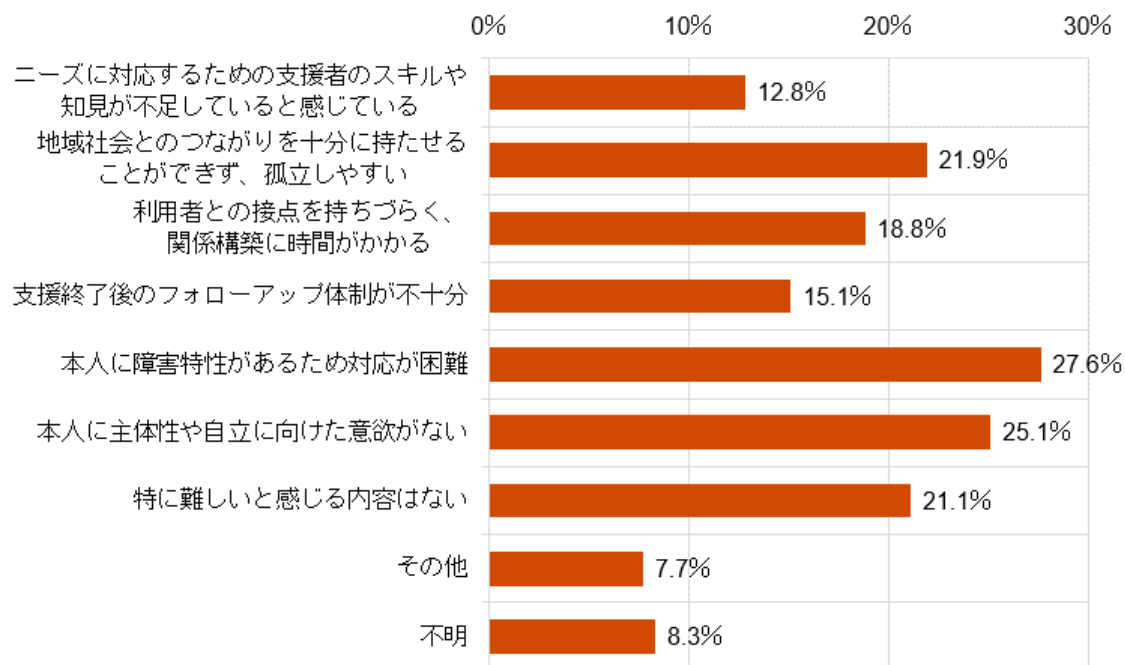
図表 92 自立支援のニーズ (n=688、複数回答)



各利用者の支援において難しいと感じる内容

各利用者の支援において難しいと感じる内容について、「本人に障害特性があるため対応が困難」が最多の27.6%、「本人に主体性や自立に向けた意欲がない」が次点の25.1%であった。

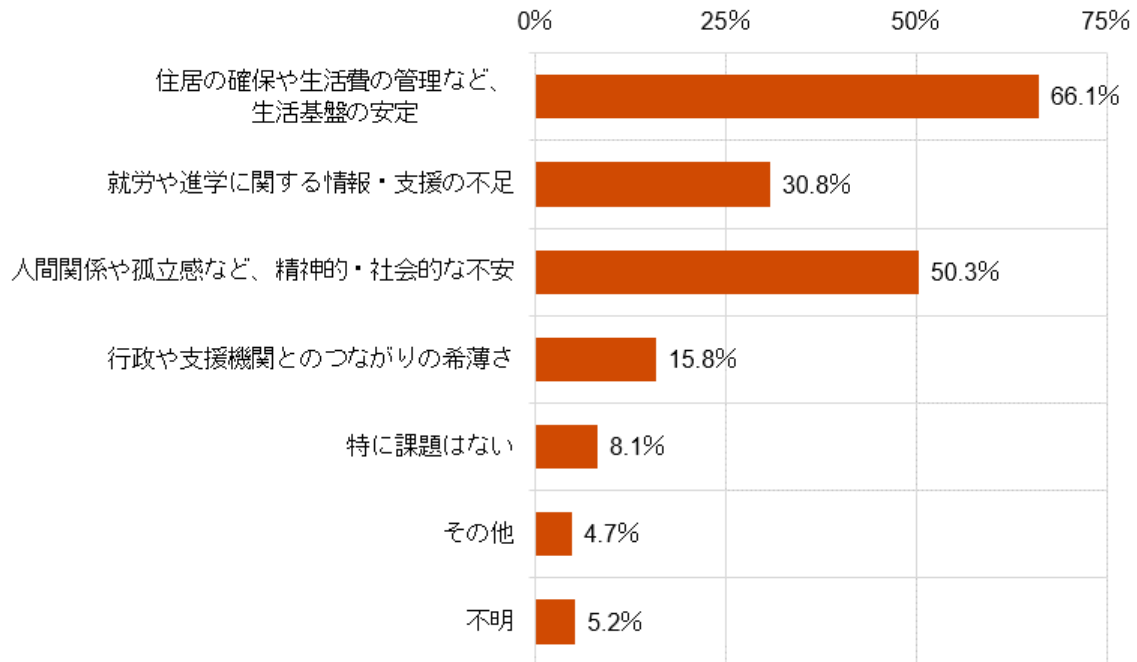
図表 93 支援において難しいと感じる内容 (n=688、複数回答)



各利用者が自立にあたってかかえている課題

各利用者が自立にあたってかかえている課題について、「住居の確保や生活費の管理など、生活基盤の安定」が最多の66.1%、「人間関係や孤立感など、精神的・社会的な不安」が次点の50.3%であった。

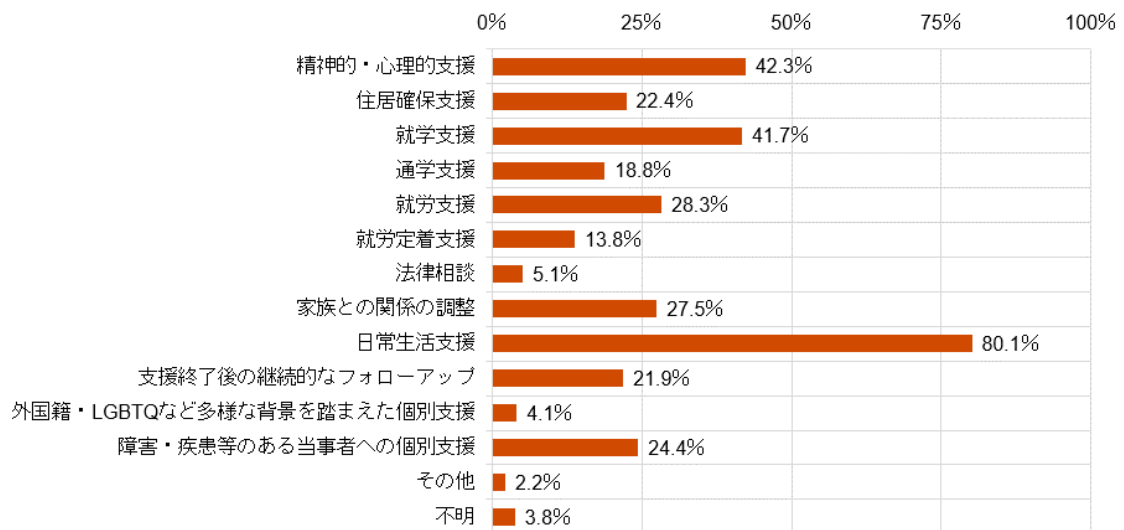
図表 94 自立にあたってかかえている課題 (n=688、複数回答)



各利用者の自立に向けて実施している支援内容

各利用者の自立に向けて実施している支援内容について、「日常生活支援」が最多の80.1%、「精神的・心理的支援」が次点の42.3%であった。

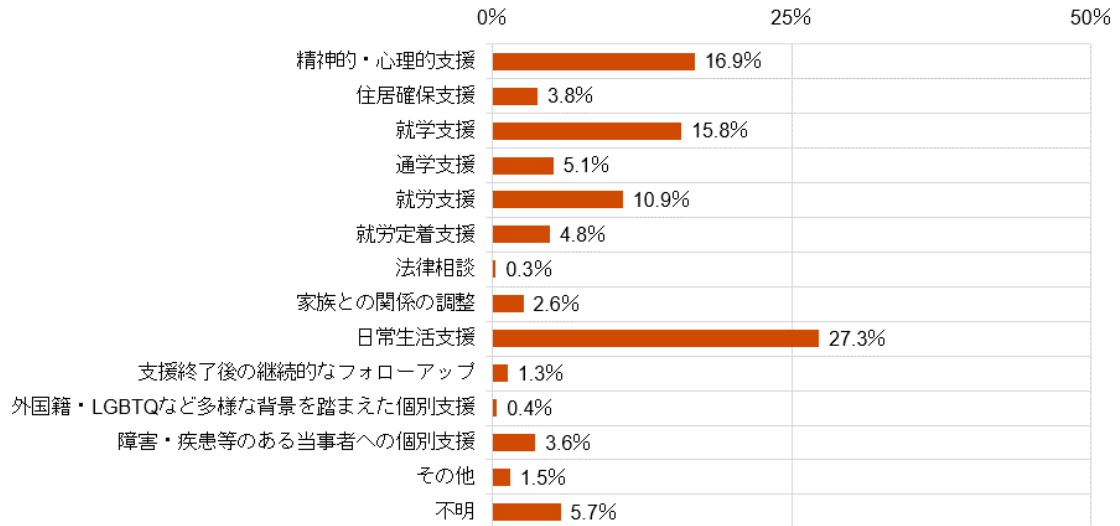
図表 95 自立に向けて実施している支援内容 (n=688、複数回答)



最も注力している（重要視している）自立支援

最も注力している（重要視している）自立支援について、「日常生活支援」が最多の 27.3%、「精神的・心理的支援」が次点の 16.9%であった。

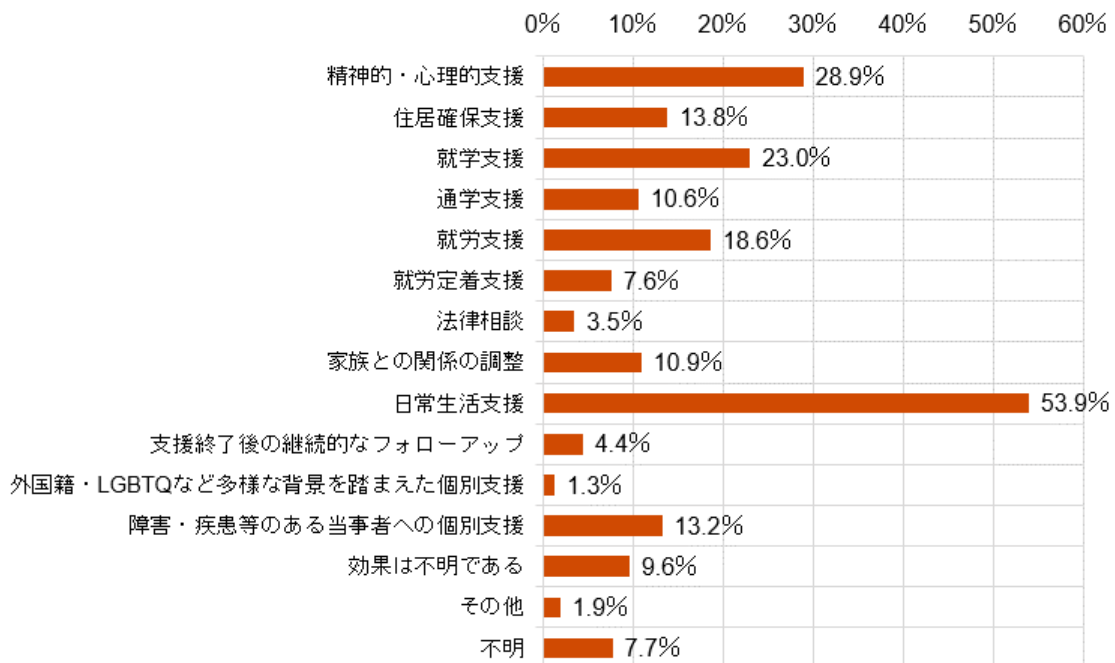
図表 96 最も注力している（重要視している）自立支援（n=688、単一回答）



各利用者への自立支援として効果的であった施策・取組

各利用者への自立支援として効果的であった施策・取組について、「日常生活支援」が最多の 53.9%、「精神的・心理的支援」が次点の 28.9%であった。

図表 97 自立支援として効果的であった施策・取組（n=688、複数回答）



(3) 社会的養護自立支援拠点事業者向け実態把握調査

① 調査概要

調査の目的

社会的養護自立支援拠点事業における自立支援の実態、支援ニーズ、効果的な支援内容及び自立支援に係る課題を明らかにする。

調査対象

社会的養護自立支援拠点事業者（悉皆、計 63 か所）

※事業者数の合計については令和 7 年 4 月 1 日時点のものである。

調査方法

こども家庭庁を通じて各都道府県等に調査票を周知し、各都道府県等から対象の事業者へ周知する。調査票は、web アンケート票及びエクセルで作成する。

調査項目

具体的な調査項目は、図表 98 のとおりである（詳細は付録に記載）。

図表 98 主な調査項目（社会的養護自立支援拠点事業者向け実態把握調査）

社会的養護自立支援拠点事業者向け実態把握調査	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 法人種別 所在地 人員体制 利用者数 事業内容
自立支援の内容及び支援ニーズについて	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護自立支援拠点事業について、どのようなニーズがあるか ニーズの高い支援や、難易度の高い支援にはどのようなものがあるか 措置解除者等への事業の案内方法 これまで公的支援に繋がらなかった者への事業の案内方法 事業の利用に繋がった経路 これまで公的支援に繋がらなかった者へのアプローチ方法 自立支援計画の策定・運用における現状や課題 自立支援について、当事者がどのような状態であれば、支援を終結できる（退所できる）と判断しているか（判断指標）
入居者毎の状況について （ケース票を用いて、①事業開始後、全ての「一時避難的かつ短期間の居場所」による支援を受けている者 ②「一時避難的かつ短期間の居場所」以外の相談等による支援を受けている者（3ヵ月以上継続して支援を受けている者に限る。）について、以下各 5 名程度 ・措置解除者等 ・これまで公的支援に繋がっていない者）	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、性別、就学/就労の状況、障害状況等の基本情報 事業の利用期間 今後の進路の見通し 自立支援としてどのようなニーズがあるか 支援に置いて難しいと感じる内容 当該子ども等が自立にあたりかかえている課題 実施している自立支援の内容 自立支援として効果的であった取組

② 回答数

社会的養護自立支援拠点事業者向け実態把握調査の回答数及び回答率は以下のとおりである。

図表 99 回収状況（社会的養護自立支援拠点事業者向け実態把握調査）

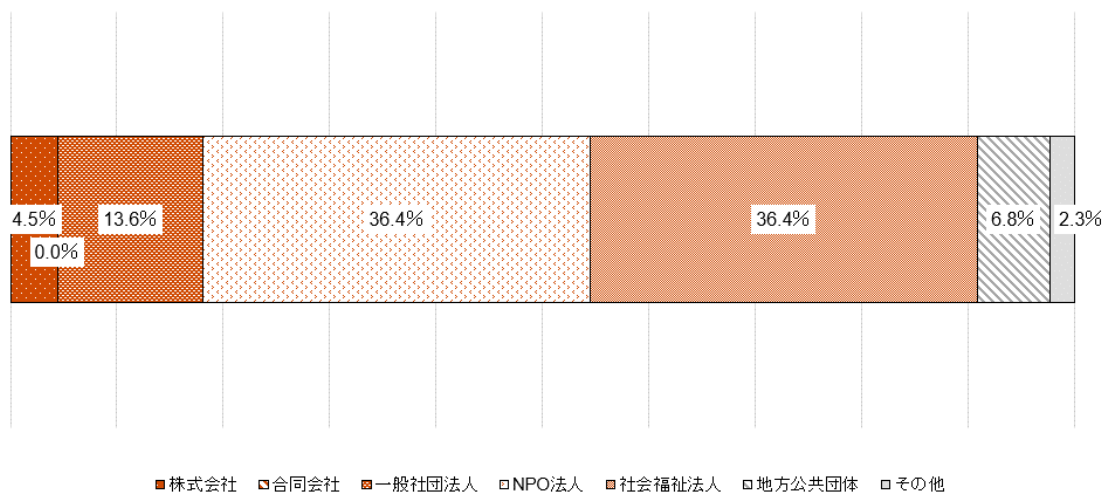
調査対象数	63 か所
有効回答数	44 か所
有効回答率	69.8%

以下に各設問に関する具体的な調査結果を示す。

社会的養護自立支援拠点事業の法人種別

回答した社会的養護自立支援拠点事業の法人種別について、「社会福祉法人」及び「NPO 法人」が最多の 36.4%、「一般社団法人」が次点の 13.6%であった。また、「その他」の内訳としては、「公益社団法人」（1 件）であった。

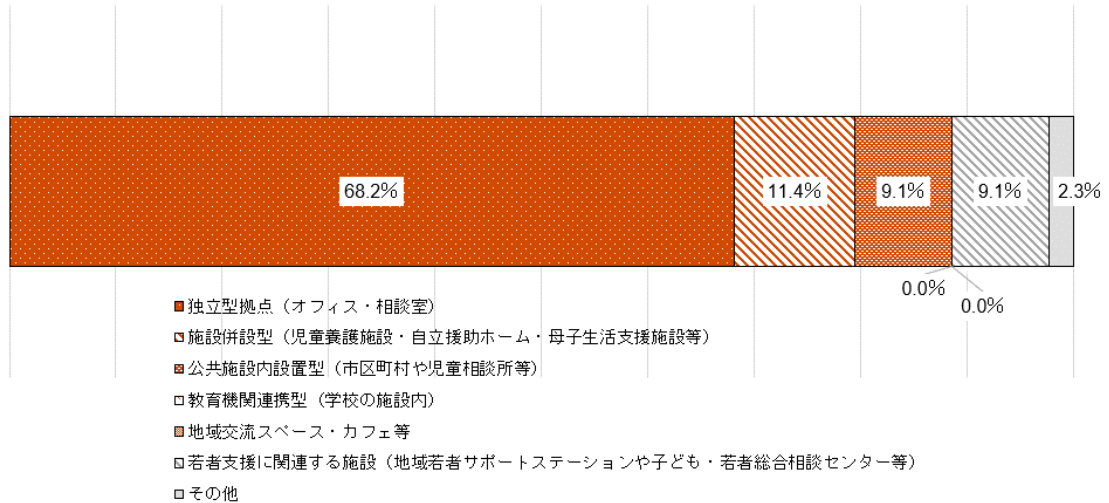
図表 100 法人種別（n=44、単一回答）



社会的養護自立支援拠点事業の実施場所

回答した社会的養護自立支援拠点事業の実施場所について、「独立型拠点（オフィス・相談室）」が最多の68.2%、「施設併設型（児童養護施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設等）」が次点の11.4%であった。また、「その他」の内訳としては、「相談支援を目的とする相談センターと、相互交流を目的とするユースセンターの2拠点を、それぞれ独立して設置」（1件）であった。

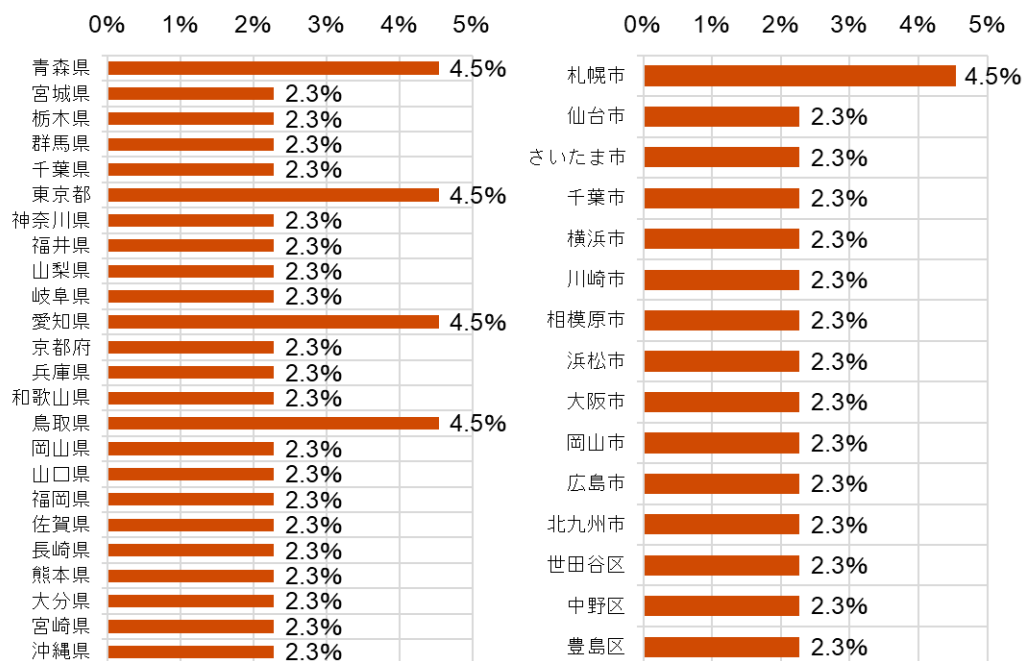
図表 101 実施場所 (n=44、単一回答)



社会的養護自立支援拠点事業所の所在地

回答した社会的養護自立支援拠点事業の事業所所在地については以下のとおりであった。

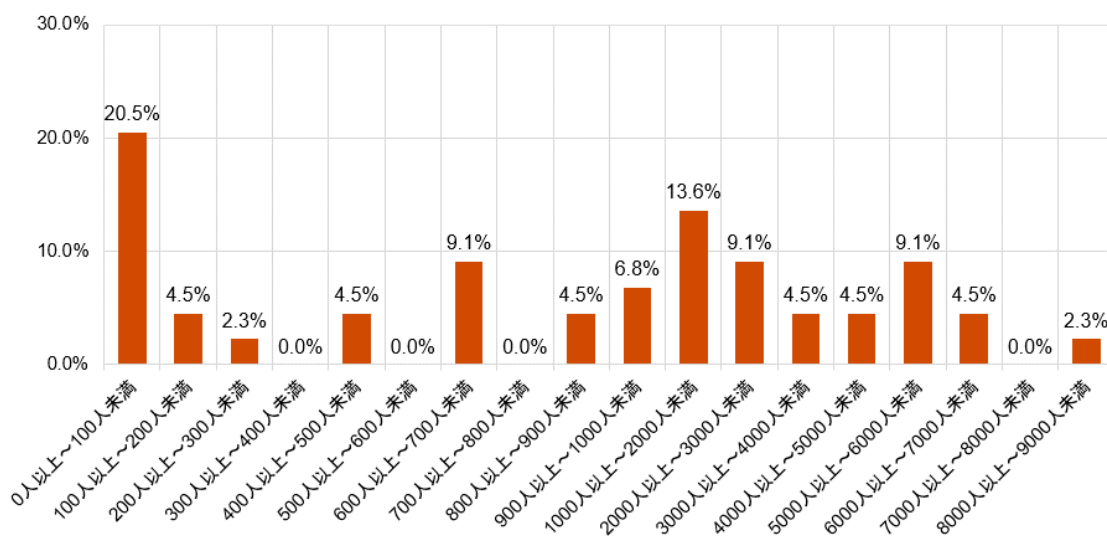
図表 102 事業所在地 (n=44、単一回答)



利用者数（令和6年度中）

令和6年度中の利用者数について、「0人以上～100人未満」が最多の20.5%であった。

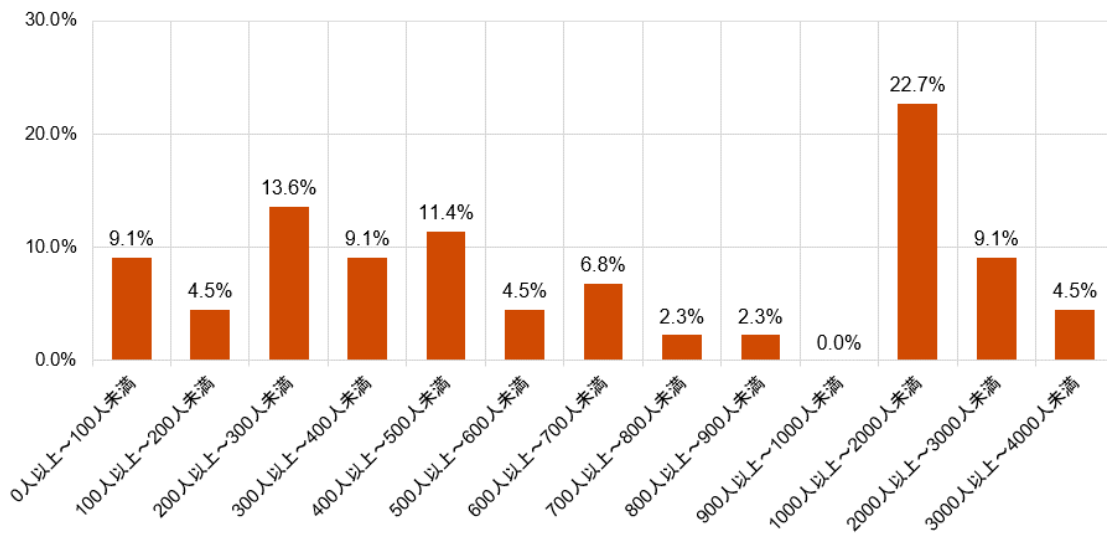
図表 103 利用者数（R6年度中）（n=44、単一回答）



利用者数（令和7年度中）

令和7年度中（令和7年8月31日まで）の利用者数について、「1000人以上～2000人未満」が最多の22.7%であった。

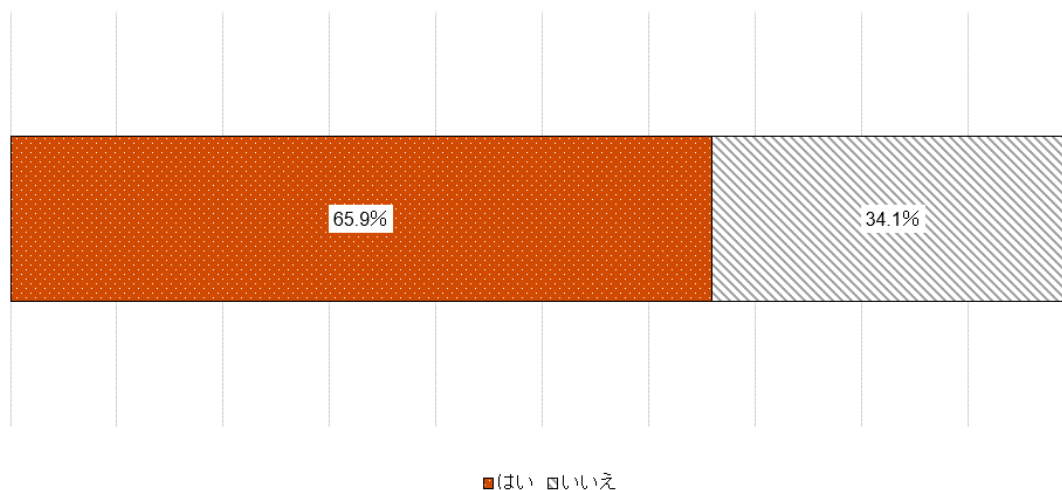
図表 104 利用者数（R7年度中）（n=44、単一回答）



これまで公的支援の利用がなかった人数の把握有無

令和6年度中の利用者のうち、これまで公的支援の利用がなかった人数を把握しているかについて、把握している（「はい」と回答した）事業者は65.9%、把握していない（「いいえ」と回答した）事業者は34.1%であった。

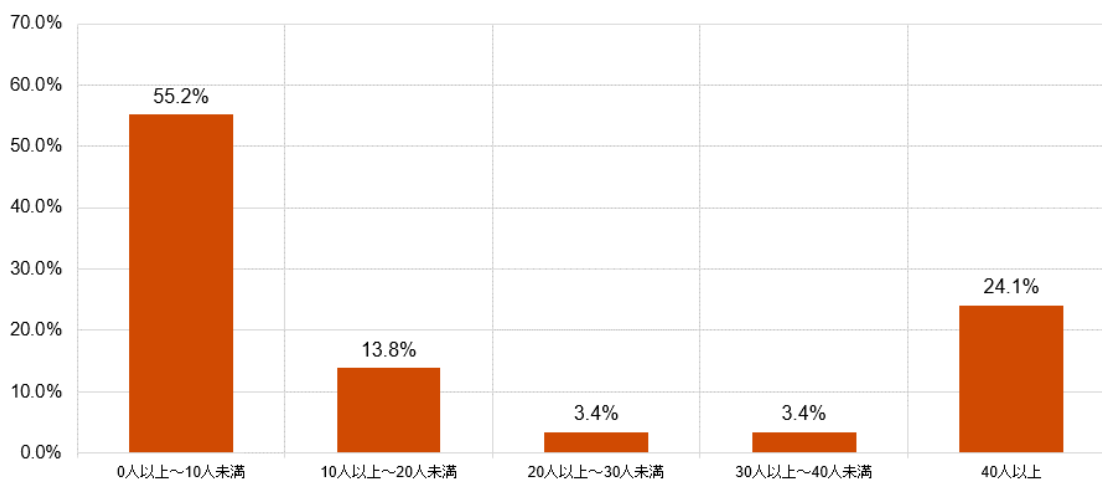
図表 105 これまで公的支援の利用がなかった人数の把握有無（n=44、単一回答）



これまで公的支援の利用がなかった人数（令和6年度中）

令和6年度中の利用者のうち、これまで公的支援の利用がなかった人数は、「0人以上～10人未満」が最多の55.2%であった。

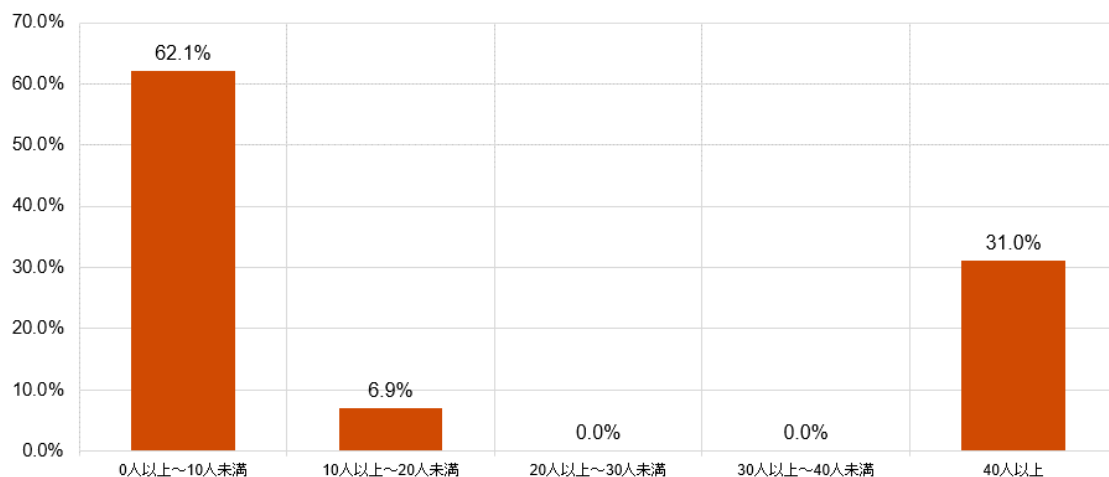
図表 106 これまで公的支援の利用がなかった人数（R6年度中）
（n=29、単一回答）



これまで公的支援の利用がなかった人数（令和7年度中）

令和7年度中（令和7年8月31日まで）の利用者のうち、これまで公的支援の利用がなかった人数は、「0人以上～10人未満」が最多の62.1%であった。

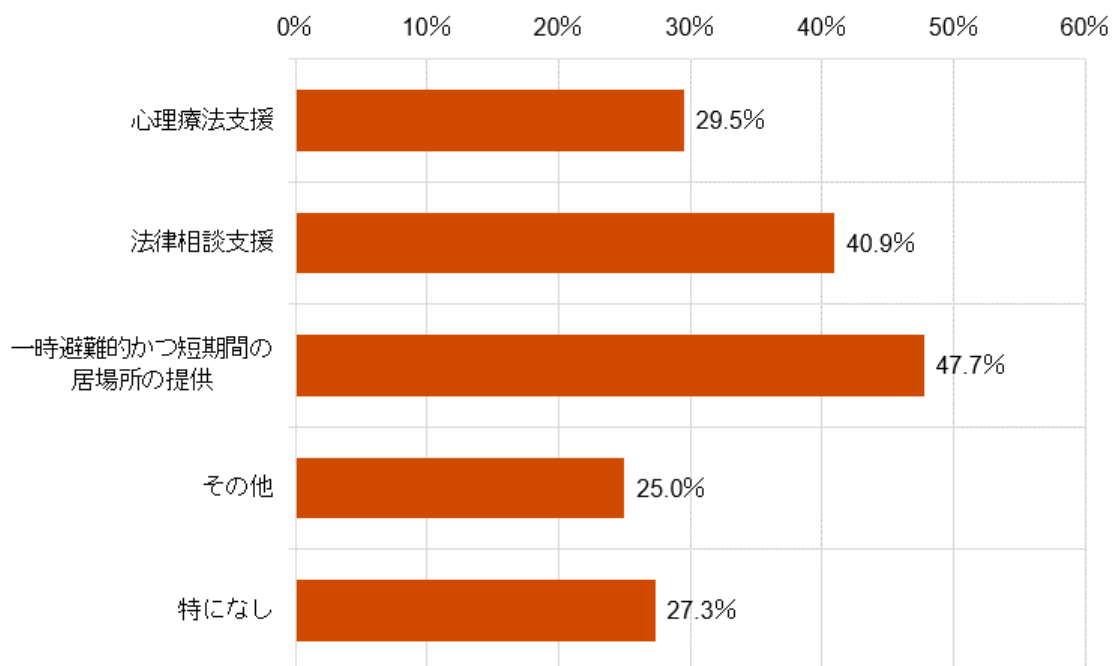
図表 107 これまで公的支援の利用がなかった人数（R7年度中）（n=29、単一回答）



実施している事業内容

実施している事業内容について、相互交流の場の提供、支援計画策定、相談支援の他に、「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」が最多の47.7%、「法律相談支援」が次点の40.9%であった。また、「その他」については、全体の25.0%（11件）であったが、「食料支援」（2件）などといった回答であった。

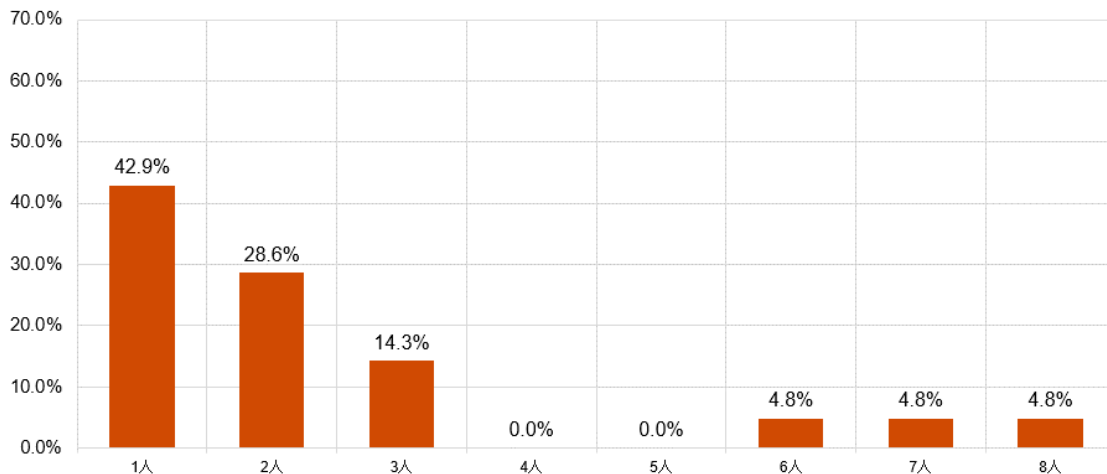
図表 108 実施している事業内容（n=44、複数回答）



一時避難的かつ短期間の居場所の提供として一度に宿泊可能な定員

一時避難的かつ短期間の居場所の提供として一度に宿泊可能な定員について、「1名」が最多の42.9%、「2人」が次点の28.6%であった。

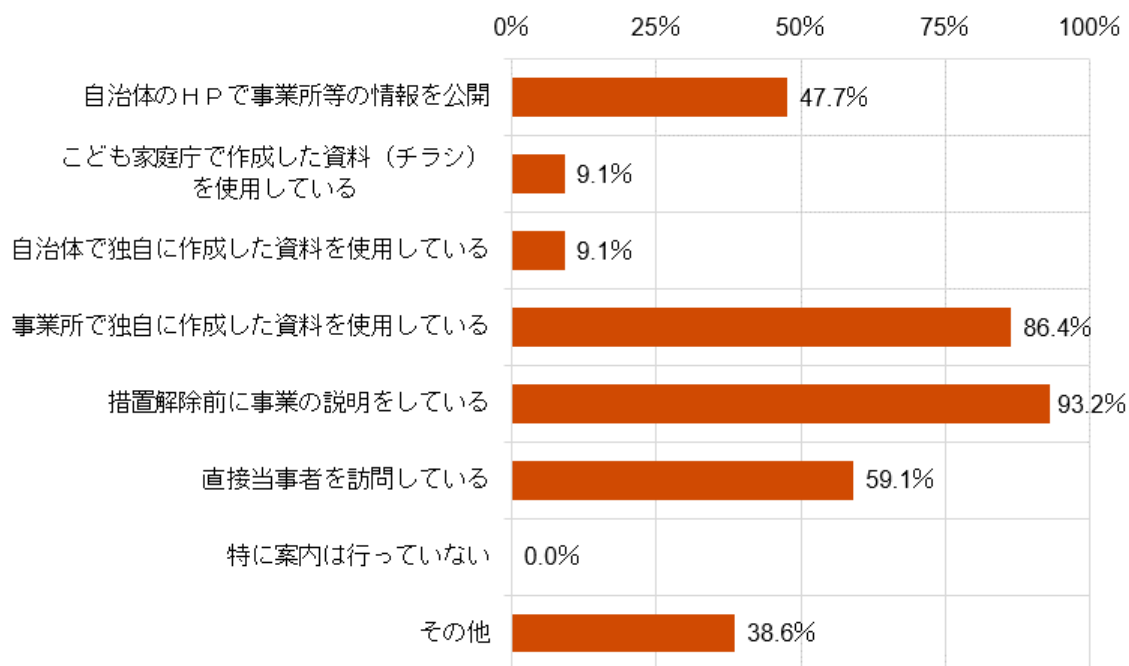
図表 109 一度に宿泊可能な定員 (n=21、単一回答)



措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法

措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法について、「措置解除前に事業の説明をしている」が最多の93.2%、「事業所で独自に作成した資料を使用している」が次点の86.4%であった。また、「その他」については、全体の38.6%（17件）であったが、「行政・関係機関からの案内」（7件）や、「事業所のウェブサイト」（2件）などといった回答であった。

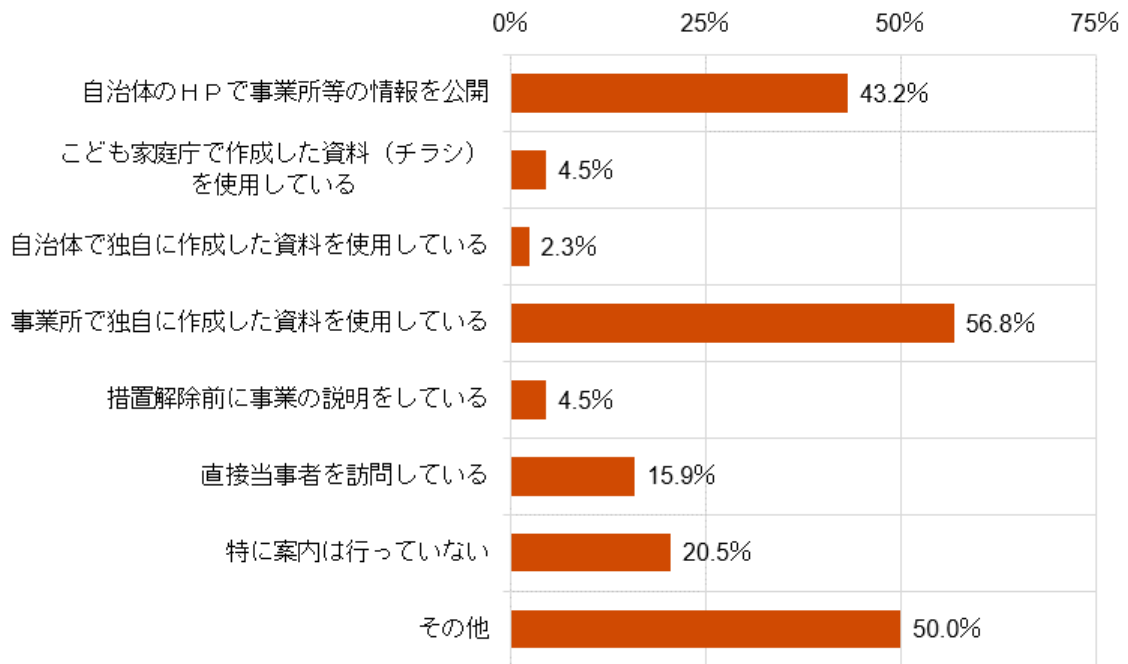
図表 110 措置解除者等への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法 (n=44、複数回答)



これまで公的支援に繋がらなかった者への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法

これまで公的支援に繋がらなかった者への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法について、「事業所で独自に作成した資料を使用している」が最多の 56.8%、「自治体の HP で事業所等の情報を公開」が次点の 43.2%であった。また、「その他」については、全体の 50.0% (22 件) であったが、「SNS 等での周知」(7 件) や、「行政・関係機関からの紹介」(6 件) などといった回答であった。

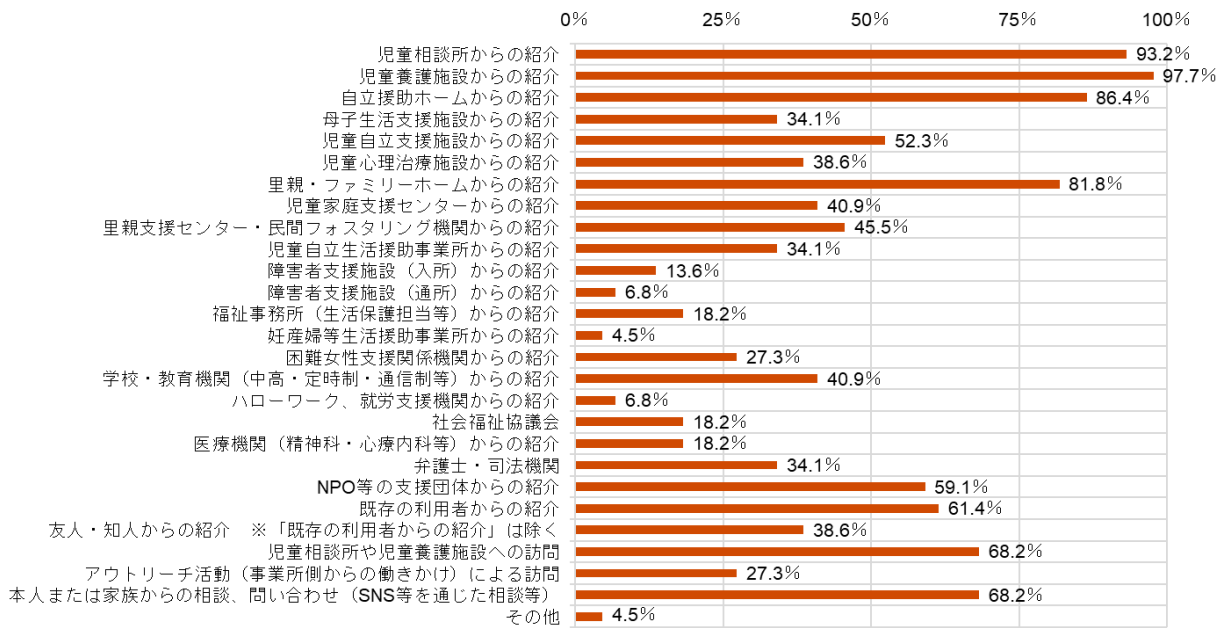
図表 111 これまで公的支援に繋がらなかった者への社会的養護自立支援拠点事業の案内方法 (n=44、複数回答)



社会的養護自立支援拠点事業の利用に繋がった経路

社会的養護自立支援拠点事業の利用に繋がった経路について、「児童養護施設からの紹介」が最多の97.7%、「児童相談所からの紹介」が次点の93.2%であった。また、「アウトリーチ活動（事業者側からの働きかけ）による訪問」における具体的な内容については、「繁華街等における若者等に対する声かけ」や、「高校内に設置された居場所カフェへの訪問」、「各地域で「出張キャラバン」として、アウトリーチ型の総合交流の場を提供」、「各地域で支援団体と連携して、若者向けイベントを開催」などといった回答があった。なお、「その他」の内訳としては、「少年院からの紹介」（1件）、「子ども若者総合相談センターや地域若者サポートステーションからの紹介」（1件）であった。

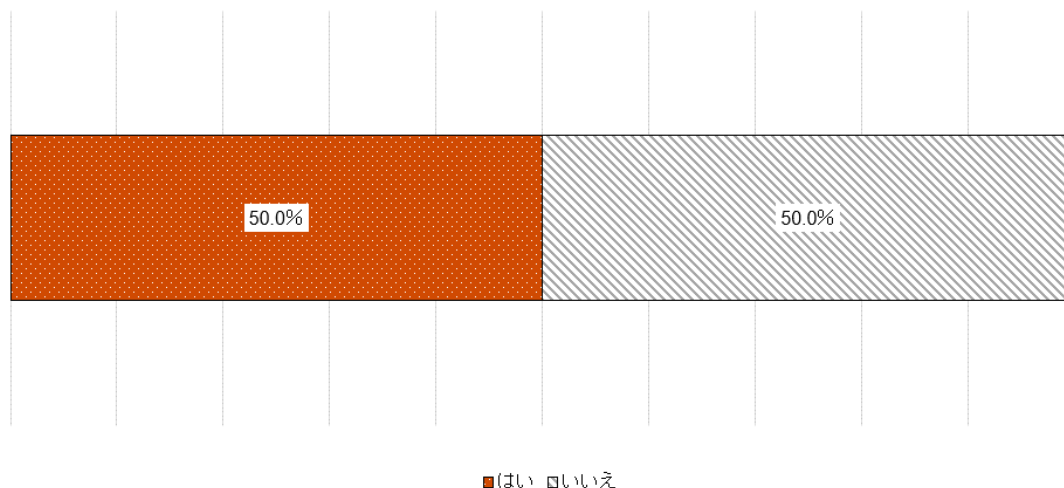
図表 112 社会的養護自立支援拠点事業の利用に繋がった経路 (n=44、複数回答)



これまで公的支援へ繋がらなかった者への独自のアプローチ方法の有無

これまで公的支援へ繋がらなかった者を支援に繋げるためのアプローチ方法について、事業者として独自に実施している方法がある（「はい」と回答した）事業者は50.0%、ない（「いいえ」と回答した）事業者は50.0%であった。また、具体的なアプローチ方法については、「SNS やチラシの配布等による広報・情報発信」のほか、「公的支援外の活動を行う民間団体等を通じて、口コミやイベントの実施」や、「子ども食堂や学習支援団体への訪問による相談支援」、「性教育コミュニティが実施する「ユースカフェ」や、地域の居場所を実施する団体との連携」などといった回答があった。

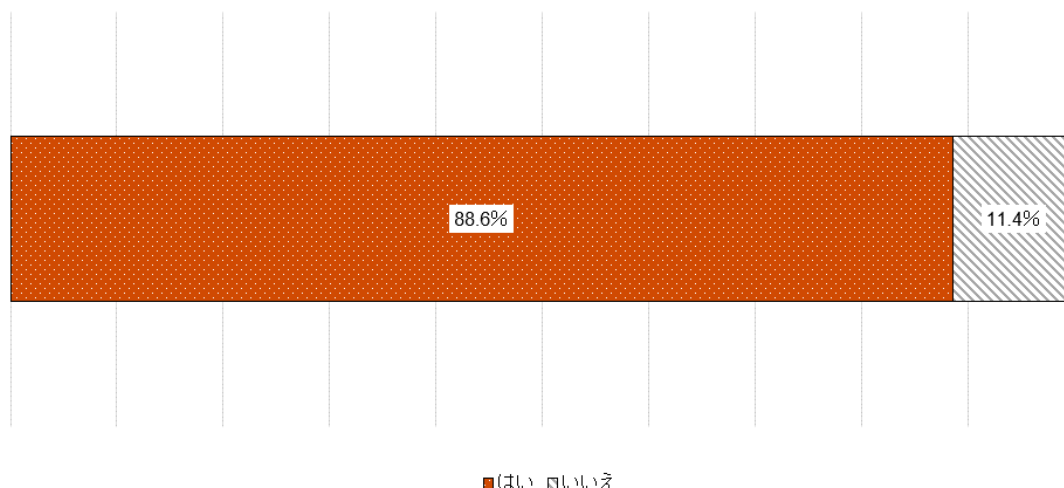
図表 113 これまで公的支援へ繋がらなかった者へのアプローチ方法有無（n=44、単一回答）



支援計画の見直し有無

支援計画の見直しについて、定期的に見直しをしている（「はい」と回答した）事業者は88.6%、見直しをしていない（「いいえ」と回答した）事業者は11.4%であった。

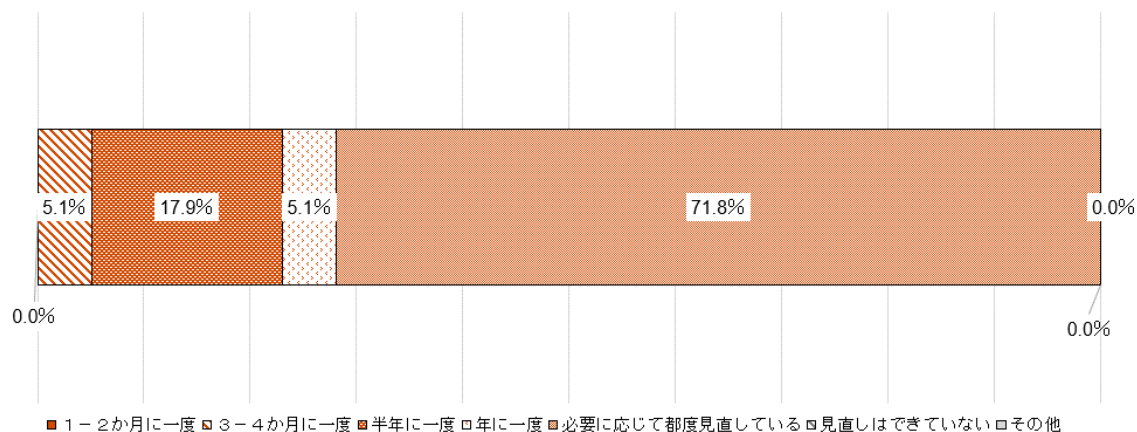
図表 114 自立支援計画の定期的な見直し有無（n=44、単一回答）



支援計画の見直し頻度

支援計画の見直し頻度について、「必要に応じて都度見直している」が最多の71.8%、「半年に一度」が次点の17.9%であった。

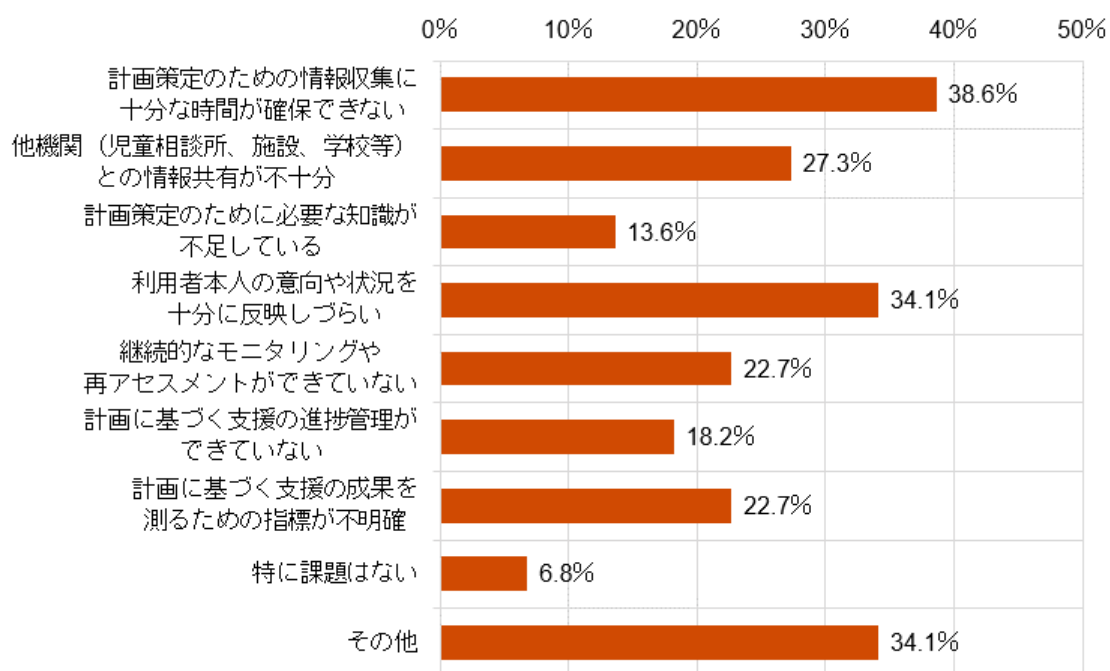
図表 115 支援計画の見直し頻度 (n=39、単一回答)



支援計画の策定及び運用上の課題

支援計画の策定及び運用上の課題について、「計画策定のための情報収集に十分な時間が確保できない」が最多の38.6%、「利用者本人の意向や状況を十分に反映しづらい」が次点の34.1%であった。なお、「特に課題はない」との回答は6.8%であった。また、「その他」については、全体の34.1% (15件)であったが、「本人の意向により、支援計画の策定に積極的でない状況が見られる」(9件)などといった回答であった。

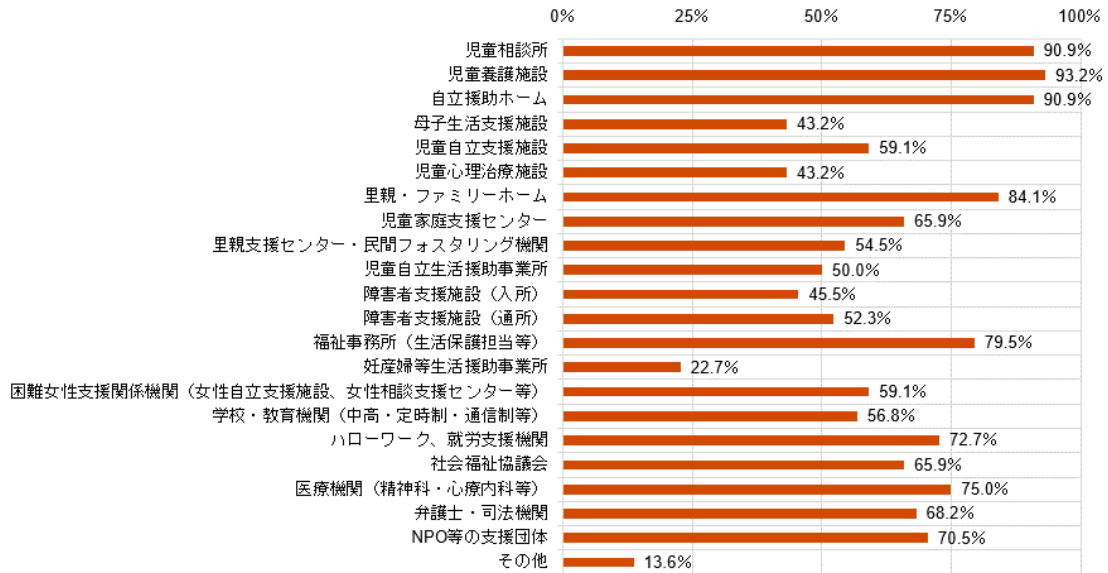
図表 116 支援計画を策定、運用する上での課題 (n=44、複数回答)



自立支援を行うにあたり、連携している機関

自立支援を行うにあたり、連携している機関について、「児童養護施設」が最多の93.2%、「児童相談所」及び「自立援助ホーム」が次点の90.9%であった。また、「その他」の内訳としては、「公居住支援法人」、「生活困窮者自立支援事業所」、「子ども若者総合相談センターや地域若者サポートステーション」などであった。

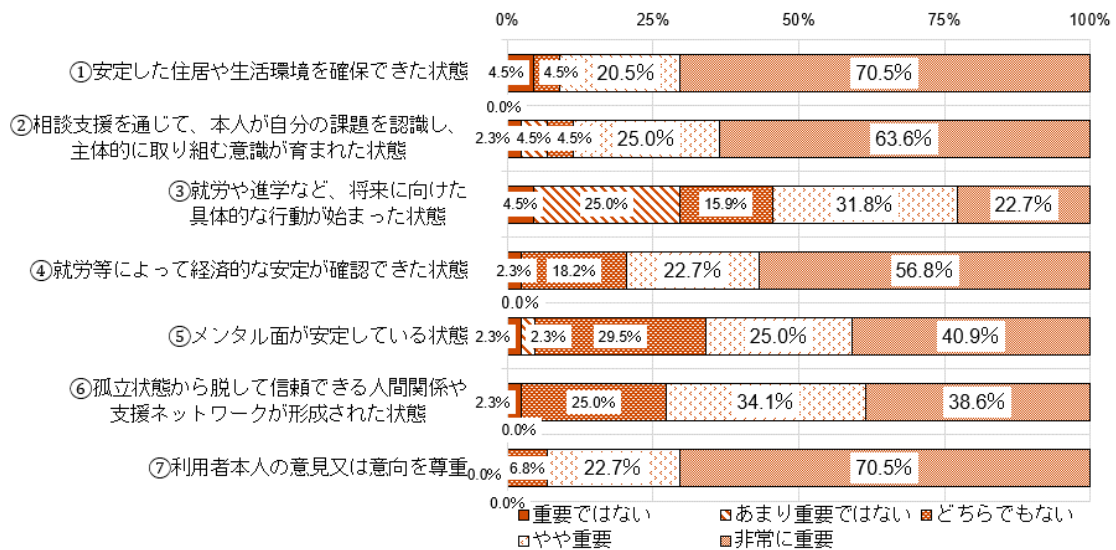
図表 117 自立支援を行うにあたり、連携している機関 (n=44、複数回答)



自立支援終結の判断指標

自立支援終結の判断指標について、「非常に重要」とする指標として「安定した住居や生活環境を確保できた状態」及び「利用者本人の意見又は意向を尊重」が最多の70.5%、「相談支援を通じて、本人が自分の課題を認識し、主体的に取り組む意識が育まれた状態」が次点の63.6%であった。また、設問以外の判断指標としては、「周囲の人々との人間関係が良好な状態」（3件）や、「必要に応じて適切に支援を求めることができる状態」（3件）、「本人の意向に基づき判断」（2件）などといった回答があった。

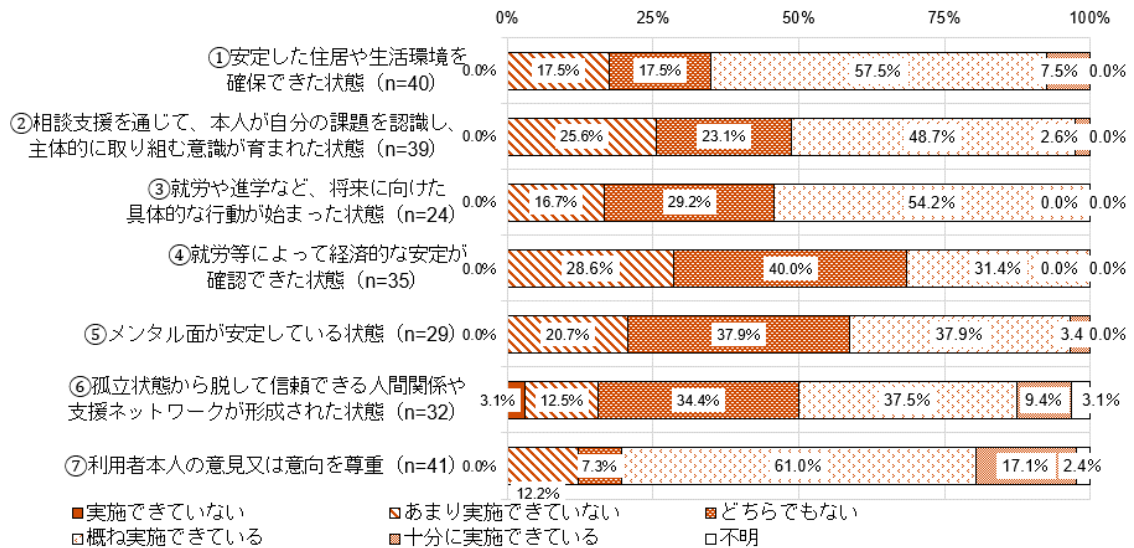
図表 118 自立支援終結の判断指標 (n=44)



自立支援終結の判断指標に対する支援の十分さ

「やや重要」又は「非常に重要」と回答した自立支援終結の判断指標に対し、自立支援を十分に実施できているかについて、「十分に実施できている」内容としては「利用者本人の意見又は意向を尊重」が最多の 17.1%であり、「実施できていない」内容としては「就労等によって経済的な安定が確認できた状態」が最多の 40.0%であった。

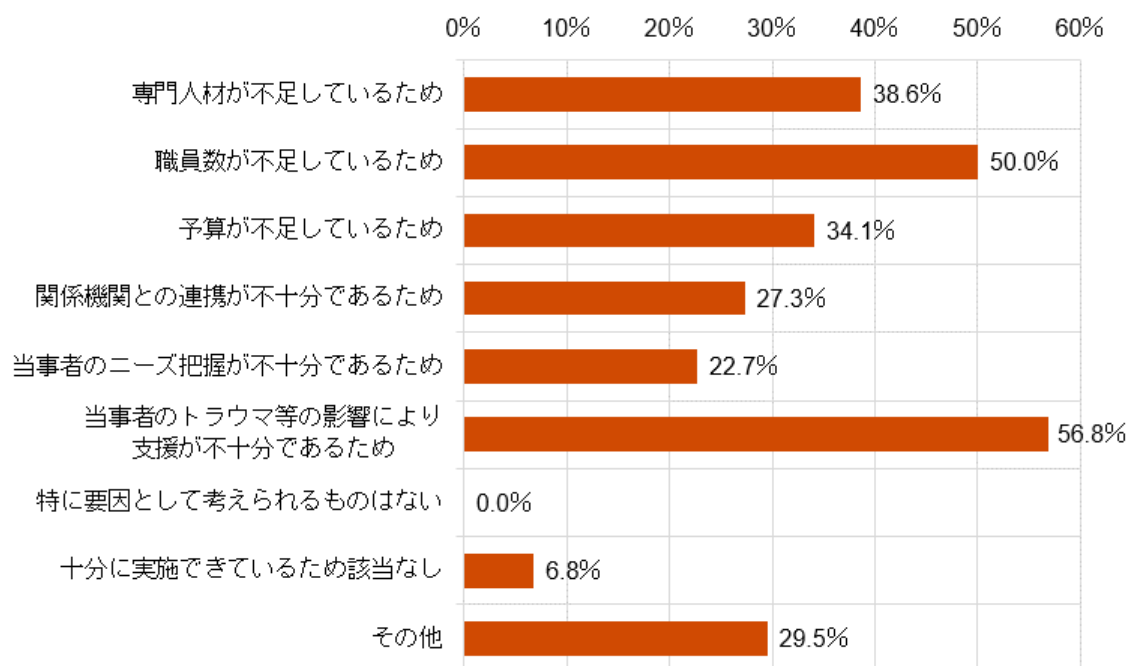
図表 119 自立支援終結の判断指標に対する支援の十分さ



自立支援が十分に実施できていない場合の要因

自立支援が十分に実施できていない場合の要因について、「当事者のトラウマ等の影響により支援が不十分であるため」が最多の 56.8%、「職員数が不足しているため」が次点の 50.0%であった。

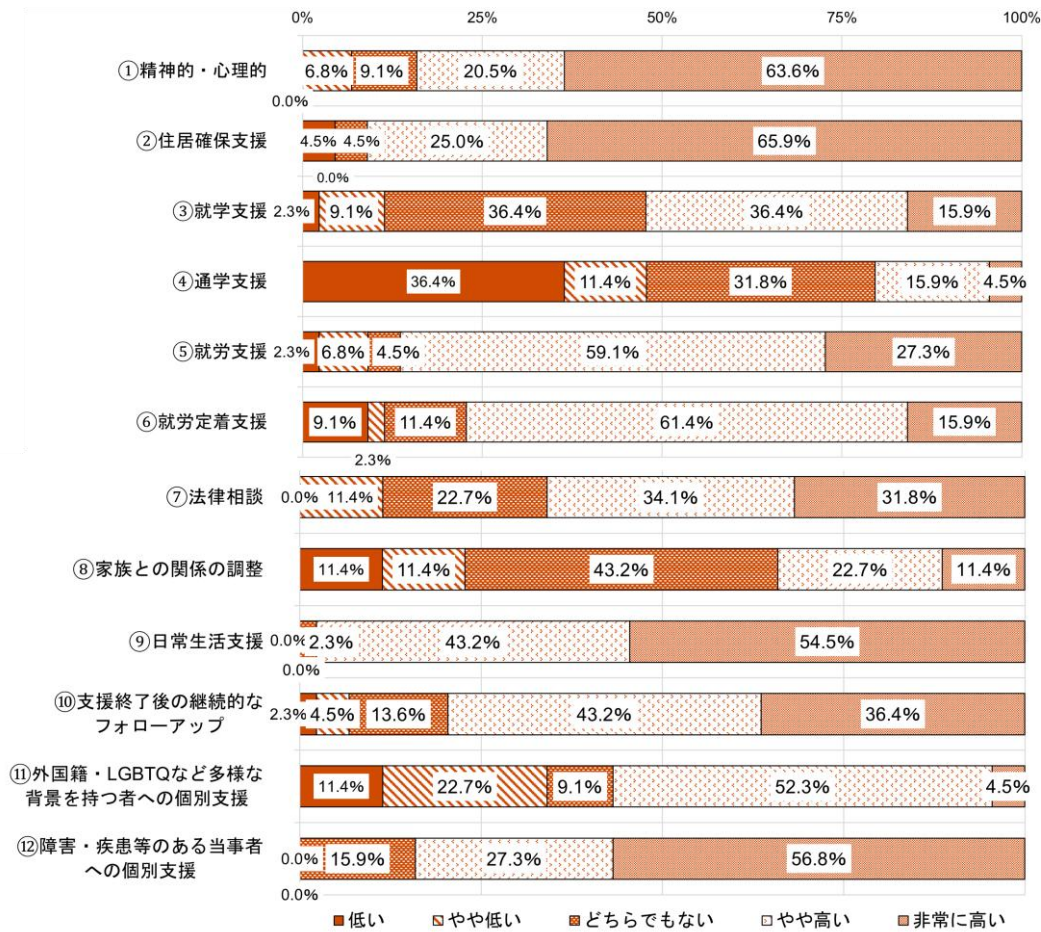
図表 120 自立支援が十分に実施できていない場合の要因 (n=44、複数回答)



支援のニーズの高さ

支援のニーズの高さについて、「非常に高い」とする支援として「住居確保支援」が最多の65.9%、「精神的・心理的支援」が次点の63.6%であった。

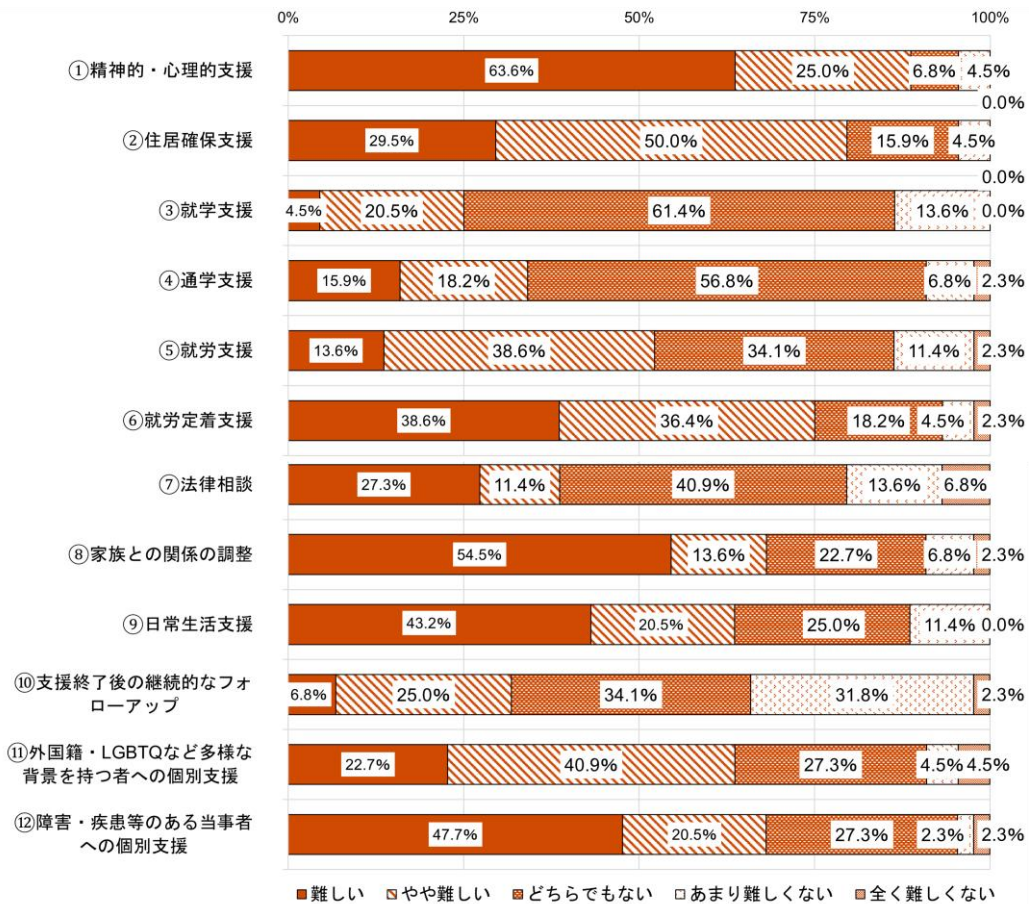
図表 121 支援ニーズの高さ (n=44)



支援の難易度の高さ

支援の難易度の高さについて、「難しい」とする支援として「精神的・心理的支援」が最多の63.6%、「家族との関係の調整」が次点の54.5%であった。

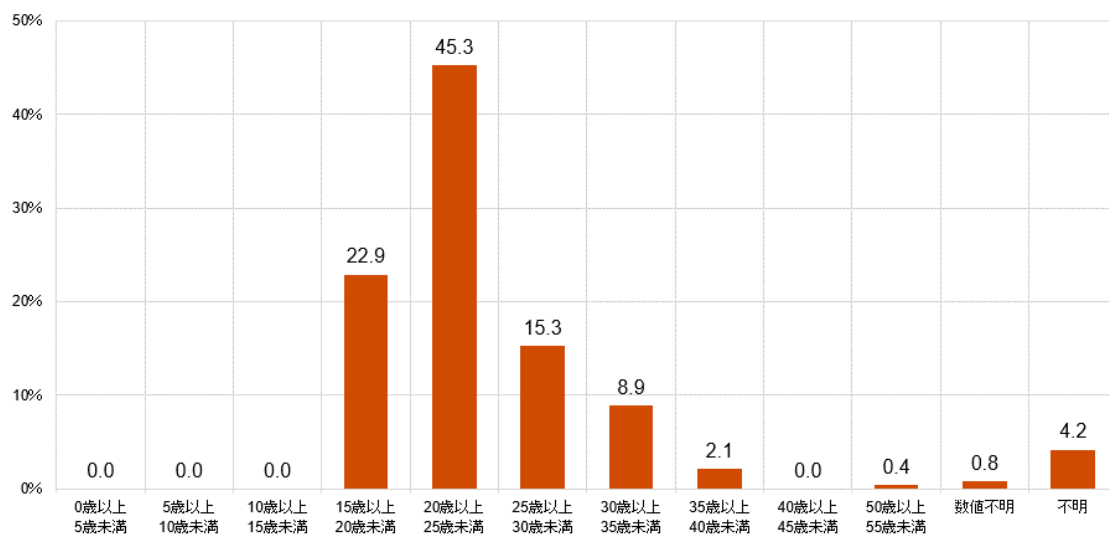
図表 122 支援の難易度 (n=44)



利用者の年齢

利用者の年齢について、「20歳以上 25歳未満」が最多の45.3%であった。

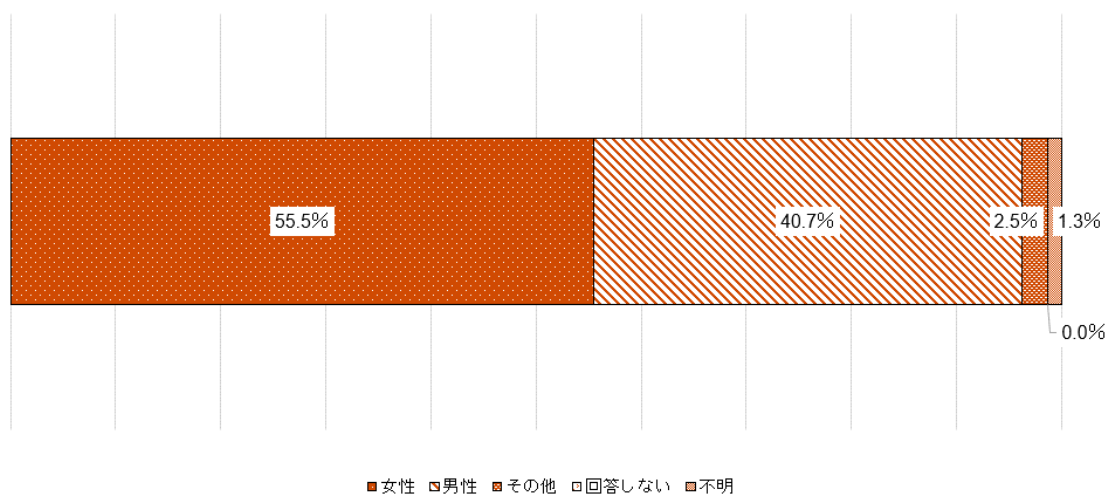
図表 123 年齢 (n=236、単一回答)



利用者の性別

利用者の性別について、「女性」が55.5%、「男性」が40.7%であった。

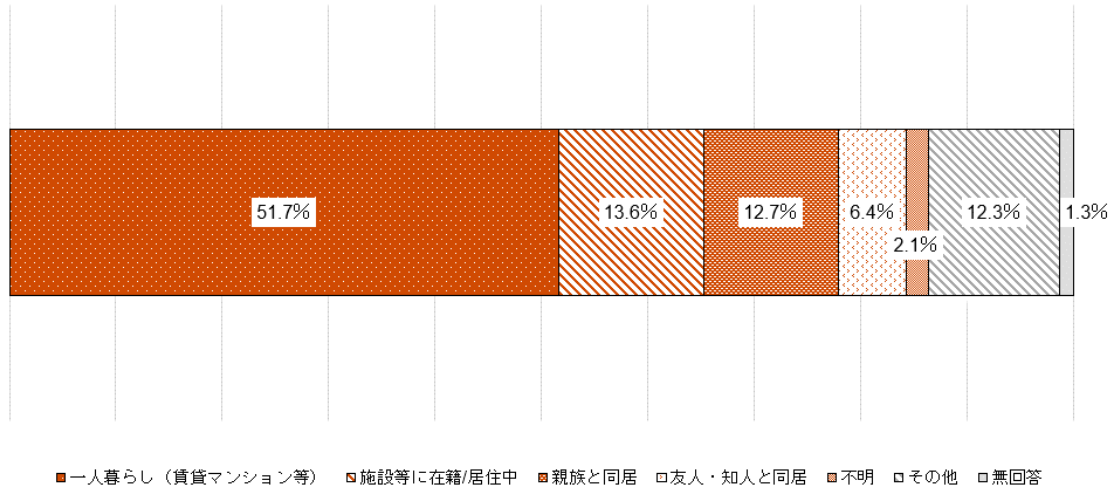
図表 124 性別 (n=236、単一回答)



利用者の居住形態

利用者の居住形態について、「一人暮らし（賃貸マンション等）」が最多の 51.7%、「施設等に在籍/居住中」が次点の 13.6%であった。

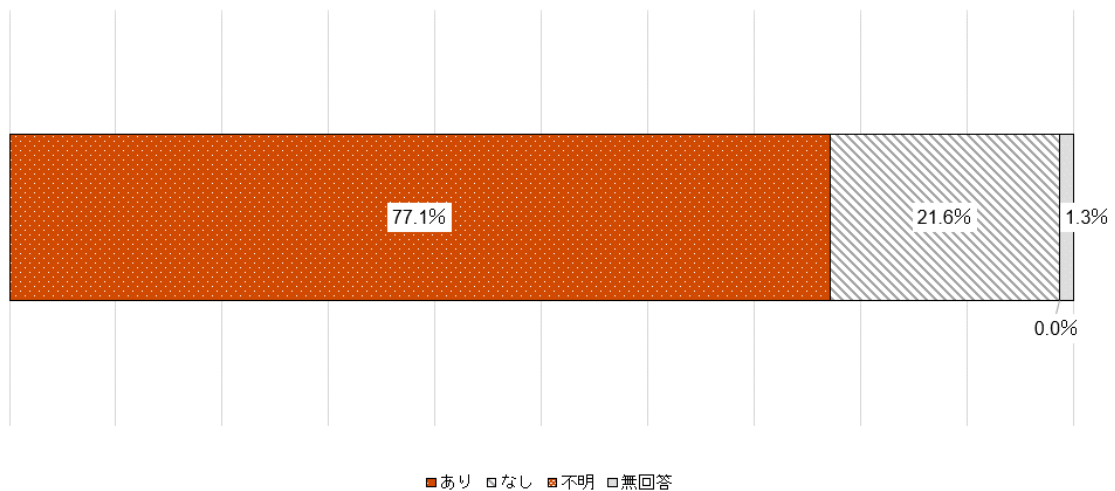
図表 125 居住形態（n=236、単一回答）



利用者の過去の社会的養護の経験有無

利用者の過去の社会的養護の経験有無について、「あり」が 77.1%、「なし」が 21.6%であった。

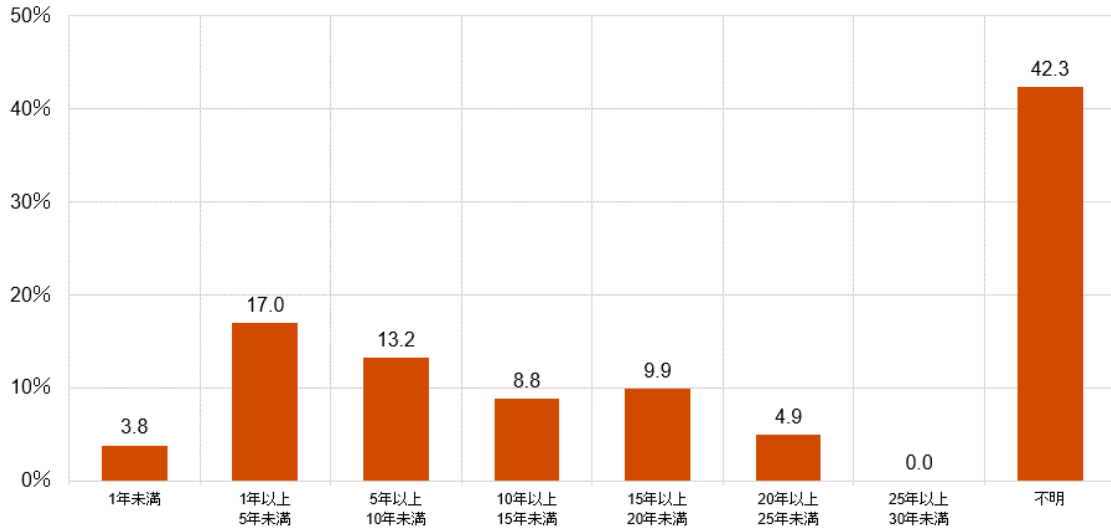
図表 126 過去の社会的養護の経験有無（n=236、単一回答）



利用者の過去の社会的養護の経験期間

利用者の過去の社会的養護の経験期間について、「不明」が最多の42.3%、「1年以上5年未満」が次点の17.0%であった。

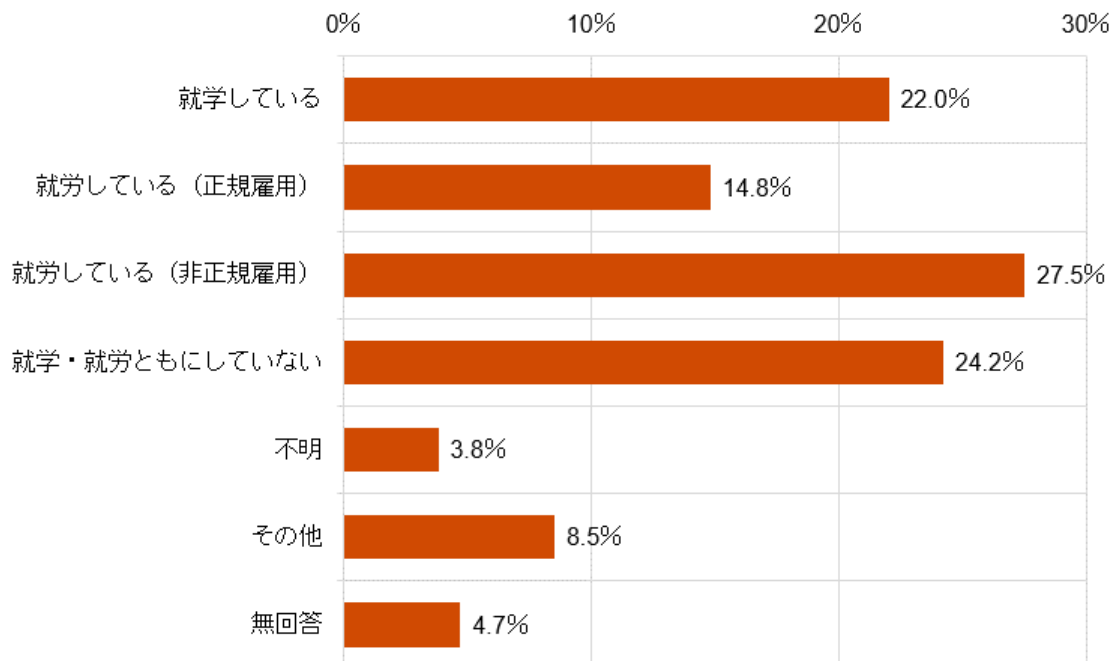
図表 127 過去の社会的養護経験期間 (n=182、単一回答)



利用者の就学/就業状況

利用者の就学/就業状況について、「就労している（非正規雇用）」が最多の27.5%、「就学・就労ともにしていない」が次点の24.2%であった。

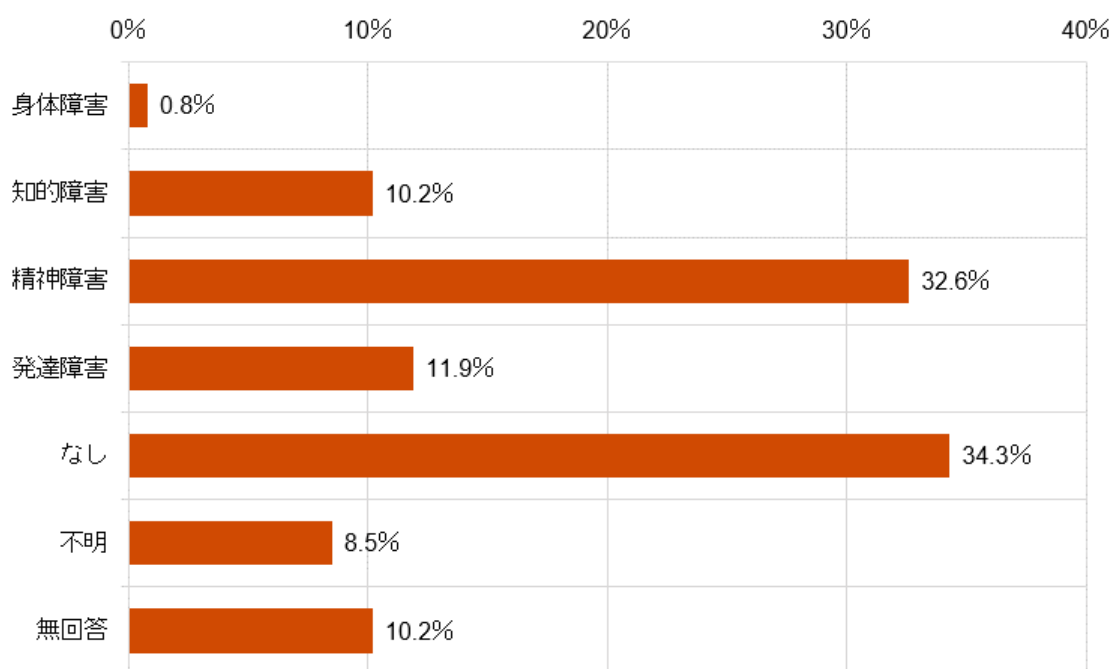
図表 128 就学/就業状況 (n=236、複数回答)



利用者の障害の状況

利用者の障害の状況について、「なし」が最多の34.3%、「精神障害」が次点の32.6%であった。

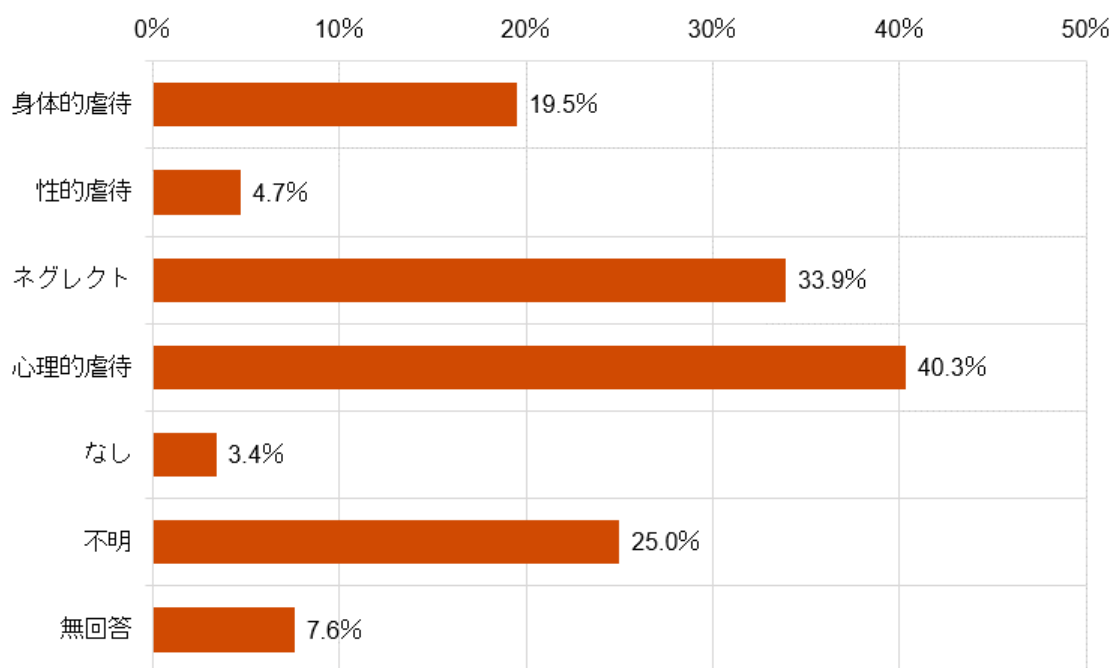
図表 129 障害の状況 (n=236、複数回答)



利用者の被虐待経験

利用者の被虐待経験について、「心理的虐待」が最多の40.3%、「ネグレクト」が次点の33.9%であった。

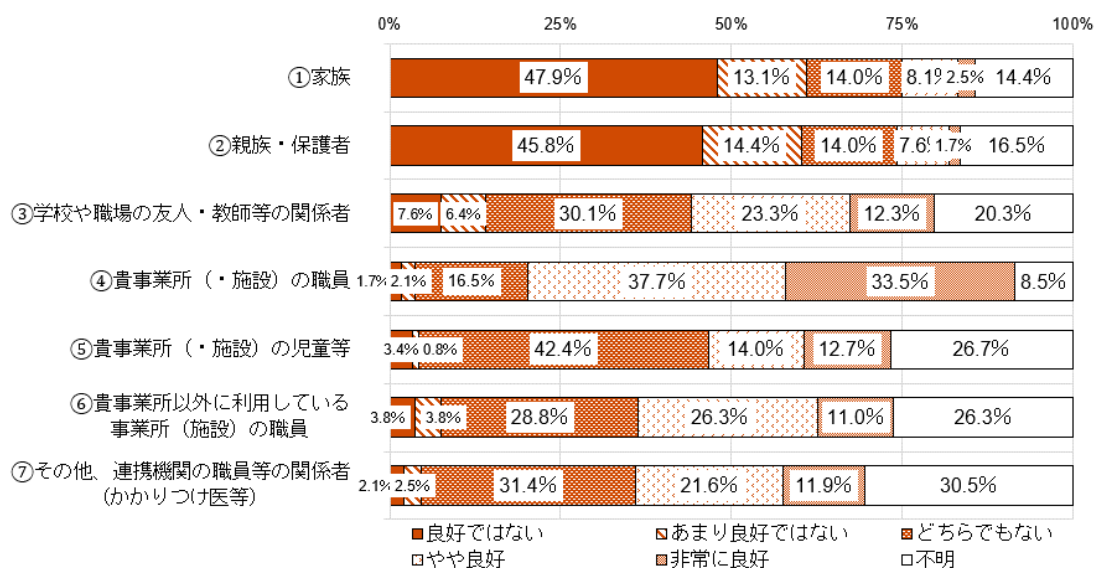
図表 130 被虐待経験 (n=236、複数回答)



利用者の周囲の人々との人間関係

利用者の周囲の人々との人間関係について、「非常に良好」との回答は「貴事業所（・施設）の職員」が最多の33.5%であり、「良好ではない」との回答は「家族」が最多の47.9%であった。

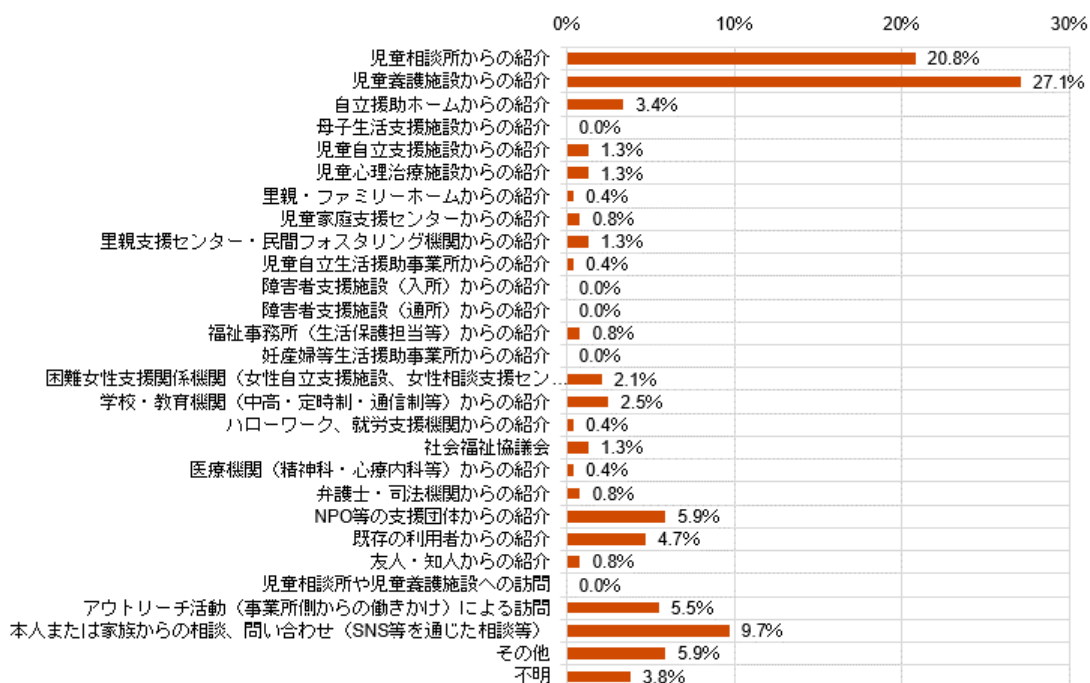
図表 131 周囲の人々との人間関係 (n=236、単一回答)



利用者の事業利用開始の経緯

利用者の事業利用開始の経緯について、「児童養護施設からの紹介」が最多の27.1%、「児童相談所からの紹介」が次点の20.8%であった。

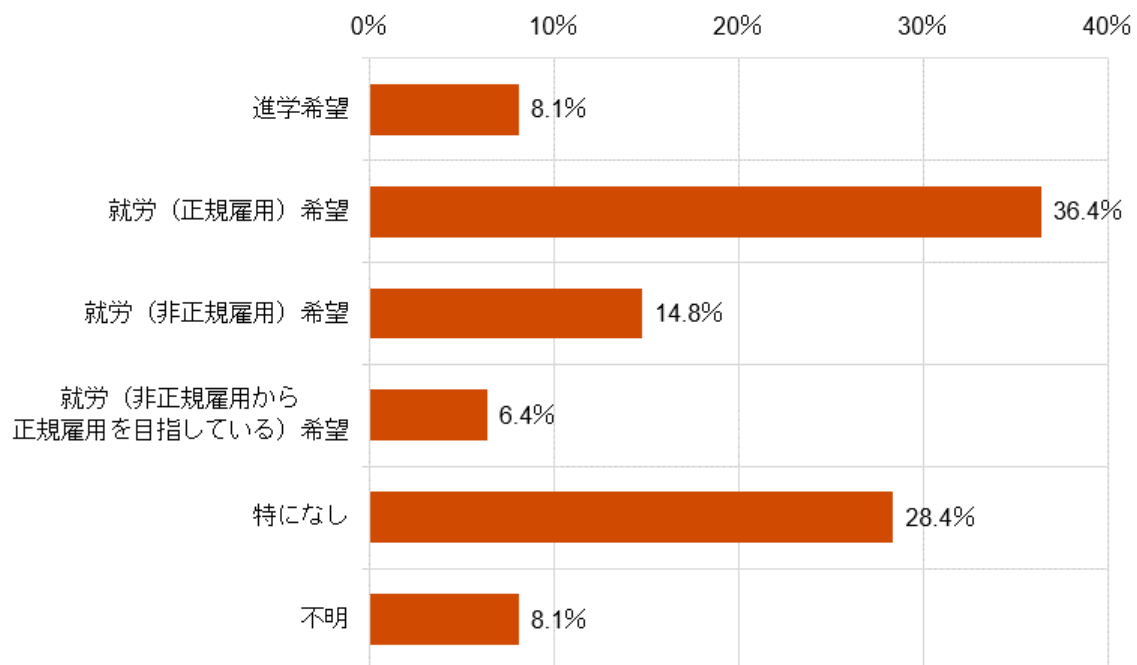
図表 132 事業利用開始の経緯 (n=236、複数回答)



利用者の今後の進路の見通し

利用者の今後の進路の見通しについて、「就労（正規雇用）希望」が最多の 36.4%、「特になし」が次点の 28.4%であった。

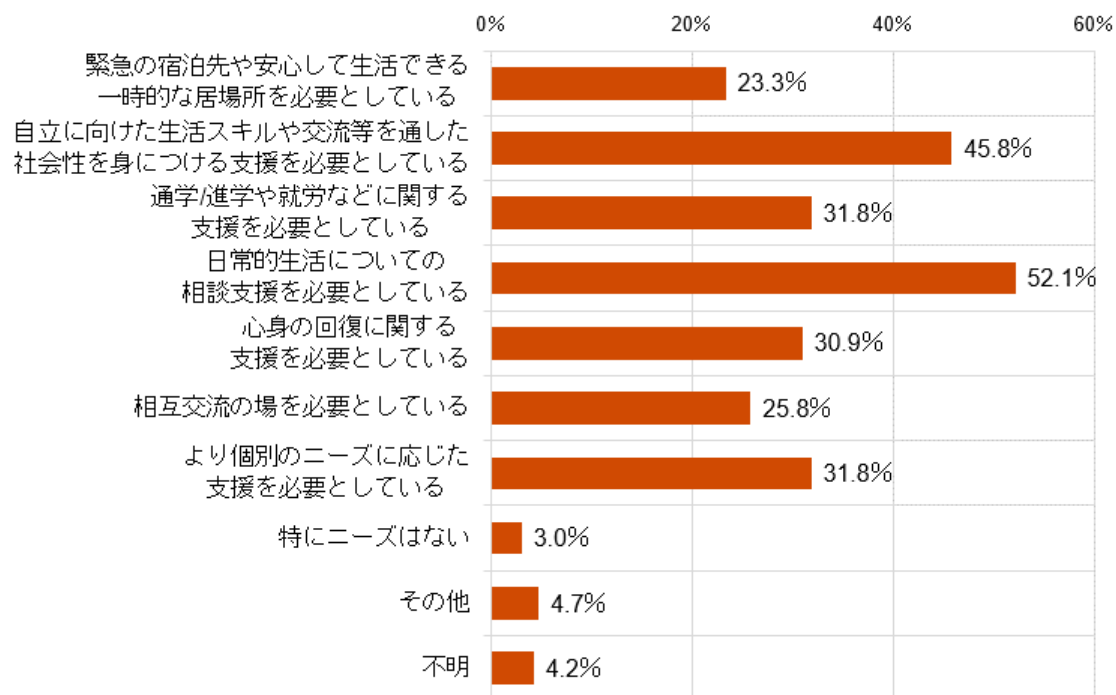
図表 133 今後の進路の見通し（n=236、複数回答）



各利用者の自立支援のニーズ

各利用者の自立支援のニーズについて、「日常生活についての相談支援を必要としている」が最多の52.1%、「自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている」が次点の45.8%であった。

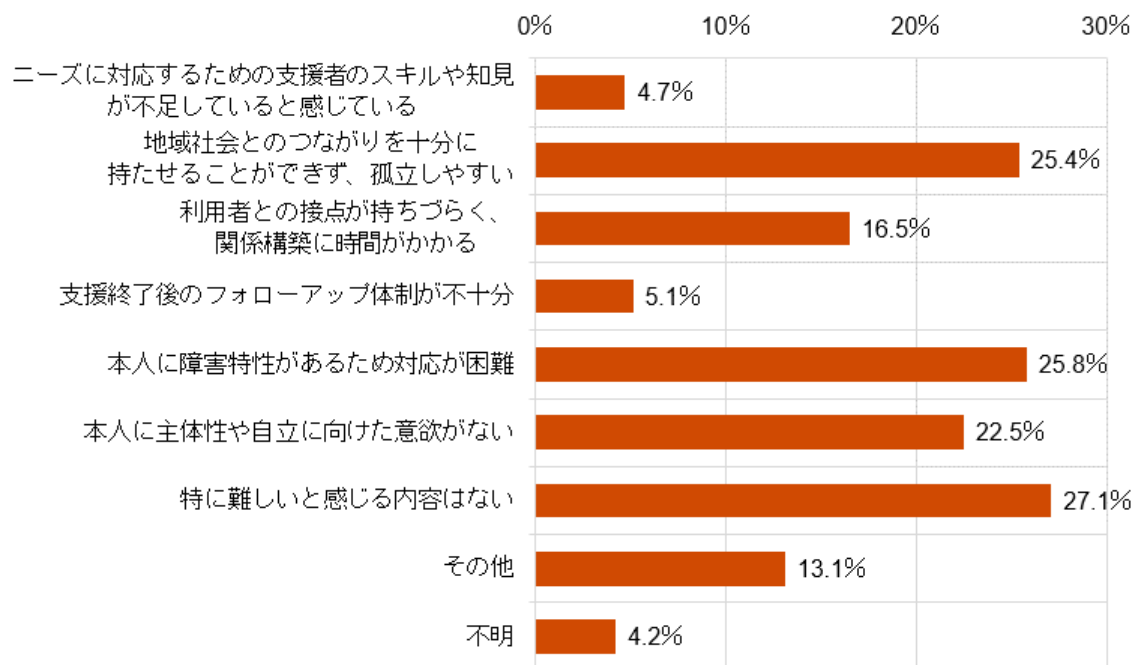
図表 134 自立支援のニーズ (n=236、複数回答)



各利用者の支援において難しいと感じる内容

各利用者の支援において難しいと感じる内容について、「本人に障害特性があるため対応が困難」が最多の 25.8%、「地域社会とのつながりを十分に持たせることができず、孤立しやすい」が次点の 25.4%であった。なお、「特に難しいと感じる内容はない」との回答は 27.1%であった。

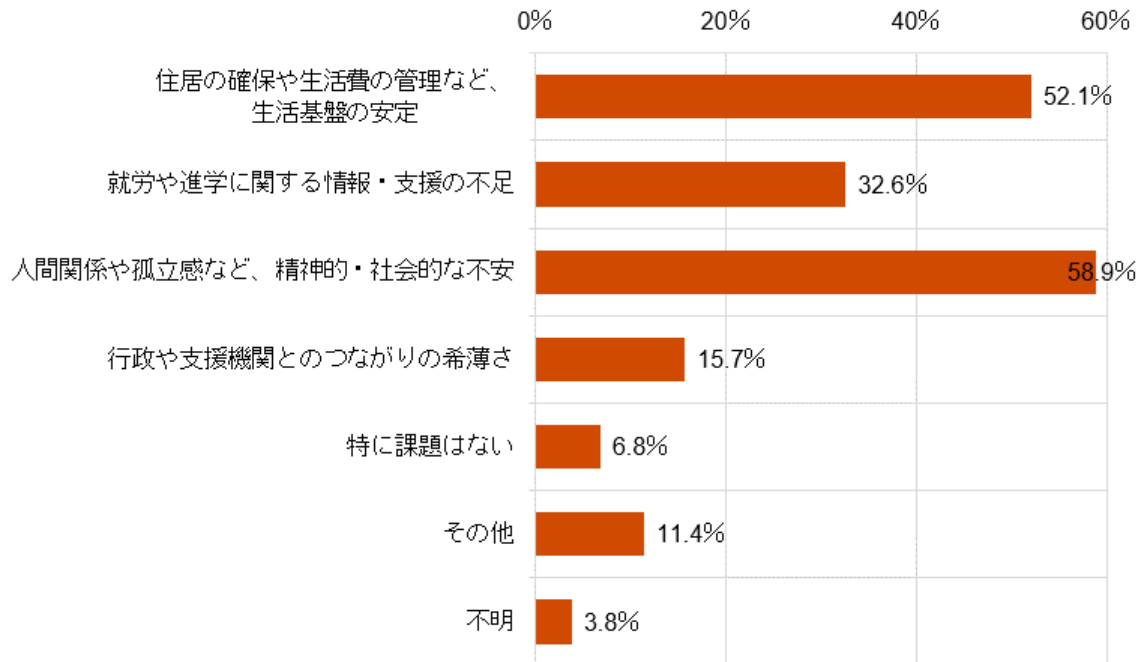
図表 135 支援において難しいと感じる内容 (n=236、複数回答)



各利用者が自立にあたってかかえている課題

各利用者が自立にあたってかかえている課題について、「人間関係や孤立感など、精神的・社会的な不安」が最多の 58.9%、「住居の確保や生活費の管理など、生活基盤の安定」が次点の 52.1%であった。

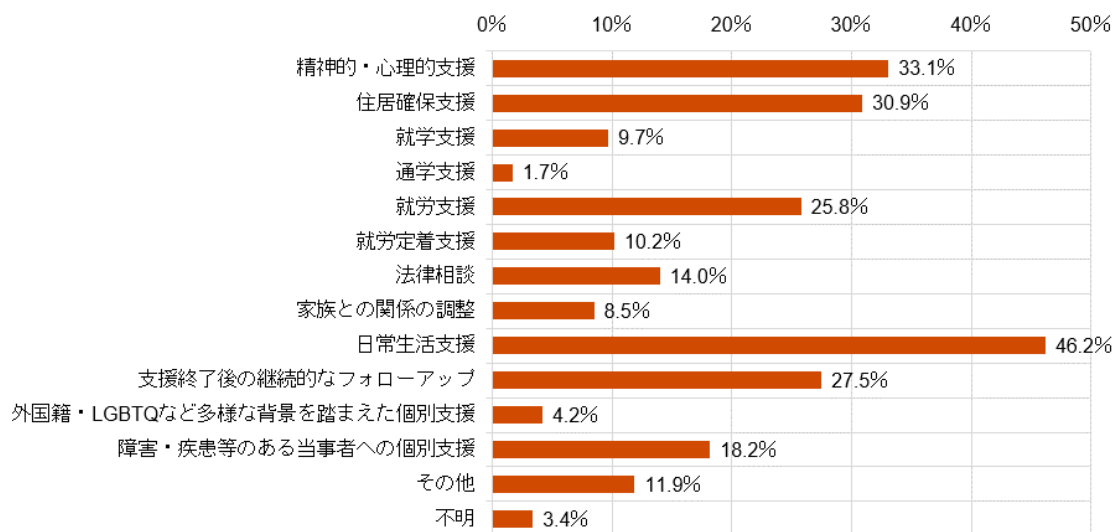
図表 136 自立にあたってかかえている課題 (n=236、複数回答)



各利用者の自立に向けて実施している支援内容

各利用者の自立に向けて実施している支援内容について、「日常生活支援」が最多の 46.2%、「精神的・心理的支援」が次点の 33.1%であった。

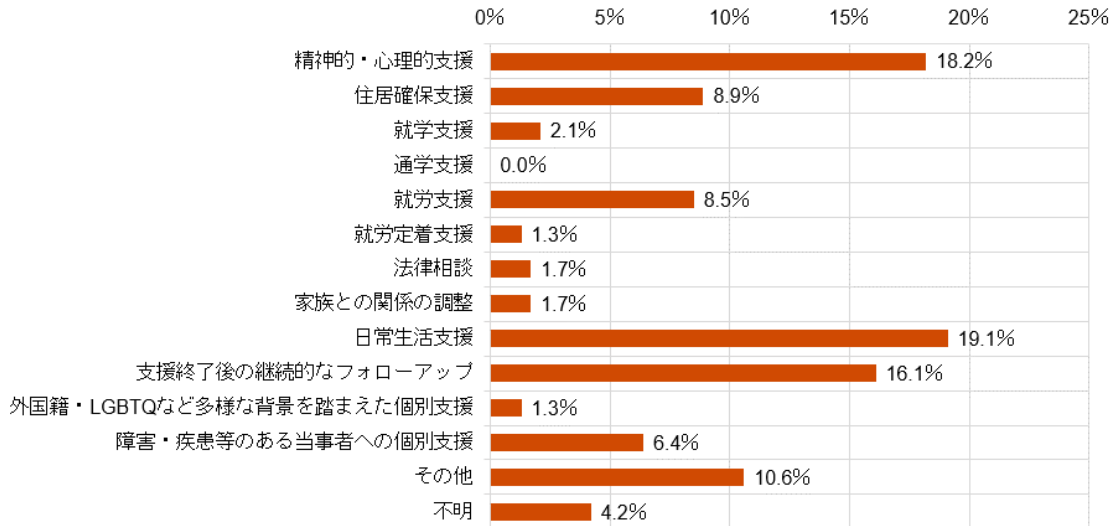
図表 137 自立に向けて実施している支援内容 (n=236、複数回答)



最も注力している（重要視している）自立支援

最も注力している（重要視している）自立支援について、「日常生活支援」が最多の19.1%、「精神的・心理的支援」が次点の18.2%であった。

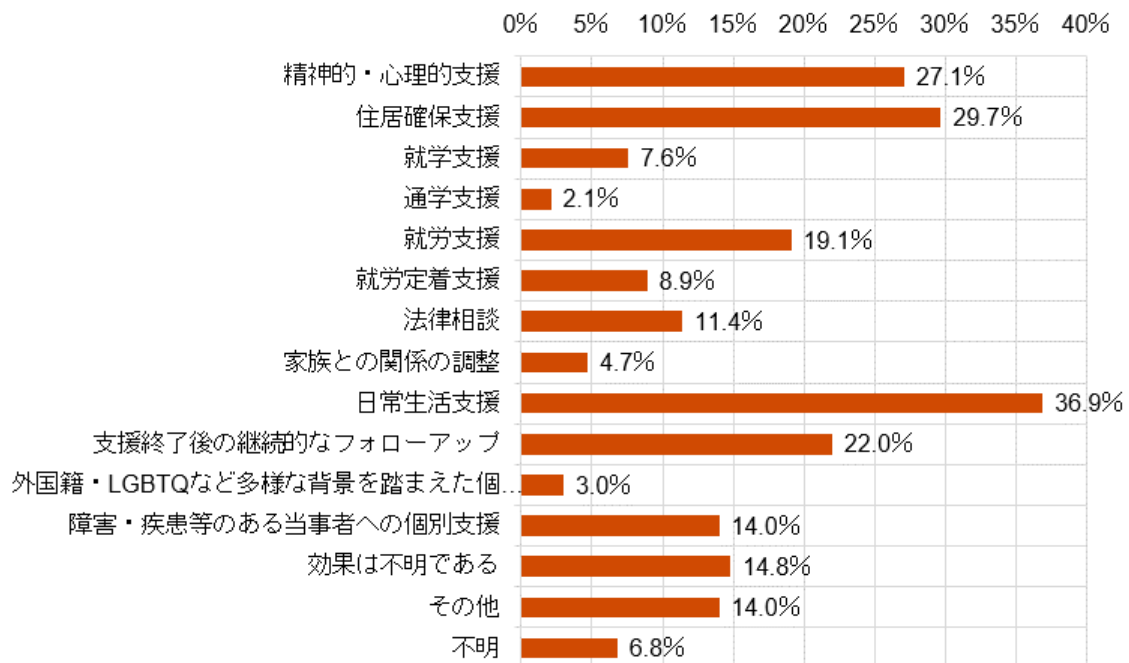
図表 138 最も注力している（重要視している）自立支援（n=236、単一回答）



各利用者への自立支援として効果的であった施策・取組

各利用者への自立支援として効果的であった施策・取組について、「日常生活支援」が最多の36.9%、「住居確保支援」が次点の29.7%であった。

図表 139 自立支援として効果的であった施策・取組（n=236、複数回答）



(4) ヒアリング調査

実態把握調査等により得られた情報をより詳しく把握するため、都道府県等、児童自立生活援助事業者、社会的養護自立支援拠点事業者、各事業の利用者及び元利用者のヒアリング調査を実施した。

① 調査概要

調査の目的

児童自立生活援助事業者及び社会的養護自立支援拠点事業者における自立支援の実態、支援に係る課題及び効果的な支援内容等を定性的・具体的に把握する。

調査対象

都道府県等（2か所）、児童自立生活援助事業者（6か所）、社会的養護自立支援拠点事業者（3か所）、各事業の利用者（7名）及び元利用者（5名）

調査方法

web 会議ツールを用いて 30 分～1 時間ほどヒアリングを実施した。なお、利用者及び元利用者へのヒアリングにあたっては、事前に同意書への記入を行っていただく点、職員の同席は任意である点及び答えづらい質問には答える必要はない点について説明を行った。

③ 自治体向けヒアリング結果

都道府県等に対するヒアリング結果は図表 140 のとおりである。

図表 140 ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none">ヒアリング対象：2自治体（都道府県及び指定都市の各1自治体）ヒアリング参加者：各自治体の本庁担当者及び児童相談所担当者
「支援終了の指標」「自立」についての考え方	<ul style="list-style-type: none">都道府県<ul style="list-style-type: none">利用開始時、本人、事業所の担当者及び場合により保護者の方も含めて打ち合わせを行い、支援目標を決めていく。その目標が達成できれば、支援を終了できるものと整理している。指定都市<ul style="list-style-type: none">明確に決まった指標はないが、一人暮らしに必要な社会的な知識、生活スキルのみならず、将来について考えられる土俵・スタートに立っているかを総合的に判断することが重要だと考えている。
需要と供給のバランス	<ul style="list-style-type: none">都道府県<ul style="list-style-type: none">児童自立生活援助事業について、入所率は月によってばらつきがあるが、概ね定員に対して8～9割程度である。児童自立生活援助事業所が管内の北側のエリアに偏っている。事業所がもう少し地理的にバランスよく分布していると良いと考えている。

ヒアリング項目	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会的養護自立支援拠点事業について、行政区画が広いこと、県営住宅とは別に民間アパートも借り上げており、緊急で居住支援が必要な方への対応として活用している。居住支援の利用期間については、半年ごとに区切って実施しているが、半年で支援を終結することが難しいケースも多い。さらに行政区画が広いことから居住先の確保にも課題があり、需要過多にならないよう配慮することが必要であると認識している。 • 指定都市 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用希望人数に対し定員数はバランスが取れていると認識。定員が充足するよう、計画的な施設の増設を実施している。

④ 児童自立生活援助事業者向けヒアリング結果

児童自立生活援助事業者に対するヒアリング結果は図表 141 のとおりである。

図表 141 ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> • ヒアリング対象：6つの児童自立生活援助事業者（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型各2事業者） • ヒアリング参加者：管理者、支援担当者
「支援終了の指標」「自立」についての考え方	<p>Ⅰ型事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 精神的な困難を抱える利用者や、低年齢から不登校が続く利用者等がいるため、まずは高校卒業を第一目標としている。退所後からが本当の意味での自立のスタートであり、困難な状況に直面した際に「困っている」と声を上げられることが重要であると捉えている。また、「ひとりで自立した生活を送る」という意思や覚悟を持つ利用者ほど、自立に向けた準備を進めやすい傾向にある。そのため、必要な場面で適切に助けを求めることができる状態であることが重要だと考えている。 ➤ 制度の変更等もあり、ホームの利用目的や自立の定義が変化していると感じることがある。経済的な支援の充実に伴い、利用者は金銭面以外の「自立」の要素（部屋の片付け、コミュニケーション能力等）を目標にすることが重要であると考えている。 ➤ 単に経済的な自立だけを支援のゴールとしておらず、困難な場面に直面した際に人を頼ることや職場でのコミュニケーション等、精神面での安定が図れているかを重視している。 <p>• Ⅱ型事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者が学生の場合、卒業に向けて生活リズムを整えること。利用者がフリーターの場合、利用者自身が明確な目標を持ち辛く、日々の生活で精一杯の者も多い。単に就職ができたから終結という訳ではなく、支援の過程を通して、利用者本人が自身の能力や心理状態など受容し自己理解を深めていくこと」などを第一目標としている。

ヒアリング項目	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自立の考え方として、失敗を繰り返しながら自己理解を深める時間も必要と考えている。一方で、「理想の自分」を追い求めすぎるあまり自分の強みと向き合えず、仕事を辞めてしまったり、収入がなくなり貯金をとり崩すといった状況に陥る者がいる。そのため、自分の強みを生かした経験を積ませることで自信を持たせ、自立に繋げていくことを重視している。さらに、自分だけでは解決ができない問題が生じた際には、必要に応じて周囲の人に頼れる力を身につけることも重要であると考えている。 ➤ 学生の場合、年度末や卒業などの節目がひとつの目安になる。また、卒業後の就労も含めて、利用者自身が「これで大丈夫だ」という安心感が得られていることや落ち着いた状態で生活を送ることができている段階で支援終了を検討している。 ➤ 自立の考え方として、相談できずに事態が悪化するケースを見てきたため、困ったときに助けを求められる能力を身に付けられているかを重視している。また、高校時代から卒業後の目標を明確に持ち、成功体験を積むことができた利用者は自信を持って順調に自立の準備を進めることができている。 <p>• III型事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者が一人で暮らしていける見通しが立つことが、事業の利用終了の目安になると考えており、グループホームへの移行など、自立に向けて連携を取りながら支援を行っている。 また、利用期間について制限がないため、利用者が余裕を持って選択できる点をメリットと捉え支援終了時期について検討している。 ➤ ホームを退所するタイミングを年齢到達のみで一律に判断はしていない。 「巣立ちの本能」があると考えており、利用者が一定の自信を獲得することにより「一人暮らしをしてみたい」と自ら意思を示すことができるように利用者のタイミングを大切にしている。
<p>需要と供給の バランス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • I型事業者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在は定員が埋まっており、特に12月は年末年始の居場所を求めて入居相談が増えることもあるが、断るケースも多い。 ➤ 入所希望者が毎月約3名いて、児童相談所から受入に関する問い合わせもあり、入居希望者の数に対して事業所の定員が不足している。児童養護施設も受け入れが難しい状況にあり、職員数の不足等により、行く場所がないというケースが多い。 • II型事業者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 措置延長となった者のニーズが高く、定員は満所の状況。民生委員やNPO、児童相談所等と連携する中でも、受け入れてほしいこどもがいるという声が多く挙がっており、ニーズは非常に高い。 ➤ 現時点で来年度の利用希望が複数挙がっており、ニーズは高いと考える。 • III型事業者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現状、充足率は高い。当ホームで措置延長に至った場合に、児童自立生活援助事業III型の利用を検討している。重要なのは利用者のニーズであり、必要性が認められる場合には、制度がそれに応えられる形で運用されることが望ましい。

ヒアリング項目	ヒアリング結果
利用者の傾向	<ul style="list-style-type: none"> • I型事業者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 女子のみ6名定員のホームで、生活保護や精神的困難を抱える利用者が多い（法人内の弁護士や精神科医との密な連携が支援の特徴である） ➤ 利用希望者のほとんどが高校生で、その大半が全日制の生徒である。中には、高校に通えておらず転学や編入学を考えているケースもある。 • II型事業者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の利用者は全員が20歳以上で、学生2名、フリーター2名、正社員1名という構成。施設を退所後、就労（定着）がうまくいかず戻ってくるケース等がある。 ➤ 現在の利用者は全員が進学している。特に措置解除後に困難に直面した場合に「帰る場所がない」という不安を抱える方が利用する傾向にある。（進学者が多い理由として、費用面や収入がないことへの懸念、また児童相談所の方針として進学者へ手厚い支援を行う傾向がある可能性が挙げられる。） • III型事業者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以前からファミリーホームにいた利用者が、20歳になりIII型へ移行した。障害のある利用者もいる。（法人内で運営する関係機関等と連携をとり支援している。） ➤ 障害者手帳を所持していたり発達特性を有していたりすることも多く、各種療育に関する機関との関わりは全員に及んでいた。

⑤ 社会的養護自立支援拠点事業者向けヒアリング結果

社会的養護自立支援拠点事業者に対するヒアリング結果は図表 142 のとおりである。

図表 142 ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> • ヒアリング対象：3つの社会的養護自立支援拠点事業者 • ヒアリング参加者：管理者、支援担当者
「支援終結の指標」「自立」についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 最初は頼ってもらいながらも、徐々に他者（弁護士や社会福祉協議会、就労先等）にも頼る経験を積み、バランスを取って生きていくことを目標としている。 • 困っている状況の次のステップは、住居を借りる等「事業利用の卒業」として考えるが、当事業所では関係性を継続する「寄り所」としての役割を重視している。 また、若者が自力で歩き始めるまでを積極的に応援し、その後は見守りを行うというイメージである。 • 借金問題やホームレス状態等、解決すべき緊急性の高い課題が一定程度落ち着くまでつながりが継続するケースが多い。「いつでも集える場所がある」「受け入れてもらえる場所がある」という認識があることで、生活の安定を維持できている利用者も一定数存在している。
需要と供給のバランス	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者は多く、ニーズは高いと捉えている。 • 一時避難的かつ短期間の居場所の提供については、県営住宅を借り上げ、緊急宿泊を提供しているが、問い合わせが多く既に満室状態で、今年だけで5～6件の断りが発生している。利用者は親族との関係や失業、住居喪失などが背景にあるケースが多く、居住支援法人との連携による受け入れ先の拡大が今後の課題と考えている。 • 当事業所への相談件数は年間500人程度で推移している。内訳には支援関係者からの相談も含まれるため、実際の当事者からの相談件数は約200人強である。設立以来の支援総数は不明だが、リピーターが多い。
利用者の傾向	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の利用者数は200名程度。特に孤立しがちな「親や家族に頼らない、頼りたくない若者たち」に対し、誰かサポートできる人がそばにいることが重要だと捉え支援をしている。 • 社会的養護経験者よりも、引きこもりや疾患などで仕事がなく、居場所を探している方が多い。また、20代前半から30代前半が中心だが、年齢制限は設けていない。就労支援事業所、ハローワーク、障害者支援施設、保健センターなどから精神的な課題を抱える方を紹介されることが多い。 • 相談に来る者として、既に他の支援機関等と複数のつながりを有している層があり、全体の約3～4割を占めている。その他、初めて相談を行う者、または他の支援先においてトラブル等により関係が断たれた者（いわゆる出入禁止の経験がある者等）であり、当事業所以外に相談先を持たない層がある。

⑥ 児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の利用者向けヒアリング結果

各事業の利用者に対するヒアリング結果は図表 143 のとおりである。

図表 143 ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> • ヒアリング対象：各事業の利用者7名（児童自立生活援助事業の利用者5名、社会的養護自立支援拠点事業の利用者2名）
「支援終結の指標」「自立」についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 児童自立生活援助事業利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 単に一人で生活できることに留まらず、精神的にも自立し、一人暮らしをしても安定した生活を送れる状態になることを目標としている。 ➢ 事業を利用する中で精神的に気持ちが楽になった。また、他人に干渉されずとも自分の身の回りのこと（掃除や料理等）を自分でできるようになった点については成長できたと感じている。 ➢ 将来的にグループホームへ移行することを目標にしている。 • 社会的養護自立支援拠点事業利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 精神的にも環境的にも安定したいと考えている。これまで、措置延長、措置解除、各種書類の作成、児童相談所での面談、里親との関係、自身のトラウマ、人との関わりなど、複数の課題が同時に重なり、感情が整理できないまま過ごしてきた。そのため、「いつかは安定したい」と思っている。
良かった支援・あって助かった支援	<ul style="list-style-type: none"> • 児童自立生活援助事業利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員は頼りやすい存在であり、どのような内容であっても話を聞いてくれる。年齢を含め多様な職員が在籍しており、それぞれが異なる視点から話を聞いてくれる存在である。職員一人ひとりが、自身の状況に応じた助言を行ってくれる。 ➢ 行政手続きや家事の仕方を教えてもらえた。就職先が決まった際等、頑張った時に職員が外食に連れて行ってくれ、日頃のことなど、ゆっくり話を聞いてくれる機会を設けてくれた。 ➢ 利用可能な支援があること自体が安心感に繋がっている。「見放されていない」と感じられる点大きい。職員が定期的に時間をかけて訪問してくれていることが非常に助かっている。 ➢ 夏休みなどのまとまった休暇の際には、児童養護施設に帰省をしている。その際は、施設の職員が自宅まで迎えに来てくれる。また、帰省時以外にも定期的に職員と顔を合わせる機会が設けられている。進路について悩みがある場合には、そうしたタイミングで食事を共にしながら、最近の出来事や悩んでいることについても相談することができている。 ➢ 13年ほどファミリーホームで生活しており、ファミリーホームの職員を「お父ちゃん」と呼び、困ったことがあれば相談している。また、就労継続支援B型事業所に通所しており、楽しく過ごすことができている。 • 社会的養護自立支援拠点事業利用者

ヒアリング項目	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以前は精神的不調で3か月間誰とも話すことができない時期があった。その際、事業所職員から「最近はどのように過ごしているか」とのメッセージをもらい、実際に職員に会って話をする中で徐々に気持ちが前向きになり、さらに病院への付き添い支援を受けたことで回復することができた。現在では、人と話すスキルが向上したと感じている。また、困難なことが生じた場合でも、事業所職員に相談できるという精神面でのサポートが安心材料となっている。
<p>今後あると良い支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童自立生活援助事業利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の支援で満足している。 ➤ 今後は、就労前後のフォローとして、物件探しや書類作成等についても教えてもらいたい。 ➤ 一人暮らしや進学などの環境の変化の中で、気持ちが落ち込んだり、人とのつながりが希薄していると感じることがあるため、職員と話をする機会を多く設定していただくと安心できる。 • 社会的養護自立支援拠点事業利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 敬語のみの形式的な対応では話しにくく本音を隠してしまうことがあるため、利用者が率直に本音を話すことができる支援を望んでいる。

⑦ 児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の元利用者向けヒアリング結果

各事業の利用者及び元利用者に対するヒアリング結果は図表 144 のとおりである。

図表 144 ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	ヒアリング結果
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング対象：各事業の元利用者 5 名（児童自立生活援助事業の元利用者 4 名、社会的養護自立支援拠点事業の元利用者 1 名）
「支援終了の指標」「自立」についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立生活援助事業 元利用者 <ul style="list-style-type: none"> 入居当時は精神的に辛い時期で将来の希望は特になく、早く事業所から出て自由になりたいという気持ちが強く、職員から管理されることへの反抗心もあった。お金、携帯電話、外出可否を自分で自由に管理したいという思いから、仕事をして早く自立することを目指していた。 支援利用当初は生活の立て直しが最優先だったが、支援が手厚く、1～2か月で経済的に余裕が出てきた。支援終了までに 100 万円を貯金することを目標に設定していた。 中学生の頃は、大学進学について特に考えていなかった。しかし、高校を選択する段階で、さまざまな支援制度があることを知り、自身の置かれている環境からでも大学への進学が可能であることが分かり、大学進学を目指すようになった。 早く自立したいという思いが強かった。 自分が退所すれば新たに支援が必要なこどもの受入が可能になる状況と、自身の一人暮らしをしたいという希望が重なり、「良いタイミングではないか」と考え、ホーム長へ「一人暮らしをしたいことと、退所を希望する」旨を伝えた。 社会的養護自立支援拠点事業 元利用者 <ul style="list-style-type: none"> 自立の考え方として、「心のバランス」が保てるようになったことが大きい。過去に、幾度か非常に困難な出来事があったが、現在はそのような状況は生じていない。また、維持し続けられるのは、事業所に相談できたことが、人生において大きかったためだと感じている。
良かった支援・あって助かった支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立生活援助事業 元利用者 <ul style="list-style-type: none"> 相談できる大人（事業所職員）が身近にいた。高校中退後に高卒認定試験を受ける際の相談や紹介をしてもらえた。また、精神的に不安定な時に、昼夜問わず話を聞いてもらえる存在がありがたかった。 支援が非常に手厚く、誰が受けても助かるだろうと考える。例えば、食事の支援として、日曜日を除き、毎日 1 日 1 食を提供してもらった。食事を届けてもらうタイミングで会話ができ、また LINE の専用グループがあり、相談したいことがあればいつでも相談できる環境がある。職員から連絡が入ることもあり、何でも相談してよいという姿勢で関わってもらっていた。 良かった点として、話を表面的に聞き流し一般論で対応するのではなく、親身になって考えてくれたことが挙げられる。相談すると、当事者の意識で考え、相談にのってくれた。 衣食住が保障され、生活をする上では何不自由なく過ごせていた点は良かったと捉えている。一人暮らしを始めて約 4 年が経過したが、家に帰ると食事が用意されているという環境がどれほどありがたいものであったかを、離れてから実感した。

ヒアリング項目	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> • 社会的養護自立支援拠点事業 元利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 親戚との関係悪化による孤独感があった。緊急連絡先や身元引受人を頼めなくなり、関係性が崩れ、転職についても模索していた時期であった。そのような不安定な時期に日常生活や今後のことについて相談できて非常に助かった。自分自身の生きづらさや生い立ちが生活に影響することが実感できたが、事業所の職員がその背景を理解したうえで関わってくれていた。
<p>今後あると良い支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童自立生活援助事業 元利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所の職員以外にも気軽に頼れる「居場所」を入居時から繋いでおいてもらえるとより良かった。 ➤ 施設退所者の集まりに参加しない限り制度を知ることはなかったため、本当に困っている人が制度を知ることができるようにすべきと感じる。 ➤ 事業所の職員の人手が十分ではないと感じることがあった。不満を抱いたというよりも、事業所の職員が大変そうであると感じていた。 ➤ 唯一「もっとこうであったらよかった」、「思い残すことがある」と感じている点として、男性職員が在籍しておらず、父親的な役割を担う存在がいなかったことが挙げられる。 • 社会的養護自立支援拠点事業 元利用者 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童養護施設を18歳で退所した当時は、アフターケアの仕組みがなく、本当に大変な状況であった。保証人や就労にあたって求められる緊急連絡先の問題などの困難さがあった。また、困難に直面しても気軽に相談できる場所はなかったため、どこにいても相談できる体制が望まれる。

3. 考察

本章では、第二章までの調査結果や検討委員会での委員の意見を踏まえて、社会的養護下の子ども等の自立支援の更なる充実を図るために、支援の実態や課題、効果的な支援方法等について考察する。

(1) リサーチクエスチョン1について(社会的養護自立支援拠点事業におけるアウトリーチとして、誰がどのように自立支援を必要とする人を支援に繋いでいるか)

① 事業周知について

調査結果から、措置解除者等に対する周知は主に「措置解除前の説明」や「事業所が独自に作成した資料」に依拠して行われていることが明らかになった。一方で、都道府県等において「特に案内は行ってない」とする回答も一定数見られ、周知の実施状況にはばらつきがあることが確認された。【図表 51、110】

この点については、措置解除前の段階で一定の周知が行われていること自体は評価できるものの、周知のタイミングが措置解除直前に限定されている場合、当事者が置かれている心理的・生活的状況によっては十分に理解・活用されない可能性がある。すなわち、現行の周知は「情報提供としては実施されている」が、「実際の利用につながる形で機能しているか」という観点では必ずしも十分とはいえない可能性が示唆される。

また、これまで公的支援に繋がらなかった者に対する周知については、都道府県等において「周知はできていない」との回答が最多であったが、都道府県等において対象者の特定が困難であることをもって実施を見送るのではなく、まずは周知を行った上で、その結果に基づく分析を通じて潜在的ニーズの把握を図る必要性がある。特に、改正児童福祉法(令和4年改正)においては、従来支援につながっていなかった者も含めた支援の必要性が明確化されているが、現状ではその理念が周知・アウトリーチの実践にまで十分に反映されていない状況がうかがえる。【図表 49、111】

さらに、周知対象が、都道府県等が既に把握している措置解除者等に事実上限定されている点は、支援の前提として「行政が把握している者」に依存した構造となっていることを示しており、このことは、支援ニーズの把握そのものが制度内に閉じている可能性を意味しており、結果として最も支援が必要である可能性の高い層が制度の外に取り残されるリスクを内包している。

加えて、これまで公的支援に繋がらなかった者への周知方法について、都道府県等から具体的な方針が示されていない中で、事業者が独自に対応している実態が確認された。このことから、アウトリーチの実施が制度的に位置付けられているにもかかわらず、その具体的手法や役割分担が十分に整理されておらず、結果として現場の裁量に委ねられている状況にあると考えられる。こうした状況は、地域間・事業所間における取組の差異を拡大させる要因となり得る。

以上を踏まえると、現行の事業周知は「既存の支援対象者に対する情報提供」としては一定程度機能している一方で、「潜在的ニーズを有する層へのアウトリーチ」という観点では構造的な課題を有していると整理できる。今後は、周知を単なる情報提供としてではなく、支援に

つなげるためのプロセスとして検討するとともに、都道府県等と事業者の役割分担の明確化や、把握されていない対象者への接触手法の確立が求められる。

② 利用対象者の把握方法（見つけ方）について

調査結果から、これまで公的支援へ繋がらなかった者に対して、約半数の事業者が何らかの独自のアプローチを実施していることが確認された。しかし、その手法の多くは SNS やホームページへの掲載、チラシの配布といった広報・情報発信にとどまっており、支援を必要とする側からのアクセスを前提とした「待ち」の対応が中心となっている実態が明らかとなった。

この点については、情報発信の多様化自体は一定の進展と評価できるものの、そもそも本事業が対象とする「これまで公的支援に繋がらなかった者」は、自ら情報にアクセスし支援を求めることが困難な状況にある可能性が高く、現在の受動的な広報手法のみでは、必要な支援を十分に届けることができていない可能性が示唆される。

一方で、一部の事業者においては、こども食堂や学習支援団体といった当事者の生活圏に向く訪問型のアプローチや、民間団体等と連携したイベントのなど、より能動的なアウトリーチの取組も確認された。これらの事例は、支援ニーズを潜在的に有する層と接点を持つ上で有効な手法であると考えられるが、現時点ではこうした取組は限定的であり、全体としては十分に普及しているとはいえない状況にある。【図表 113】

また、社会的養護自立支援拠点事業所に至る主な経路は、児童相談所や里親、児童養護施設等の関係事業者からの紹介が中心であった。このことは、既存の支援ネットワーク内にある対象者については一定程度把握・接続が可能である一方で、そのネットワークの外にいる者については把握が困難であるという構造を示している。加えて、本人や家族からの直接相談、既存利用者からの紹介といった経路も一定数見られるものの、これらはいずれも当事者側からのアクションに依存する側面が強い。【図表 112】

以上を踏まえると、現行の利用対象者の把握方法は、既存の関係機関や当事者からのアクセスを起点とする「受動的把握」に偏っており、制度の外にいる潜在的支援対象者を把握するための「能動的把握」にまで取り組んではいないと整理できる。この点は、改正児童福祉法（令和 4 年改正）において、従来支援につながっていなかった者も含めた支援の必要性が明確化された趣旨と照らすと、実務上の大きな課題といえる。

その要因としては、アウトリーチの具体的手法や優先順位が検討されていないことに加え、人員体制や時間的制約等により、訪問型支援や関係機関との継続的な関係構築といった負担の大きい取組を実施することが困難である点が考えられる。また、どのような層に対してどのようにアプローチすべきかに関する知見や共有も十分ではない可能性がある。

したがって、今後は単なる広報・情報発信にとどまらず、当事者の生活圏に働きかけるアウトリーチの強化や、民間団体等との連携による接点の多層化を図るとともに、都道府県等においてアウトリーチの基本的な方針や手法を整理・提示することが求められる。これにより、「支援を待つ」構造から「支援につなげていく」構造への転換を図る必要がある。

③ 社会的養護経験者等の実態把握と社会的養護自立支援協議会等での検討について

調査結果から、社会的養護経験者等の実態把握調査については約6割の都道府県等で実施されておらず、また、社会的養護自立支援協議会についても同様に未設置の自治体が多数を占めることが明らかとなった。さらに、実態把握調査を実施している都道府県等においても、その約7割で協議会が設置されていないなど、実態把握とその結果を踏まえた検討・政策形成の場とが必ずしも連動していない状況が確認された。【図表52、57】

本来、実態把握調査と協議会は、地域における支援ニーズを的確に把握し、その結果を施策の改善や新たな支援の検討に結びつけるための基盤として機能することが期待されるものである。しかしながら、現状ではこれらの取組が十分に実施・活用されていないことから、支援施策の前提となるニーズ把握や課題認識が必ずしも体系的に行われていない可能性がある。

また、協議会の構成員については、児童相談所や児童福祉施設、自立援助ホームといった関係機関が中心となっている一方で、当事者（社会的養護経験者等）の参画は約6割にとどまっている。この点については、支援の対象である当事者の視点が十分に反映されていない可能性を示唆するものであり、施策検討が供給側の視点に偏るリスクを内包していると考えられる。【図表59】

さらに、各都道府県等が実施している実態把握調査において、調査対象が主に施設等に繋がっているこども等に限定されている事例も見受けられた。このことは、調査によって把握される当事者像が、制度内にいる者に偏っている可能性を示しており、結果として、改正児童福祉法（令和4年改正）において支援対象として明確化された「これまで公的支援に繋がらなかった者」の実態が十分に把握されていないおそれがある。

以上を踏まえると、現行の実態把握及び協議会の運用は、支援ニーズを包括的に捉え、施策に反映していくための仕組みとしては必ずしも十分に機能しているとはいえず、「どこまで実態を把握しているのか」という点において構造的な偏りが存在していると整理できる。このような状況下では、支援施策自体が一部の把握可能な層を前提として設計されることとなり、結果として支援の対象からこぼれ落ちる者を生じさせる可能性がある。

その要因としては、法律上、義務化されているのにもかかわらず、都道府県等において実態把握調査の実施が必ずしも制度的に位置付けられていないことや、調査の設計・実施に係る負担、さらには協議会の設置・運営に必要な人材や調整コストの問題が考えられる。また、当事者参画の意義や具体的手法に関する認識やノウハウが十分に共有されていないことも一因である可能性がある。

したがって、今後は実態把握と協議会を一体的に機能させることが求められるとともに、調査対象の拡張や当事者参画の促進を通じて、多様な当事者像を踏まえた施策検討を行う必要がある。このためには、協議会の設置について積極的に検討し、協議会を活用すること等により、特に、制度内に把握されていない層の実態把握手法の確立や、当事者の意見を継続的に施策に反映する仕組みの強化が重要であり、これにより、より実効性の高い自立支援の実現につなげていくことが求められる。

<まとめ>

調査結果等から、社会的養護自立支援拠点事業におけるアウトリーチについては、周知、利用対象者の把握、実態把握及び施策検討の各段階が十分に連動しておらず、支援を必要とする者を適切に把握し、支援につなげるための仕組みが構造的に十分機能していない状況が明らかとなった。

特に、周知及び利用対象者の把握は、既に関係機関に把握されている措置解除者等を中心とした枠組みにとどまっており、これまで公的支援に繋がらなかった者に対するアプローチが限定的となっている。また、社会的養護経験者等の実態把握や、それを踏まえた検討の場が十分に確保されていないことにより、どのような対象者に対して、どのような方法で支援を届けるべきかという基本的な方針が検討されていない状況もうかがえる。

このような状況は、改正児童福祉法（令和4年改正）において示された、従来支援につながっていなかった者も含めた支援の充実という趣旨との関係において課題があるといえる。

今後は、周知や把握を個別の取組としてではなく、一連のプロセスとして再検討するとともに、実態把握と施策検討の機能を強化し、当事者の視点も踏まえながら、支援を必要とする者に確実につなげるための体制整備を図る必要がある。

(2) リサーチクエスチョン2について(児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業において、どのような自立支援が行われているか)

① 事業の利用受入方針及び支援ニーズと支援提供体制のバランスの認識について

調査結果から、児童自立生活援助事業所における利用受入方針については、Ⅰ型からⅢ型のいずれにおいても、自治体内の居住者に限定せず広く受入れを可能としている事業所が多く、また、申込みがあった場合には原則として受け入れているとの回答が多く見られ、利用機会の確保という観点では一定の配慮がなされているものと評価できる。【図表 10、15、19、24、26、31】

さらに、入居定員と入居者数の関係を見ると、児童自立生活援助事業については、全体としては定員に一定の余裕がある一方で、充足率は比較的高い水準にあり、社会的養護自立支援拠点事業についても、多くの都道府県等において「ニーズに対して事業者数は足りている」と認識されている。このような状況は、一見すると供給体制が概ねニーズに対応できているようにも見える。【図表 47、65～67】

一方で、受入状況を見ると、Ⅰ型においては定員超過を理由に受入れが困難であった事例が確認されており、また、職員数の不足等により受入れに至らなかったケースも見られるなど、実際の運用においては受入れ能力に制約が存在していることが明らかとなった。

個別の事業所においては受入れが困難な事例が生じていることを踏まえると、単純な量的な充足状況のみでは、実際の支援ニーズとの適合状況を十分に評価することはできないと考えられる。すなわち、事業全体としては空きが存在する一方で、特定の事業所に利用希望が集中している、あるいは支援ニーズの内容と事業所の機能や体制との間にミスマッチが生じている可能性が示唆される。

この背景としては、立地条件や支援内容、職員体制、受入対象の特性等により、利用者や関係機関から選択される事業所とそうでない事業所が生じていることに加え、利用調整や広域的なマッチングの仕組みが十分に機能していない可能性が考えられる。また、都道府県等における「ニーズに対して足りている」との認識についても、把握されているニーズ自体が潜在的ニーズを十分に反映していない可能性がある点に留意が必要である。

以上を踏まえると、現行の支援体制は、総量としては一定程度確保されているものの、利用ニーズとの適合や地域・事業所間の偏在といった観点において課題を有していると整理できる。このことは、個々の状況に応じた切れ目のない自立支援の実現という観点からも重要な論点である。

したがって、今後は単に事業所数や定員といった量的指標による把握にとどまらず、利用者のニーズと支援内容との適合状況や、事業所間の利用状況の偏りを踏まえた体制整備を行う必要がある。また、広域的な利用調整や情報共有の仕組みの強化、職員体制の充実等を通じて、利用希望者が適切な支援につながることで環境の整備が求められる。

② 各事業の支援内容について

調査結果から、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業のいずれにおいても、「日常生活支援」及び「精神的・心理的支援」が中心的な支援内容として実施されていることが明らかとなった。このことから、両事業においては、生活基盤の維持・安定と心理的側面への支援が、自立支援の基盤として重視されているものと考えられる。【図表 95、137】

一方で、個別の支援内容を見ると、児童自立生活援助事業においては「就学支援」、社会的養護自立支援拠点事業においては「住居確保支援」の実施割合が相対的に高い傾向が見られ、事業ごとに支援の重点に一定の違いが存在していることが確認された。

この点について、利用者の年齢構成を見ると、児童自立生活援助事業の入居者の平均年齢が約 18 歳であるのに対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用者は約 23 歳となっており、このような年齢層の違いを踏まえると、若年層においては進学や学習の継続に関する支援ニーズが高く、年齢が上がるにつれて住居の確保や生活基盤の安定に関する支援ニーズが顕在化するという、年齢層に応じた支援ニーズの変化が反映されているものと解釈できる。

このように、両事業は共通する基盤的支援を提供しつつも、対象者の年齢や置かれている状況に応じて支援内容に差異が生じている点は結果として生じている側面もあると考えられ、個々の利用者のニーズに応じた支援が、事業間でどのように接続されているかについては必ずしも明らかではないため、進学支援から就労・生活支援、さらには住居確保へといった自立過程における支援ニーズの変化に対して、両事業の役割や事業間連携が十分に整理されていない場合には、支援が断続的となるおそれがあり、自立支援の実現という観点からも重要な課題である。

また、両事業において共通して実施されている日常生活支援や精神的・心理的支援については、いずれの年齢層においても継続的に必要とされる基盤的支援である一方で、その提供体制や支援の質については事業者ごとの差異が生じている可能性も考えられる。

以上を踏まえると、現行の支援内容は、利用者の年齢層に応じた一定の対応がなされているものの、両事業の役割や事業間連携が必ずしも体系的に整理されているとはいえず、結果として個々のニーズに応じた一貫した支援の提供に課題が生じている可能性がある。今後は、年齢層に応じた支援ニーズの変化を踏まえつつ、両事業の役割や事業間連携を図ることにより、包括的な自立支援の実現に向けた体制整備が求められる。

③ 各事業における利用者のニーズについて

調査結果から、都道府県等が想定する支援ニーズとしては、児童自立生活援助事業においては「自立に向けた生活スキルの習得や社会性を身につける支援」、「通学・進学や就労に関する支援」が重視されており、社会的養護自立支援拠点事業においては「日常的な生活に関する相談支援」や「通学・進学や就労に関する支援」が中心となっていることが確認された。【図表 18、25、34、46】

一方で、事業者が認識するニーズについて見ると、児童自立生活援助事業では「日常生活支援」や「住居確保支援」、社会的養護自立支援拠点事業では「住居確保支援」や「精神的・心理的支援」といった、より生活基盤の維持・安定に直結する支援ニーズが重視されている傾向が見られた。また、利用者自身のニーズとしては、両事業において「生活スキルの習得」や「通学・進学・就労に関する支援」、「日常的な相談支援」等が挙げられており、一定程度の共通性が認められる。【図表 78、92、121、134】

このように、都道府県等、事業者、利用者の三者の間でニーズの捉え方に差異が見られる点は重要であり、都道府県等は比較的中長期的な自立像を見据えたニーズを重視する傾向があるのに対し、事業者は日々の支援を通じて顕在化する喫緊の生活課題を重視しており、利用者はその双方にまたがるニーズを有していると整理できる。

この認識の差異自体は、それぞれの立場の違いを反映したものであると一定程度合理的であると考えられるものの、これらが十分にすり合わされていない場合には、支援の優先順位や内容に齟齬が生じる可能性がある。

また、このような認識の差異が生じている背景としては、都道府県等と事業者との間で利用者の実態やニーズに関する情報共有や分析が十分に行われていないことに加え、当事者の意見を継続的に支援に反映する仕組みが十分に機能していない可能性が考えられる。この点は、(1)で示した実態把握や協議会の機能が十分に活用されていない状況とも関連していると考えられる。

以上を踏まえると、現行の支援ニーズの把握は、多層的に行われているものの、それぞれの認識が十分に統合されておらず、結果として支援の方向性や優先順位に影響を及ぼしている可能性があり、個々の状況に応じた適切な自立支援の実現という観点からも重要な課題である。

したがって、今後は都道府県等、事業者、当事者の間で支援ニーズに関する認識を共有・統合することが求められるとともに、当事者の視点を踏まえた継続的なニーズ把握と支援への反映を強化していく必要がある。これにより、短期的な生活支援と中長期的な自立支援を両立させた、より実効性の高い支援の提供につなげていくことが重要である。

④ 自立支援計画について

調査結果から、自立支援計画については、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の双方で、多くの事業者が「必要に応じて都度見直す」または「半年に一度」といった頻度で計画の見直しを行っていることが確認された一方で、約1割の事業者では計画の見直しを行っていないとの回答もあり、自立支援計画の運用が必ずしも一貫して実施されていない現状があることも示された。【図表 71、72、114、115】

自立支援計画の運用上の課題としては、児童自立生活援助事業においては「計画に基づく支援の成果を測る指標が不明確であること」や「他機関との情報共有が十分でないこと」、社会的養護自立支援拠点事業では「策定のための情報収集に十分な時間が確保できないこと」や「利用者本人の意向や状況を十分に反映しづらいこと」が挙げられた。これらの課題は、計画の策定・運用・評価において、質の確保や利用者のニーズ反映が十分になされていない可能性を示唆している。【図表 73、116】

さらに、両事業とも計画の実施にあたり連携する機関は多岐にわたり、児童相談所や教育機関、福祉事務所、医療機関、就労支援機関等が含まれる。しかし、多機関間で情報やニーズを共有する仕組みが十分でない場合、支援の内容や方向性に齟齬が生じ、計画が現場の支援実態や利用者の状況に必ずしも即したものにならないおそれがある。

これらの状況を踏まえると、現行の自立支援計画は概ね定期的な見直しを行っているものの、計画策定段階での情報不足、効果測定の難しさ、利用者ニーズの反映の不十分さという構造的課題が存在していると整理できる。特に、利用者の意向や年齢層に応じた支援ニーズが計画に十分反映されていない場合、個々の自立支援の成果や支援の一貫性が損なわれる可能性がある。

したがって、今後は計画策定に必要な情報を確保する体制の整備、効果測定のための明確な指標の設定、そして当事者の状況や意向を計画に反映させる仕組みの強化が求められる。また、複数機関間での情報共有や連携を確保することも、計画の質と実効性を担保する上で不可欠である。

⑤ 児童自立生活援助事業における、年齢・実施場所の弾力化による影響について

調査結果から、児童自立生活援助事業において、年齢及び実施場所の弾力化が導入されたことにより、事業者からは以下のメリットが報告されている。「入居者の状況に応じて、長期的な視点で柔軟な対応が可能になった」や「支援の打ち切りによる孤立や困窮を防ぐことができるようになった」との回答が得られた。【図表 80】

これらの結果は、これまでの年齢制限や実施場所の限定では十分に対応できなかったことから、利用者個々の年齢層や生活状況等に応じた柔軟な支援が可能となったことを示している。特に、若年層の学習・就労準備期間から、より年齢層の高い就労や生活基盤確立期間までを見据えた長期的な支援計画が立てられるようになったことは、支援の連続性確保という観点で重要である。

年齢や実施場所の弾力化により、支援内容の決定も利用者本人の状況・意向や関係機関との調整を踏まえて柔軟に行うことが可能となったことにより、必要な期間だけ必要な支援を提供する体制が整い、これまでの制度上による孤立や困窮のリスクを低減できる点が大きな特徴で

ある。

こうした点は、個々の年齢層に応じた自立支援を実現する上で、児童自立生活援助事業の実効性を高めるものであると考えられ、今後は、弾力化の利点を最大限に活かすために、利用者の状況把握やニーズ反映の仕組み、関係機関との連携体制を強化することが求められ、結果として、年齢・実施場所の弾力化は、支援の柔軟性と利用者中心の対応を可能とする一方で、計画の質や支援の一貫性を担保するための運用上の工夫も併せて必要であると整理できる。

<まとめ>

調査結果等から、児童自立生活援助事業では充足率は比較的高いものの、利用希望が一部事業者に集中する傾向が見られる。また、社会的養護経験者等の実態把握や協議会の設置状況を見ると、当事者の声が十分に反映されず、ニーズの有無やその内容を含めた、全体像の把握が不十分な状況にある。今後は、実態把握調査や協議会の活用、アウトリーチによる周知等を通じて、支援ニーズを正確に把握することが重要である。

また、利用者の年齢や状況に応じた支援ニーズを見ると、若年層では就学・進学支援、より年齢の高い層では住居確保や生活基盤の安定に関する支援の必要性が高いことが示されており、これを踏まえ、両事業の役割や支援内容を整理し、年齢や状況に応じた切れ目のない支援体制を検討することが求められるが、年齢・実施場所の弾力化により、必要な期間・内容で柔軟に支援を提供できる体制が整備されつつあるものの、計画策定や関係機関との調整に伴う運用上の工夫も必要である。

さらに、自立支援計画については、策定段階の情報不足や効果測定の困難さが課題であり、利用者本人の意向や状況、関係機関の意見を適切に反映する仕組みが求められる。計画は随時見直されることが望ましく、利用者のニーズや年齢層の変化に対応した支援の質向上が必要である。

加えて、都道府県等と事業者の間で利用者像や支援ニーズの共有が十分でない場合があり、この認識のズレを解消することも重要であり、多様な関係機関との連携を含め、段階的かつ計画的に支援を提供するための協働体制を整備し、本人の意向や状況に即した支援の提供が求められる。

(3) リサーチクエスチョン3について(社会的養護下の子ども等について事業としての支援が終了できないケースにおいて、その要因はなにか)

支援を十分に実施できていない要因について

調査結果から、社会的養護下の子ども等に対する支援が事業として終了できないケースにおいては、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業のいずれにおいても、当事者のトラウマ等の影響や、職員数・専門人材の不足が主な要因として挙げられている。また、支援の難易度としては、精神的・心理的支援や障害・疾患等のある当事者への個別支援が高い傾向にあることが示されている。【図表 77、79、120、122】

これらの結果は、利用者の抱える課題が複雑かつ重層的であり、従来你的生活支援や就労支援のみでは十分に対応しきれない実態を示している。特に、トラウマや心理的課題は短期間での改善が困難であり、本人の意思決定や対人関係の形成にも影響を及ぼすことから、自立に向けた段階的な支援の継続が不可欠であると考えられる。

また、職員数や専門人材の不足は、こうした高度で個別性の高い支援を十分に提供する上での制約となっており、結果として支援の質や継続性に影響を及ぼしている可能性がある。とりわけ、精神的・心理的支援や障害・疾患への対応には専門的知見が求められるため、十分な支援体制が構築されていない場合、支援の停滞や長期化につながることを示唆される。

さらに、これらの課題を背景として、利用者本人との協働による適切な目標設定の難しさや、医療機関をはじめとする関係機関との連携の重要性が一層高まっていることが窺え、事業所の支援のみで完結するには限界があり、多機関連携による包括的な支援体制の構築が求められている。

こうした点は、支援が終了できないケースが個人の問題に起因するものだけではなく、支援体制や資源の制約とも密接に関連していることを示しており、今後は、専門人材の確保・育成や職員体制の充実、並びに医療・福祉・教育・就労支援等との連携強化を推進することが求められる。結果として、支援終了の困難さは、利用者の課題の複雑性と支援体制の限界が相互に影響し合う中で生じているものであることから、支援基盤全体の強化が必要であると整理できる。

<まとめ>

調査結果等から、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業においては、当事者のトラウマ等の影響や職員数・専門人材の不足により、自立支援の円滑な実施が困難となるケースが一定程度存在することが明らかとなった。特に、精神的・心理的支援や障害・疾患等を抱える当事者への対応は支援の難易度が高く、現行の支援体制では十分に対応しきれない状況が窺える。

このため、支援の実効性を高めるには、専門性を有する人材の確保・育成や職員体制の充実を図るとともに、研修やスーパービジョン等を通じた支援力の向上が重要である。また、自立支援計画については、本人の意向を踏まえた適切な目標設定と、実施状況の継続的な把握・評価・見直しを行うことで、個々の状況に応じた柔軟な支援を可能とすることが求められる。

さらに、医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関との連携を一層強化し、多面的な視点から支援を行う体制が不可欠であり、こうした取組を通じて、支援の質の向上と継続的かつ安定した支援の実現が期待される。

(4) リサーチクエスチョン4について(社会的養護下の子ども等について事業としての支援が終了できたケースにおいて、その要因はなにか)

効果的だった取組や、利用者が「あって良かった」と感じた支援内容について

調査結果から、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業において支援が終了できたケースでは、日常生活支援を基盤としつつ、精神的・心理的支援や就学支援、住居確保支援といった複数の支援が組み合わされて提供されていることが示されている。また、利用者が「あって良かった」と感じた支援として、身近に相談できる大人の存在や、精神的に不安定な時にも継続的に関わってもらえる関係性が挙げられている。【図表 97、139】

これらの結果は、自立支援の達成には、単一の支援のみではなく、生活面、心理面、教育・就労支援の各側面に対する包括的な支援が重要であることを示している。特に、日常生活支援は基礎的な生活の安定を支える役割を果たしながら、段階的に自立へと移行していく構造が見て取れる。

また、事業者と利用者の双方において効果的と認識される支援内容に大きな乖離が見られないことは、支援の方向性が利用者のニーズと一定程度合致していることを示唆しており、支援の実効性を裏付ける要素であると考えられる。とりわけ、精神的・心理的支援については、利用者の安心感や自己肯定感の回復に寄与している可能性があり、自立の基盤形成において重要な役割を果たしていると考えられる。

一方で、精神的・心理的支援は高度な専門性を要し、支援の難易度が高い分野であることから、すべての事業所において十分に提供できているとは限らない状況も示唆される。このため、支援終了に至ったケースは、こうした支援が適切に機能した結果である一方で、支援体制や職員の専門性によって成果に差が生じる可能性もあると考えられる。

さらに、利用者との継続的な関係性の中で信頼関係が構築されていることが、支援を受け入れたり、その後の行動の変化につながったりと、結果として支援終了に至る要因の一つとなっていることが窺える。

こうした点を踏まえると、支援終了が可能となるケースは、生活基盤の安定、心理的な安定、社会的自立に向けた準備が相互に作用した結果であり、今後は、これらを総合的に支える支援の質と体制を確保することが重要であると整理できる。

<まとめ>

調査結果等から、事業者と利用者間で効果的と認識される支援内容に大きな乖離は見られず、現行の支援は一定程度、利用者のニーズに即したものとなっていることが示された。一方で、精神的・心理的支援については必要性が高いにもかかわらず、十分なノウハウや体制が整っていない状況が課題として挙げられる。

このため、今後は専門性を有する職員体制の充実に加え、医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関との連携を強化し、多面的な支援を継続的に提供できる体制の整備が重要である。特に、関係機関との情報共有やケース会議等を通じて利用者の状況を的確に把握し、適切な支援につなげるものが求められる。

また、こうした連携体制の強化は、支援の継続性・安定性の確保に加え、専門的支援の質の向上や職員負担の軽減にも資するものであり、結果として、利用者の状態変化に応じた切れ目のない支援の実現につながると考えられる。

(5) その他(「支援の終了」「自立」の考え方について)

「支援の終了」「自立」の考え方について

調査結果から、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業においては、支援の終結を判断する指標として、「安定した住居や生活環境の確保」や「利用者本人の意見又は意向の尊重」が共通して重視されていることが示されている。また、児童自立生活援助事業では就労等による経済的安定の確認、社会的養護自立支援拠点事業では相談支援を通じた自己理解や主体性の醸成が重視される傾向が見られる。さらに、ヒアリングからは、「自己理解と自信を持つこと」や「必要時に他者へ助けを求められること」、「目標を持つこと」などが「自立」の重要な要素として認識されていることが明らかとなった。【図表 75、118】

これらの結果は、「自立」が単に経済的・物理的な安定を意味するものではなく、心理的側面や社会的関係性を含む多面的な概念として捉えられていることを示しており、住居や就労といった生活基盤の安定に加え、自己理解や自己決定力、支援を適切に活用できる力といった内面的・関係的要素が、「自立」に重要な役割を果たしていると考えられる。

また、前述のとおり、事業ごとに重視される観点に違いが見られる点は、それぞれの事業の機能や支援内容を反映したものであると考えられるが、一方で「自立」の評価が多様であることにより、支援の終結判断にばらつきが生じる可能性も示唆される。このことは、支援の適切な終了時期の見極めを難しくする要因ともなり得る。

こうした点を踏まえると、支援の終了や自立の判断は、生活基盤の安定といった客観的指標に加え、本人の意向や内面的な変化を含めた総合的な視点から行う必要があり、今後は、多様な自立のあり方を前提とした評価の枠組みや、支援終了後も必要に応じて支援につながるができる体制の整備が重要であると整理できる。

<まとめ>

調査結果等を踏まえると、「支援の終了」は一律の基準で判断するのではなく、利用者本人の意向を尊重しつつ、生活基盤の安定状況等を総合的に勘案して判断することが重要である。また、支援終了後も必要に応じて再び支援につながるができるよう、関係性を維持する視点を支援の過程に組み込むことが求められる。

さらに、「自立」は多面的な概念であり、今回の調査結果等をもとに画一的に定義することは困難であることから、生活基盤の確保に加え、本人の主体性や支援活用力といった観点を含めた柔軟な評価の枠組み等についても検討していく必要がある。

このため、今後は、支援終了の判断基準の在り方や自立の捉え方について整理を進めるとともに、支援終了後も切れ目なく支援につながるができる体制の整備を図ることが重要である。

4. 総論

社会的養護下のこども等への自立支援の効果をさらに高めるためには、「支援の終了」や「自立」の概念を多面的に捉え、継続的に検討していくことが不可欠である。具体的には、単に生活基盤の安定や就労状況で終了を判断するのではなく、利用者本人の主体性や自己決定力、必要時に支援を適切に活用できる力といった心理・社会的側面を含めた総合的な評価軸の検討が求められる。

併せて、支援終了後も利用者が相談できる関係性を維持する仕組みを整備することが重要である。これにより、支援終了後の生活上の困難や心理的不安定に対して早期に対応可能となり、利用者の安全・安心を確保するとともに、自立に向けた主体的な行動を支援する環境を持続的に提供できる。

さらに、こうした概念や仕組みを支援現場に反映させるためには、現状の課題や利用者ニーズの変化を継続的に把握する体制が必要である。これにより、社会的養護下のこども等に対する自立支援の質を一層向上させ、長期的かつ包括的な支援の実現につなげることが期待される。

付録 質問紙調査 調査票

自治体向け質問紙調査票

自治体（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）への質問紙調査票を以下に掲載する。

1. 基本情報

設問	選択肢	回答方式
自治体名	都道府県 (47)、指定都市 (20)、 児童相談所設置市・区 (16) ※プルダウンで選択し回答	SA
担当部署		FA
連絡先（メールアドレス）		FA

2. 児童自立生活援助事業について

設問	選択肢	回答方式
貴自治体において、児童自立生活援助事業（I型）の利用対象とする者についてご回答ください。	1 貴自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票の有無を問わない） 2 貴自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票がある者のみ） 3 貴自治体に居住している者に限定せず利用可としている 4 その他（FA）	SA
児童自立生活援助事業（I型）への申込み人数（延べ）についてご回答ください。 ※同じ人が複数回申込みをした場合でも、その申込み回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。	R6年度中（〇〇名） R7年度中（2025/8/31 まで） （〇〇名）	Num
児童自立生活援助事業（I型）への申込みを受け、実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数（延べ）についてご回答ください。 ※同じ人を複数回受け入れた場合でも、その受け入れ回数分すべてを足し合わせた数値をご回	R6年度中（〇〇名） R7年度中（2025/8/31 まで） （〇〇名）	Num

設問	選択肢	回答方式
<p>答ください。</p>		
<p>児童自立生活援助事業（I型）への申込みを受けたが、受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合、その理由をご回答ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人または保護者の意向により利用を辞退されたため 2 申込み後、他事業等の別の支援を利用することとなったため 3 事業者の定員超過により受け入れが難しかったため 4 事業者の定員超過以外の理由で、受け入れ条件に合致しなかったため 5 貴自治体に居住していない者からの申込みだった（住民票の有無を問わない）ため 6 受け入れ業務担当者の不在や兼務する業務量等の問題により対応が難しかったため 7 申込みを受けて、受け入れなかった人はいない 8 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>児童自立生活援助事業（I型）への申込みを受けたが、定員超過により受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合、事業者数を増やすことが困難である理由をご回答ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者を見つけることが難しいため 2 予算が不足しているため 3 対象者の把握やニーズの分析が十分にできていないため 4 事業の運営、関係機関との調整や運用方法が複雑であるため 5 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>貴自治体に居住していないためI型への申込みを受け入れなかった者がいる場合、どのような対応を行いましたか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 居住自治体につないだ 2 居住自治体に相談するように伝え、申込みを断った 3 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>児童自立生活援助事業（I型）について、どのようなニーズがあると考えていますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急の宿泊先や安心して生活できる一時的な居場所を必要としている 2 自立に向けた生活スキルや交 	<p>MA</p>

設問	選択肢	回答方式
	<p>流等を通した社会性を身につける支援を必要としている</p> <p>3 通学/進学や就労などに関する支援を必要としている</p> <p>4 日常生活についての相談支援を必要としている</p> <p>5 心身の回復に関する支援を必要としている</p> <p>6 支援者（機関）との密接な関係性を必要としている</p> <p>7 特にニーズはない</p> <p>8 その他（FA）</p>	
<p>貴自治体において、児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の利用対象とする者についてご回答ください。</p>	<p>1 貴自治体に居住者している者に限り利用可としている（住民票の有無を問わない）</p> <p>2 貴自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票がある者のみ）</p> <p>3 貴自治体に居住している者に限定せず利用可としている</p> <p>4 その他（FA）</p>	SA
<p>児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込みが人数（延べ）についてご回答ください。</p> <p>※同じ人が複数回申込みをした場合でも、その申込み回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。</p>	<p>R6年度中（〇〇名）</p> <p>R7年度中（2025/8/31 まで）（〇〇名）</p>	Num
<p>児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込みを受け、実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数（延べ）についてご回答ください。</p> <p>※同じ人を複数回受け入れた場合でも、その受け入れ回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。</p>	<p>R6年度中（〇〇名）</p> <p>R7年度中（2025/8/31 まで）（〇〇名）</p>	Num

設問	選択肢	回答方式
<p>児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込みを受けたが、受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合、その理由をご回答ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人または保護者の意向により利用を辞退されたため 2 申込み後、他事業等の別の支援を利用することとなったため 3 事業者の定員超過により受け入れが難しかったため 4 事業者の定員超過以外の理由で、受け入れ条件に合致しなかったため 5 貴自治体に居住していない者からの申込みだった（住民票の有無を問わない）ため 6 受け入れ業務担当者の不在や兼務する業務量等の問題により対応が難しかったため 7 申込みを受けて、受け入れなかった人はいない 8 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>児童自立生活援助事業（Ⅱ型）への申込みを受けたが、定員超過により受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がいる場合、事業者数を増やすことが困難である理由をご回答ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者を見つけることが難しいため 2 予算が不足しているため 3 対象者の把握やニーズの分析が十分にできていないため 4 事業の運営、関係機関との調整や運用方法が複雑であるため 5 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>貴自治体に居住していないためⅡ型への申込みを受け入れなかった者がいる場合、どのような対応を行いましたか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 居住自治体につないだ 2 居住自治体に相談するように伝え、申込みを断った 3 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>児童自立生活援助事業（Ⅱ型）について、どのようなニーズがあると考えていますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急の宿泊先や安心して生活できる一時的な居場所を必要としている 2 自立に向けた生活スキルや交流等を通した社会性を身につ 	<p>MA</p>

設問	選択肢	回答方式
	ける支援を必要としている 3 通学/進学や就労などに関する支援を必要としている 4 日常生活についての相談支援を必要としている 5 心身の回復に関する支援を必要としている 6 支援者（機関）との密接な関係性を必要としている 7 特にニーズはない 8 その他（FA）	
貴自治体において、児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の利用対象とする者についてご回答ください。	1 貴自治体に居住者している者に限り利用可としている（住民票の有無を問わない） 2 貴自治体に居住している者に限り利用可としている（住民票がある者のみ） 3 貴自治体に居住している者に限定せず利用可としている 4 その他（FA）	SA
児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込み人数（延べ）についてご回答ください。 ※同じ人が複数回申込みをした場合でも、その申込み回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。	R6年度中（〇〇名） R7年度中（2025/8/31 まで） （〇〇名）	Num
児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込みを受け、実際に受け入れた（実際の利用に繋がった）人数（延べ）についてご回答ください。 ※同じ人を複数回受け入れた場合でも、その受け入れ回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。	R6年度中（〇〇名） R7年度中（2025/8/31 まで） （〇〇名）	Num
児童自立生活援助事業（Ⅲ型）	1 本人または保護者の意向によ	MA

設問	選択肢	回答方式
<p>への申込みを受けたが、受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がある場合、その理由をご回答ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用を辞退されたため 2 申込み後、他事業等の別の支援を利用することとなったため 3 事業者の定員超過により受け入れが難しかったため 4 事業者の定員超過以外の理由で、受け入れ条件に合致しなかったため 5 貴自治体に居住していない者からの申込みだった（住民票の有無を問わない）ため 6 受け入れ業務担当者の不在や兼務する業務量等の問題により対応が難しかったため 7 申込みを受けて、受け入れなかった人はいない 8 その他（FA） 	
<p>児童自立生活援助事業（Ⅲ型）への申込みを受けたが、定員超過により受け入れなかった（実際の利用に繋がらなかった）人がある場合、事業者数を増やすことが困難である理由をご回答ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業者を見つけることが難しいため 2 予算が不足しているため 3 対象者の把握やニーズの分析が十分にできていないため 4 事業の運営、関係機関との調整や運用方法が複雑であるため 5 その他（FA） 	MA
<p>貴自治体に居住していないためⅢ型への申込みを受け入れなかった者がいる場合、どのような対応を行いましたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 居住自治体につないだ 2 居住自治体に相談するように伝え、申込みを断った 3 その他（FA） 	MA
<p>児童自立生活援助事業（Ⅲ型）について、どのようなニーズがあると考えていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急の宿泊先や安心して生活できる一時的な居場所を必要としている 2 自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている 	MA

設問	選択肢	回答方式
	3 通学/進学や就労などに関する支援を必要としている 4 日常生活についての相談支援を必要としている 5 心身の回復に関する支援を必要としている 6 支援者（機関）との密接な関係性を必要としている 7 特にニーズはない 8 その他（FA）	
措置解除者等について、誰が児童自立生活援助事業の案内をしていますか。	1 児童相談所 2 養育した児童養護施設や里親家庭等 3 社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所 4 地域の当事者団体 5 里親支援センター・民間フォスタリング機関 6 自治体（本庁） 7 特に案内は行っていない 8 その他（FA）	MA
措置解除者等について、どのような方法で児童自立生活援助事業の案内をしていますか。	1 自治体のHPで事業所等の情報を公開 2 こども家庭庁で作成した資料（チラシ）を使用している 3 自治体で独自に作成した資料を使用している 4 事業所で独自に作成した資料を使用している 5 措置解除前に事業の説明をしている 6 直接当事者を訪問している 7 特に案内は行っていない 8 その他（FA）	MA
【児童相談所へのご確認をお願いいたします】 児童自立生活援助事業所を紹介	1 はい 2 いいえ	SA

設問	選択肢	回答方式
後、実際の利用中の様子について、児童相談所は事業所と連携し把握していますか。		
【児童相談所へのご確認をお願いいたします】 把握している場合、連携頻度についてご回答ください。	1 毎週（週に1度） 2 隔週（2週に1度） 3 毎月（月に1度） 4 その他（FA）	SA
【児童相談所へのご確認をお願いいたします】 把握している場合、連携方法についてご回答ください。	1 書面（メール、FAX等） 2 対面（訪問等） 3 電話 4 その他（FA）	MA
【児童相談所へのご確認をお願いいたします】 児童自立生活援助事業所を利用している児童等について、児童相談所ではどのような手法でフォローアップ（事業利用開始後の経過の見守り）を実施していますか。	1 定期的な個別連絡（電話・メール・SNS） 2 定期的な個別訪問・面談 3 相談窓口の設置 4 その他（FA）	MA
【児童相談所へのご確認をお願いいたします】 児童自立生活援助事業所を利用している児童等へのフォローアップ（事業利用開始後の経過の見守り）について、どのような点に課題を感じますか。	1 当事者本人との連絡が取れない/取りづらい 2 人員不足により、手厚い/継続的な支援を十分に実施できない 3 フォローアップに必要な予算が不足しており、支援を十分に実施できない 4 フォローアップ内容が不明確で、ニーズに合っているか分からない 5 当事者本人を現在支援している機関との連絡が取れない/取りづらい 6 その他（FA）	MA
【児童相談所へのご確認をお願いいたします】児童自立生活援助事業における自立支援について	1 重要ではない 2 あまり重要ではない 3 どちらでもない	5 件法

設問	選択肢	回答方式
<p>て、当事者がどのような状態であれば、施設として児童自立生活援助事業の支援を終結できる（退所することができる）と判断しているか、判断する際の指標についてご回答いただきます。以下それぞれの指標について、判断時の重要度を5段階でご回答ください。①安定した住居や生活環境を確保できた状態（一時的な滞在支援を経て、本人が安心して暮らせる住居を確保し、生活が安定している等）②相談支援を通じて、本人が自分の課題を認識し、主体的に取り組む意識が育まれた状態（支援計画に基づき、本人が自らの課題に向き合い、支援者と協働して解決に向けて動き出した等）③就労や進学など、将来に向けた具体的な行動が始まった状態（就職活動の開始、アルバイトの継続、進学の準備など、自立に向けた行動が見られるようになった等）④就労等によって経済的な安定が確認できた状態（生計を立てられるほどの収入を得ている状況が一定期間続いている等）⑤メンタル面が安定している状態（感情のコントロールができる等）⑥孤立状態から脱して信頼できる人間関係や支援ネットワークが形成された状態（相互交流の場や支援者との関係を通じて、孤立感が軽減され、継続的な支援につながる事ができた等）</p>	<p>4 やや重要 5 非常に重要</p>	

設問	選択肢	回答方式
<p>【児童相談所へのご確認をお願いいたします】</p> <p>上記以外の指標として、重要視するものがあればご回答ください。</p>		FA

3. 社会的養護自立支援拠点事業について

設問	選択肢	回答方式
貴自治体において、社会的養護自立支援拠点事業を実施していますか。	1 はい 2 いいえ	SA
社会的養護自立支援拠点事業の利用者数（延べ）	R6年度中（〇〇名） R7年度中（2025/8/31 まで） （〇〇名）	Num
社会的養護自立支援拠点事業について、どのようなニーズがあると考えていますか。	1 緊急の宿泊先や安心して生活できる一時的な居場所を必要としている 2 自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている 3 通学/進学や就労などに関する支援を必要としている 4 日常生活についての相談支援を必要としている 5 心身の回復に関する支援を必要としている 6 相互交流の場を必要としている 7 より個別のニーズに応じた支援を必要としている 8 特にニーズはない 9 その他（FA）	MA
ニーズに対し、事業者数は足りていると考えますか。	1 足りている 2 足りていない	SA
事業者数がニーズに対し足りていないと考える場合、事業者数を増やすことが困難である理由をご回答ください。	1 事業者を見つけることが難しいため 2 予算が不足しているため 3 対象者の把握やニーズの分析が十分にできていないため 4 事業の運営、関係機関との調整や運用方法が複雑であるため 5 その他（FA）	MA

設問	選択肢	回答方式
<p>社会的養護自立支援拠点事業について、これまで公的支援に繋がらなかった人向けに、管内でどのように周知を行っていますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の公共機関（福祉事務所、ハローワーク、学校等）でのチラシやポスター配布及び情報提供 2 地域の商業施設（コンビニ、スーパー等）でのチラシやポスター等の配布及び情報提供 3 自治体の SNS やウェブサイト等を活用した情報発信 4 地域の民間団体（NPO 法人等）との連携による周知活動 5 周知はできていない 6 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>具体的な周知方法をご回答ください。</p>		<p>FA</p>
<p>措置解除者等について、誰が社会的養護自立支援拠点事業の案内をしていますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談所 2 養育した児童養護施設や里親家庭等 3 児童自立生活援助事業の実施事業所 4 地域の当事者団体 5 里親支援センター・民間フォスタリング機関 6 自治体（本庁） 7 特に案内は行っていない 8 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>措置解除者等について、どのような方法で社会的養護自立支援拠点事業の案内をしていますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治体のHPで事業所等の情報を公開 2 こども家庭庁で作成した資料（チラシ）を使用している 3 自治体で独自に作成した資料を使用している 4 事業所で独自に作成した資料を使用している 5 措置解除前に事業の説明をしている 6 直接当事者を訪問している 	<p>MA</p>

設問	選択肢	回答方式
	7 特に案内は行っていない 8 その他 (FA)	

4. 社会的養護自立支援実態把握調査について

設問	選択肢	回答方式
実態把握調査を実施していますか。	1 はい 2 いいえ	SA
調査の実施方法についてご回答ください。	1 国の「社会的養護自立支援実態把握事業」として実施 2 自治体の独自事業として実施 3 その他 (FA)	SA
調査の報告書のリンクまたはファイルを添付してください。添付が困難である場合は、その理由をお答えください。	1 リンク・ファイル 2 添付が困難な場合、その理由 (FA)	SA
調査内容について、どのように検討されましたか。	1 社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱に記載の内容をもとに自治体にて検討 2 社会的養護自立支援協議会にて構成員とともに検討 3 過去の類似調査をもとに自治体にて検討 4 その他 (FA)	MA
管内の自立支援の体制評価について、どのように実施していますか。	1 調査結果をもとに社会的養護自立支援協議会にて評価 2 調査結果をもとに自治体（本庁）にて評価 3 調査結果は参考程度にとどめている 4 体制評価は実施していない 5 その他 (FA)	MA
実態把握調査を実施していない理由は何ですか。	1 実施のための予算が不足しているため 2 実施のための人員が不足しているため 3 実態把握調査の必要性を感じないため 4 その他 (FA)	MA
なぜ必要性を感じていないか、理由をご回答ください。		FA

5. 社会的養護自立支援協議会について

設問	選択肢	回答方式
社会的養護自立支援協議会を設置していますか。	1 はい 2 未設置だが設置予定 3 いいえ	SA
社会的養護自立支援協議会を設置していない理由は何ですか。	1 運営に必要な予算が不足しているため 2 運営に必要な人員が不足しているため 3 社会的養護自立支援協議会の必要性を感じていないため 4 関係機関との調整が難しいため 5 その他 (FA)	MA
なぜ必要性を感じていないか、具体的な理由をご回答ください。		FA
社会的養護自立支援協議会の構成員についてご回答ください。 ※構成員リストを別途添付ください。	1 当事者 (社会的養護経験者等) 2 児童相談所 3 こども家庭センター 4 児童福祉施設 5 里親 6 ファミリーホーム 7 自立援助ホーム 8 社会的養護自立支援拠点事業所 9 医療機関 10 就労支援機関 11 その他 (FA)	MA
社会的養護自立支援協議会の開催頻度についてご回答ください。	1 1カ月に1度 2 3カ月に1度 3 半年に1度 4 年に1度 5 その他 (FA)	SA

6. その他

設問	選択肢	回答方式
貴自治体において、独自に実施している社会的養護経験者等への自立支援の取組があればご回答ください。		FA

児童自立生活援助事業者向け質問紙調査票

児童自立生活援助事業者への質問紙調査票を以下に掲載する。

1. 基本情報

設問	選択肢	回答方式
事業種別	1 I型 2 II型 3 III型（ファミリーホーム）	SA
法人種別	1 株式会社 2 合同会社 3 一般社団法人 4 NPO法人 5 社会福祉法人 6 地方公共団体 7 その他（FA）	SA
事業所所在地（都道府県等） ※別シート「自治体リスト」からプルダウンで選択し回答いただく想定です。	都道府県（47）、指定都市（20）、 児童相談所設置市・区（16）	SA
事業開始年月日		Num
入居定員	〇〇名（2025/8/31時点）	Num
人員体制（I型） ※常勤換算の計算方法 （非常勤職員の雇用契約等に基づく一月の勤務時間の合計÷就業規則等に基づく常勤職員の一月の勤務時間）＝常勤換算人数 （小数点第3位を四捨五入）	管理者（指導員と兼務なし）（〇〇名） 管理者（指導員と兼務）（〇〇名） 指導員（管理者を除く）（常勤〇〇名 非常勤〇〇名） 補助員（常勤〇〇名 非常勤〇〇名、非常勤職員の常勤換算人数） 個別対応職員（常勤〇〇名） 自立支援担当職員（常勤〇〇名、非常勤〇〇名） 心理担当職員（非常勤〇〇名） その他（FAで役割及び人数（常勤・非常勤別＋非常勤職員の常勤換算人数）を回答）	Num
人員体制（II型）	管理者（指導員と兼務なし）（〇	

設問	選択肢	回答方式
<p>※常勤換算の計算方法 (非常勤職員の雇用契約等に基づく一月の勤務時間の合計÷就業規則等に基づく常勤職員の一月の勤務時間) = 常勤換算人数 (小数点第3位を四捨五入)</p>	<p>○名) 管理者(指導員と兼務)(○○名) 指導員(管理者を除く)(常勤○○名 非常勤○○名) 補助員(常勤○○名 非常勤○○名、非常勤職員の常勤換算人数) その他(FAで役割及び人数(常勤・非常勤別+非常勤職員の常勤換算人数)を回答)</p>	
<p>人員体制(Ⅲ型) ※ファミリーホームの人員体制をご記入ください。</p>	<p>養育者(○○名) 補助者(○○名) 個別対応職員(○○名) その他(FAで役割及び人数を回答)</p>	Num
<p>入居者数</p>	<p>施設入居:○○名 (2025/8/31時点) 本人居宅:○○名 (2025/8/31時点)</p>	Num
<p>事業利用者数(延べ) ※同じ人が複数回利用した場合でも、その利用回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。 ※一時保護委託児は含めないようご注意ください。</p>	<p>R6年度中(○○名) R7年度中(2025/8/31まで) (○○名)</p>	Num

2. 自立支援の内容及び支援ニーズ

設問	選択肢	回答方式
措置解除者等に対し、どのような方法で児童自立生活援助事業の案内をしていますか。	1 自治体のHPで事業所等の情報を公開 2 こども家庭庁で作成した資料(チラシ)を使用している 3 自治体で独自に作成した資料を使用している 4 事業所で独自に作成した資料を使用している 5 措置解除前に事業の説明をしている 6 直接当事者を訪問している 7 特に案内は行っていない 8 その他 (FA)	MA
自立支援計画について、定期的に見直しを行っていますか。	1 はい 2 いいえ	SA
自立支援計画の見直しの頻度についてご回答ください。	1 1 - 2か月に一度 2 3 - 4か月に一度 3 半年に一度 4 年に一度 5 必要に応じて都度見直している 6 見直しはできていない 7 その他 (FA)	SA
自立支援計画を策定、運用する上での課題についてご回答ください。	1 計画策定のための情報収集に十分な時間が確保できない 2 他機関(児童相談所、施設、学校等)との情報共有が不十分 3 計画策定のために必要な知識が不足している 4 利用者本人の意向や状況を十分に反映しづらい 5 継続的なモニタリングや再アセスメントができていない 6 計画に基づく支援の進捗管理ができていない 7 計画に基づく支援の成果を測	MA

設問	選択肢	回答方式
	るための指標が不明確 8 特に課題はない 9 その他 (FA)	
自立支援を行うにあたり、連携している機関を教えてください。	1 児童相談所 2 児童養護施設 3 自立援助ホーム 4 母子生活支援施設 5 児童自立支援施設 6 児童心理治療施設 7 里親・ファミリーホーム 8 児童家庭支援センター 9 里親支援センター・民間フォスタリング機関 10 社会的養護自立支援拠点事業所 11 障害者支援施設 (入所) 12 障害者支援施設 (通所) 13 福祉事務所(生活保護担当等) 14 妊産婦等生活援助事業所 15 困難女性支援関係機関 (女性自立支援施設、女性相談支援センター等) 16 学校・教育機関 (中高・定時制・通信制等) 17 ハローワーク、就労支援機関 18 社会福祉協議会 19 医療機関 (精神科・心療内科等) 20 弁護士・司法機関 21 NPO 等の支援団体 22 その他 (FA)	MA
児童自立生活援助事業における自立支援について、当事者がどのような状態であれば、施設として児童自立生活援助事業の支援を終結できる (退所することができる) と判断しているか、	1 重要ではない 2 あまり重要ではない 3 どちらでもない 4 やや重要 5 非常に重要	5 件法

設問	選択肢	回答方式
<p>判断する際の指標についてご回答いただきます。</p> <p>以下それぞれの指標について、判断時の重要度を5段階でご回答ください。</p> <p>①安定した住居や生活環境を確保できた状態 （一時的な滞在支援を経て、本人が安心して暮らせる住居を確保し、生活が安定している等）</p> <p>②相談支援を通じて、本人が自分の課題を認識し、主体的に取り組む意識が育まれた状態 （支援計画に基づき、本人が自らの課題に向き合い、支援者と協働して解決に向けて動き出した等）</p> <p>③就労や進学など、将来に向けた具体的な行動が始まった状態 （就職活動の開始、アルバイトの継続、進学の準備など、自立に向けた行動が見られるようになった等）</p> <p>④就労等によって経済的な安定が確認できた状態 （生計を立てられるほどの収入を得ている状況が一定期間続いている等）</p> <p>⑤メンタル面が安定している状態（感情のコントロールができる等）</p> <p>⑥孤立状態から脱して信頼できる人間関係や支援ネットワークが形成された状態 （相互交流の場や支援者との関係を通じて、孤立感が軽減され</p>		

設問	選択肢	回答方式
継続的な支援につながる事ができた等) ⑦利用者本人の意見又は意向を尊重		
上記以外の指標として、重要視するものがあればご回答ください。		FA
「4 やや重要」又は「5 非常に重要」と回答した指標/要素に対し、自立支援を十分に実施できていますか。5段階でご回答ください。	1 実施できていない 2 あまり実施できていない 3 どちらでもない 4 概ね実施できている 5十分に実施できている 6 「やや重要」又は「非常に重要」と回答した指標/要素はない	5 件法
十分に実施できていない場合、その要因はどのようなものが考えられますか。	1 専門人材が不足しているため 2 職員数が不足しているため 3 予算が不足しているため 4 関係機関との連携が不十分であるため 5 当事者のニーズ把握が不十分であるため 6 当事者のトラウマ等の影響により支援が不十分であるため 7 特に要因として考えられるものはない 8 十分に実施できているため該当なし 9 その他 (FA)	MA
以下それぞれの支援について、ニーズの高さを5段階でご回答ください。 ①精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） ②住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など）	1 低い 2 やや低い 3 どちらでもない 4 やや高い 5 非常に高い	5 件法

設問	選択肢	回答方式
<p>③就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など）</p> <p>④通学支援（送迎、学校での人間関係構築など）</p> <p>⑤就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など）</p> <p>⑥就労定着支援（職場への定期訪問など）</p> <p>⑦法律相談</p> <p>⑧家族との関係の調整</p> <p>⑨日常生活支援（食生活、金銭管理等）</p> <p>⑩支援終了後の継続的なフォローアップ</p> <p>⑪外国籍・LGBTQ など多様な背景を持つ者への個別支援</p> <p>⑫障害・疾患等のある当事者への個別支援</p>		
<p>上記以外の支援で、ニーズが高い支援があればご回答ください。</p>		FA
<p>以下それぞれの支援について、対応の難易度を5段階でご回答ください。</p> <p>①精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど）</p> <p>②住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など）</p> <p>③就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など）</p> <p>④通学支援（送迎、学校での人間関係構築など）</p> <p>⑤就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など）</p>	<p>1 難しい</p> <p>2 やや難しい</p> <p>3 どちらでもない</p> <p>4 あまり難しくない</p> <p>5 全く難しくない</p>	5 件法

設問	選択肢	回答方式
⑥就労定着支援（職場への定期訪問など） ⑦法律相談 ⑧家族との関係の調整 ⑨日常生活支援（食生活、金銭管理等） ⑩支援終了後の継続的なフォローアップ ⑪外国籍・LGBTQ など多様な背景を持つ者への個別支援 ⑫障害・疾患等のある当事者への個別支援		
上記以外の支援で、難易度が高い支援があればご回答ください。		FA
法改正により児童自立生活援助事業の対象年齢が広がったことで生じた良い変化にはどのようなものがありますか。	1 支援の打ち切りによる、孤立や困窮を防ぐことができるようになった （年齢による一律の支援終了がなくなり、必要な人に必要な期間だけ支援を提供できるようになった等） 2 入居者の状況に応じて、長期的な視点で柔軟な対応が可能になった （年齢ではなく、本人の状況や意向、関係機関との調整を踏まえて支援内容を決めることができる等） 3 入居者の多様な進路選択を後押しすることができるようになった （就職を選ばざるを得ないケースが減り、大学・専門学校への進学を支援できる等） 4 入居者との信頼関係を構築、維持しやすくなった	MA

設問	選択肢	回答方式
	<p>(慣れた環境で支援者との関係を継続することができ、心理的安心感や自立に向けた意欲が高まる等)</p> <p>5 他の機関や制度との連携が円滑になった</p> <p>(社会的養護自立支援拠点事業や生活困窮者自立支援制度等との接続がスムーズになる等)</p> <p>6 特に良い変化はない</p> <p>7 その他 (FA)</p>	
<p>法改正により児童自立生活援助事業の対象年齢が広がったことで生じた課題にはどのようなものがありますか。</p>	<p>1 支援対象者の把握や支援開始の判断が難しくなった</p> <p>(年齢だけでなく「状況に応じた判断」が必要となり、支援開始の基準が曖昧になりやすい等)</p> <p>2 支援期間が長期化した</p> <p>(対象年齢の弾力化に伴い、支援期間が長期化したことにより自立が難しい等)</p> <p>3 支援対象者のニーズが多様化し、職員の知識・スキルとのミスマッチが生じている</p> <p>(高校生、大学生、就職活動中の若者など、年齢や生活状況に応じた支援設計が必要になった等)</p> <p>4 入居定員を上回る申込みにより、受け入れを断る件数が増加した</p> <p>(入居定員が不足している等)</p> <p>5 関係機関との調整や連携が複雑化し、業務負荷が高まった</p> <p>(教育機関、就労支援機関、</p>	<p>MA</p>

設問	選択肢	回答方式
	医療機関などとの連携が必要となり、調整業務が増加している等) 6 特に課題はない 7 その他 (FA)	

3. ケース票 (対象：2025/10/1 時点の全ての入居者)

設問	選択肢	回答方式
年齢 (不明の場合は「不明」とご記載ください。)		FA
性別	1 女性 2 男性 3 その他 4 回答しない	SA
就学/就労の状況	1 就学している 2 就労している (正規雇用) 3 就労している (非正規雇用) 4 就学・就労ともにしていない 5 不明 6 その他 (FA)	MA
障害の状況 ※手帳の有無を問わず、支援者としての見立てに基づきご記入ください。	1 身体障害 2 知的障害 3 精神障害 4 発達障害 5 なし 6 不明	MA
被虐待経験	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待 5 なし 6 不明	MA
社会的養護の合計入所期間 (不明の場合は「不明」とご記載ください。)		FA
以下の周囲の人々との人間関係について、どの程度良好かをご	1 良好ではない 2 あまり良好ではない	5 件法

設問	選択肢	回答方式
<p>回答ください。</p> <p>※各選択肢に該当する人々のうち、最も関係が良好な方に合わせてご回答ください。</p> <p>①家族 ②親族・保護者 ③学校や職場の友人・教師等の関係者 ④貴事業所（・施設）の職員 ⑤貴事業所（・施設）の児童等 ⑥貴事業所以外に利用している事業所（施設）の職員 ⑦その他、連携機関の職員等の関係者（かかりつけ医等）</p>	<p>3 どちらでもない 4 やや良好 5 非常に良好</p>	
事業利用期間	○年○か月	Num
事業利用開始の経緯	<p>1 児童相談所ケースワーカーによる紹介 2 養育した児童養護施設や里親家庭等による紹介 3 社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所による紹介 4 地域の当事者団体による紹介 5 里親支援センター・民間フォスタリング機関による紹介 6 自治体（本庁）による紹介 7 #1～6 には該当しない、本人の自主的な申込み 8 その他（FA）</p>	MA
今後の進路の見通し（進学希望 就労希望 等）	<p>1 進学希望 2 就労（正規雇用）希望 3 就労（非正規雇用）希望 4 就労（非正規雇用から正規雇用を目指している）希望 5 特になし</p>	MA
当該児童の自立支援のニーズはどのようなものがありますか。	<p>1 緊急の宿泊先や安心して生活できる一時的な居場所を必要としている</p>	MA

設問	選択肢	回答方式
	2 自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている 3 通学/進学や就労などに関する支援を必要としている 4 日常生活についての相談支援を必要としている 5 心身の回復に関する支援を必要としている 6 支援者（機関）との密接な関係性を必要としている 7 特にニーズはない 8 その他（FA）	
<p>当該児童の支援において難しいと感じる内容はどのようなものがありますか。</p>	1 ニーズに対応するための支援者のスキルや知見が不足していると感じている 2 地域社会とのつながりを十分に持たせることができず、孤立しやすい 3 利用者との接点を持ちづらく、関係構築に時間がかかる 4 支援終了後のフォローアップ体制が不十分 5 本人に障害特性があるため対応が困難 6 本人に主体性や自立に向けた意欲がない 7 特に難しいと感じる内容は無い 8 その他（FA）	MA
<p>当該児童が、自立にあたってかかえている課題はどのようなものがあると考えられますか。</p>	1 住居の確保や生活費の管理など、生活基盤の安定 2 就労や進学に関する情報・支援の不足 3 人間関係や孤立感など、精神的・社会的な不安 4 行政や支援機関とのつながり	MA

設問	選択肢	回答方式
	の希薄さ 5 特に課題はない 6 その他 (FA)	
<p>当該児童の自立に向けて実施している支援の内容についてご回答ください。</p>	1 精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） 2 住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） 3 就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） 4 通学支援（送迎、学校での人間関係構築など） 5 就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） 6 就労定着支援（職場への定期訪問など） 7 法律相談 8 家族との関係の調整 9 日常生活支援（食生活、金銭管理等） 10 支援終了後の継続的なフォローアップ 11 外国籍・LGBTQ など多様な背景を踏まえた個別支援 12 障害・疾患等のある当事者への個別支援 13 その他 (FA)	MA
<p>当該児童に対して実施している自立支援の中で、最も注力している（重要視している）自立支援はどのような内容ですか。</p>	1 精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） 2 住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） 3 就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） 4 通学支援（送迎、学校での人	SA

設問	選択肢	回答方式
	間関係構築など) 5 就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） 6 就労定着支援（職場への定期訪問など） 7 法律相談 8 家族との関係の調整 9 日常生活支援（食生活、金銭管理等） 10 支援終了後の継続的なフォローアップ 11 外国籍・LGBTQ など多様な背景を踏まえた個別支援 12 障害・疾患等のある当事者への個別支援 13 その他（FA）	
問 40 で回答した自立支援の内容について、どのような支援を行っているか具体的にご回答ください。		FA
当該児童への自立支援として効果的であった施策・取組があれば、どのようなものであったかご回答ください。	1 精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） 2 住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） 3 就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） 4 通学支援（送迎、学校での人間関係構築など） 5 就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） 6 就労定着支援（職場への定期訪問など） 7 法律相談 8 家族との関係の調整 9 日常生活支援（食生活、金銭	MA

設問	選択肢	回答方式
	管理等) 10 支援終了後の継続的なフォローアップ 11 外国籍・LGBTQ など多様な背景を踏まえた個別支援 12 障害・疾患等のある当事者への個別支援 13 効果は不明である 14 その他 (FA)	
回答について不明点があった場合に照会させていただくため、事業所名と連絡先（メールアドレス、電話番号）をご記入ください。	事業所名：○○ 連絡先：○○	FA

社会的養護自立支援拠点事業者向け質問紙調査票

社会的養護自立支援拠点事業者への質問紙調査票を以下に掲載する。

1. 基本情報

設問	選択肢	回答方式
法人種別	1 株式会社 2 合同会社 3 一般社団法人 4 NPO 法人 5 社会福祉法人 6 地方公共団体 7 その他 (FA)	SA
実施場所	1 独立型拠点 (オフィス・相談室) 2 施設併設型 (児童養護施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設等) 3 公共施設内設置型 (市区町村や児童相談所等) 4 教育機関連携型 (学校の施設内) 5 地域交流スペース・カフェ等 6 若者支援に関連する施設 (地域若者サポートステーションや子ども・若者総合相談センター等) 7 その他 (FA)	SA
事業所所在地 (都道府県等)	都道府県 (47)、指定都市 (20)、児童相談所設置市・区 (16)	SA
人員体制 ※ 常勤換算の計算方法 (非常勤職員の雇用契約等に基づく一月の勤務時間の合計÷就業規則等に基づく常勤職員の一月の勤務時間) = 常勤換算人数 (小数点第3位を四捨五入)	支援コーディネーター (管理者) (〇〇名) 生活相談支援員 (常勤〇〇名 非常勤〇〇名、非常勤職員の常勤換算人数) 就労相談支援員 (常勤〇〇名 非常勤〇〇名、非常勤職員の常勤換算人数) その他 (FA で役割及び人数 (常	Num

設問	選択肢	回答方式
	勤・非常勤別+非常勤職員の常勤換算人数) を回答)	
事業利用者数 (延べ) ※同じ人が複数回利用した場合でも、その利用回数分すべてを足し合わせた数値をご回答ください。	R6年度中 (〇〇名) R7年度中 (2025/8/31 まで) (〇〇名)	Num
令和6年度の社会的養護自立拠点事業利用者のうち、これまで公的支援の利用がなかった人数を把握していますか。	1 はい 2 いいえ	SA
社会的養護自立拠点事業利用者のうち、これまで公的支援の利用がなかった人数 (延べ)	R6年度中 (〇〇名) R7年度中 (2025/8/31 まで) (〇〇名)	Num
相互交流の場の提供、支援計画策定、相談支援の他に、事業所内で実施している事業内容があればご回答ください。	1 心理療法支援 2 法律相談支援 3 一時避難的かつ短期間の居場所の提供 4 その他 (FA) 5 特になし	MA
一時避難的かつ短期間の居場所の提供について、一度に宿泊可能な定員数をご回答ください。	〇〇名	Num

2. 自立支援の内容及び支援ニーズ

設問	選択肢	回答方式
措置解除者等に対し、どのような方法で社会的養護自立支援拠点事業の案内をしていますか。	1 自治体のHPで事業所等の情報を公開 2 こども家庭庁で作成した資料(チラシ)を使用している 3 自治体で独自に作成した資料を使用している 4 事業所で独自に作成した資料を使用している 5 措置解除前に事業の説明をしている 6 直接当事者を訪問している 7 特に案内は行っていない 8 その他 (FA)	MA
これまで公的支援に繋がらなかった者に対し、どのような方法で社会的養護自立支援拠点事業の案内をしていますか。	1 自治体のHPで事業所等の情報を公開 2 こども家庭庁で作成した資料(チラシ)を使用している 3 自治体で独自に作成した資料を使用している 4 事業所で独自に作成した資料を使用している 5 措置解除前に事業の説明をしている 6 直接当事者を訪問している 7 特に案内は行っていない 8 その他 (FA)	MA
これまでに、社会的養護自立支援拠点事業への利用に繋がった経路を教えてください。	1 児童相談所からの紹介 2 児童養護施設からの紹介 3 自立援助ホームからの紹介 4 母子生活支援施設からの紹介 5 児童自立支援施設からの紹介 6 児童心理治療施設からの紹介 7 里親・ファミリーホームからの紹介 8 児童家庭支援センターからの紹介	MA

設問	選択肢	回答方式
	<p>9 里親支援センター・民間フォスタリング機関からの紹介</p> <p>10 児童自立生活援助事業所からの紹介</p> <p>11 障害者支援施設（入所）からの紹介</p> <p>12 障害者支援施設（通所）からの紹介</p> <p>13 福祉事務所（生活保護担当等）からの紹介</p> <p>14 妊産婦等生活援助事業所からの紹介</p> <p>15 困難女性支援関係機関（女性自立支援施設、女性相談支援センター等）からの紹介</p> <p>16 学校・教育機関（中高・定時制・通信制等）からの紹介</p> <p>17 ハローワーク、就労支援機関からの紹介</p> <p>18 社会福祉協議会</p> <p>19 医療機関（精神科・心療内科等）からの紹介</p> <p>20 弁護士・司法機関</p> <p>21 NPO 等の支援団体からの紹介</p> <p>22 既存の利用者からの紹介</p> <p>23 友人・知人からの紹介 ※既存の利用者からの紹介は除く</p> <p>24 児童相談所や児童養護施設への訪問</p> <p>25 アウトリーチ活動（事業所側からの働きかけ）による訪問 ※児童相談所や児童養護施設への訪問は除く</p> <p>26 本人または家族からの相談、問い合わせ（SNS 等を通じた相談等）</p> <p>27 その他（FA）</p>	

設問	選択肢	回答方式
アウトリーチ活動（事業所側からの働きかけ）の内容について具体的にご回答ください。		FA
これまで公的支援へつながらなかった人を支援につなげるためのアプローチ方法について、事業者として独自に実施している方法がありますか。	1 はい 2 いいえ	MA
具体的にどのような方法でアプローチしているかご回答ください。		FA
自立支援計画について、定期的に見直しを行っていますか。	1 はい 2 いいえ	SA
自立支援計画の見直しの頻度についてご回答ください。	1 1 - 2か月に一度 2 3 - 4か月に一度 3 半年に一度 4 年に一度 5 必要に応じて都度見直している 6 見直しはできていない 7 その他 (FA)	SA
自立支援計画を策定、運用する上での課題についてご回答ください。	1 計画策定のための情報収集に十分な時間が確保できない 2 他機関（児童相談所、施設、学校等）との情報共有が不十分 3 計画策定のために必要な知識が不足している 4 利用者本人の意向や状況を十分に反映しづらい 5 継続的なモニタリングや再アセスメントができていない 6 計画に基づく支援の進捗管理ができていない 7 計画に基づく支援の成果を測るための指標が不明確 8 特に課題はない 9 その他 (FA)	MA

設問	選択肢	回答方式
<p>自立支援を行うにあたり、連携している機関を教えてください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談所 2 児童養護施設 3 自立援助ホーム 4 母子生活支援施設 5 児童自立支援施設 6 児童心理治療施設 7 里親・ファミリーホーム 8 児童家庭支援センター 9 里親支援センター・民間フスタリング機関 10 児童自立生活援助事業所 11 障害者支援施設（入所） 12 障害者支援施設（通所） 13 福祉事務所(生活保護担当等) 14 妊産婦等生活援助事業所 15 困難女性支援関係機関（女性自立支援施設、女性相談支援センター等） 16 学校・教育機関（中高・定時制・通信制等） 17 ハローワーク、就労支援機関 18 社会福祉協議会 19 医療機関（精神科・心療内科等） 20 弁護士・司法機関 21 NPO等の支援団体 22 その他（FA） 	<p>MA</p>
<p>社会的養護自立支援拠点事業における自立支援について、当事者がどのような状態であれば、施設として社会的養護自立支援拠点事業の支援を終結できる（自立支援計画の目的を達成したとみなすことができる）と判断しているか、判断する際の指標についてご回答いただきます。以下それぞれの指標について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要ではない 2 あまり重要ではない 3 どちらでもない 4 やや重要 5 非常に重要 	<p>5 件法</p>

設問	選択肢	回答方式
<p>て、判断時の重要度を5段階でご回答ください。①安定した住居や生活環境を確保できた状態（一時的な滞在支援を経て、本人が安心して暮らせる住居を確保し、生活が安定している等）②相談支援を通じて、本人が自分の課題を認識し、主体的に取り組む意識が育まれた状態（支援計画に基づき、本人が自らの課題に向き合い、支援者と協働して解決に向けて動き出した等）③就労や進学など、将来に向けた具体的な行動が始まった状態（就職活動の開始、アルバイトの継続、進学の準備など、自立に向けた行動が見られるようになった等）④就労等によって経済的な安定が確認できた状態（生計を立てられるほどの収入を得ている状況が一定期間続いている等）⑤メンタル面が安定している状態（感情のコントロールができる等）⑥孤立状態から脱して信頼できる人間関係や支援ネットワークが形成された状態（相互交流の場や支援者との関係を通じて、孤立感が軽減され、継続的な支援につながる事ができた等）⑦利用者本人の意見又は意向を尊重</p>		
<p>上記以外の指標として、重要視するものがあればご回答ください。</p>		FA
<p>「4やや重要」又は「5非常に重要」と回答した指標/要素に対</p>	<p>1 実施できていない 2 あまり実施できていない</p>	5 件法

設問	選択肢	回答方式
し、自立支援を十分に実施できていますか。5段階でご回答ください。	3 どちらでもない 4 概ね実施できている 5 十分に実施できている 6 「やや重要」又は「非常に重要」と回答した指標/要素はない	
十分に実施できていない場合、その要因はどのようなものが考えられますか。	1 専門人材が不足しているため 2 職員数が不足しているため 3 予算が不足しているため 4 関係機関との連携が不十分であるため 5 当事者のニーズ把握が不十分であるため 6 当事者のトラウマ等の影響により支援が不十分であるため 7 特に要因として考えられるものはない 8 十分に実施できているため該当なし 9 その他 (FA)	MA
以下それぞれの支援について、ニーズの高さを5段階でご回答ください。 ①精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） ②住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） ③就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） ④通学支援（送迎、学校での人間関係構築など） ⑤就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） ⑥就労定着支援（職場への定期訪問など）	1 低い 2 やや低い 3 どちらでもない 4 やや高い 5 非常に高い	5 件法

設問	選択肢	回答方式
⑦法律相談 ⑧家族との関係の調整 ⑨日常生活支援（食生活、金銭管理等） ⑩支援終了後の継続的なフォローアップ ⑪外国籍・LGBTQ など多様な背景を持つ者への個別支援 ⑫障害・疾患等のある当事者への個別支援		
上記以外の支援で、ニーズが高いものがあればご回答ください。		FA
以下それぞれの支援について、対応の難易度を5段階でご回答ください。 ①精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） ②住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） ③就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） ④通学支援（送迎、学校での人間関係構築など） ⑤就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） ⑥就労定着支援（職場への定期訪問など） ⑦法律相談 ⑧家族との関係の調整 ⑨日常生活支援（食生活、金銭管理等） ⑩支援終了後の継続的なフォローアップ ⑪外国籍・LGBTQ など多様な背	1 難しい 2 やや難しい 3 どちらでもない 4 あまり難しくない 5 全く難しくない	5 件法

設問	選択肢	回答方式
景を持つ者への個別支援 ⑫障害・疾患等のある当事者への個別支援		
上記以外の支援で難易度が高い支援があればご回答ください。		FA
一時避難的かつ短期的な居場所を提供するに当たって、相互交流の場の提供や相談支援とは異なり、難しいと感じる支援があればご回答ください。		FA

3. ケース票

対象：

- ①事業開始後、全ての「一時避難的かつ短期間の居場所」による支援を受けている者
- ②「一時避難的かつ短期間の居場所」以外の相談等による支援を受けている者（3ヵ月以上継続して支援を受けている者に限る。）について、以下各5名程度
 - ・措置解除者等
 - ・これまで公的支援に繋がっていなかった者

※年齢分布のバランスをとって5名程度についてご回答いただいた

設問	選択肢	回答方式
年齢（不明の場合は「不明」とご記載ください。）		FA
性別	1 女性 2 男性 3 その他 4 回答しない	SA
現在の居住形態	1 一人暮らし（賃貸マンション等） 2 施設等に在籍/居住中（住所名：○○） 3 親族と同居 4 友人・知人と同居 5 不明 6 その他（FA）	SA
過去の社会的養護の経験有無	1 あり 2 なし 3 不明	SA

設問	選択肢	回答方式
過去の社会的養護経験（利用事業所・期間）	利用事業所：(FA) 期間：〇〇年〇ヵ月	FA
就学/就労の状況	1 就学している 2 就労している（正規雇用） 3 就労している（非正規雇用） 4 就学・就労ともにしていない 5 不明 6 その他（FA）	MA
障害の状況	1 身体障害 2 知的障害 3 精神障害 4 発達障害 5 なし 6 不明	MA
被虐待経験	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待 5 なし 6 不明	MA
以下の周囲の人々との人間関係について、どの程度良好かをご回答ください。 ※各選択肢に該当する人々のうち、最も関係が良好な方に合わせてご回答ください。 ①家族 ②親族・保護者 ③学校や職場の友人・教師等の関係者 ④貴事業所（・施設）の職員 ⑤貴事業所（・施設）の児童等 ⑥貴事業所以外に利用している事業所（施設）の職員 ⑦その他、連携機関の職員等の関係者（かかりつけ医等）	1 良好ではない 2 あまり良好ではない 3 どちらでもない 4 やや良好 5 非常に良好	5 件法
事業利用開始の経緯	1 児童相談所からの紹介	MA

設問	選択肢	回答方式
	<p>2 児童養護施設からの紹介</p> <p>3 自立援助ホームからの紹介</p> <p>4 母子生活支援施設からの紹介</p> <p>5 児童自立支援施設からの紹介</p> <p>6 児童心理治療施設からの紹介</p> <p>7 里親・ファミリーホームからの紹介</p> <p>8 児童家庭支援センターからの紹介</p> <p>9 里親支援センター・民間フォスタリング機関からの紹介</p> <p>10 児童自立生活援助事業所からの紹介</p> <p>11 障害者支援施設（入所）からの紹介</p> <p>12 障害者支援施設（通所）からの紹介</p> <p>13 福祉事務所（生活保護担当等）からの紹介</p> <p>14 妊産婦等生活援助事業所からの紹介</p> <p>15 困難女性支援関係機関（女性自立支援施設、女性相談支援センター等）からの紹介</p> <p>16 学校・教育機関（中高・定時制・通信制等）からの紹介</p> <p>17 ハローワーク、就労支援機関からの紹介</p> <p>18 社会福祉協議会</p> <p>19 医療機関（精神科・心療内科等）からの紹介</p> <p>20 弁護士・司法機関</p> <p>21 NPO 等の支援団体からの紹介</p> <p>22 既存の利用者からの紹介</p> <p>23 友人・知人からの紹介</p> <p>※選択肢 22 は除く</p> <p>24 児童相談所や児童養護施設へ</p>	

設問	選択肢	回答方式
	の訪問 25 アウトリーチ活動（事業所側からの働きかけ）による訪問 ※選択肢 24 は除く 26 本人または家族からの相談、問い合わせ（SNS 等を通じた相談等） 27 その他（FA）	
現在利用している公的支援の内容について具体的にご回答ください。		FA
今後の進路の見通し（進学希望 就労希望 等）	1 進学希望 2 就労（正規雇用）希望 3 就労（非正規雇用）希望 4 就労（非正規雇用から正規雇用を目指している）希望 5 特になし	MA
当該児童の自立支援のニーズはどのようなものがありますか。	1 緊急の宿泊先や安心して生活できる一時的な居場所を必要としている 2 自立に向けた生活スキルや交流等を通じた社会性を身につける支援を必要としている 3 通学/進学や就労などに関する支援を必要としている 4 日常生活についての相談支援を必要としている 5 心身の回復に関する支援を必要としている 6 相互交流の場を必要としている 7 より個別のニーズに応じた支援を必要としている 8 特にニーズはない 9 その他（FA）	MA
当該児童の支援において難しいと感じる内容はどのようなもの	1 ニーズに対応するための支援者のスキルや知見が不足して	MA

設問	選択肢	回答方式
<p>がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 いると感じている 2 地域社会とのつながりを十分に持たせることができず、孤立しやすい 3 利用者との接点を持ちづらく、関係構築に時間がかかる 4 支援終了後のフォローアップ体制が不十分 5 本人に障害特性があるため対応が困難 6 本人に主体性や自立に向けた意欲がない 7 特に難しいと感じる内容は無い 8 その他 (FA) 	
<p>当該児童が、自立にあたってかかえている課題はどのようなものがあると考えられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 住居の確保や生活費の管理など、生活基盤の安定 2 就労や進学に関する情報・支援の不足 3 人間関係や孤立感など、精神的・社会的な不安 4 行政や支援機関とのつながりの希薄さ 5 特に課題はない 6 その他 (FA) 	MA
<p>当該児童の自立に向けて実施している支援の内容についてご回答ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 精神的・心理的支援 (カウンセリング、メンタルケアなど) 2 住居確保支援 (連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など) 3 就学支援 (学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など) 4 通学支援 (送迎、学校での人間関係構築など) 5 就労支援 (ハローワークの紹介、雇用先確保など) 	MA

設問	選択肢	回答方式
	6 就労定着支援（職場への定期訪問など） 7 法律相談 8 家族との関係の調整 9 日常生活支援（食生活、金銭管理等） 10 支援終了後の継続的なフォローアップ 11 外国籍・LGBTQ など多様な背景を踏まえた個別支援 12 障害・疾患等のある当事者への個別支援 13 その他（FA）	
<p>当該児童に対して実施している自立支援の中で、最も注力している（重要視している）自立支援はどのような内容ですか。</p>	1 精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） 2 住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） 3 就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） 4 通学支援（送迎、学校での人間関係構築など） 5 就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） 6 就労定着支援（職場への定期訪問など） 7 法律相談 8 家族との関係の調整 9 日常生活支援（食生活、金銭管理等） 10 支援終了後の継続的なフォローアップ 11 外国籍・LGBTQ など多様な背景を踏まえた個別支援 12 障害・疾患等のある当事者への個別支援	SA

設問	選択肢	回答方式
	13 その他 (FA)	
回答した自立支援の内容について、どのような支援を行っているか詳細をご回答ください。		FA
当該児童への自立支援として効果的であった施策・取組があれば、どのようなものであったかご回答ください。	1 精神的・心理的支援（カウンセリング、メンタルケアなど） 2 住居確保支援（連絡先や保証人支援、家賃補助、住宅情報提供など） 3 就学支援（学習支援、受験指導、奨学金の情報提供や申請補助など） 4 通学支援（送迎、学校での人間関係構築など） 5 就労支援（ハローワークの紹介、雇用先確保など） 6 就労定着支援（職場への定期訪問など） 7 法律相談 8 家族との関係の調整 9 日常生活支援（食生活、金銭管理等） 10 支援終了後の継続的なフォローアップ 11 外国籍・LGBTQ など多様な背景を踏まえた個別支援 12 障害・疾患等のある当事者への個別支援 13 効果は不明である 14 その他 (FA)	MA
回答について不明点があった場合に照会させていただくため、事業所名と連絡先（メールアドレス、電話番号）をご記入ください。	事業所名：○○ 連絡先：○○	FA

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
社会的養護下のこども等への自立支援のあり方に関する調査研究
事業報告書

発行日：令和8年3月
発行：PwC コンサルティング合同会社